

は じ め に

１９６５（昭和４０）年に同和対策審議会答申が出されてから既に３０年が経過し、特別措置法に基づく同和対策が取り組まれてきて四半世紀以上が経過しました。

この間、県教育委員会においては、同和問題の早急な解決は行政の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って、１９７４（昭和４９）年９月に「同和教育の指導方針」を策定し、これに基づき同和教育の推進に努めてきました。その結果、学校教育や社会教育において同和教育が広く取り組まれるようになり、同和問題に対する県民の関心や認識も次第に深まってきました。

しかし、県民の同和地区住民に対する偏見や差別意識は今なお社会意識として根強く残存しており、部落差別にかかわる人権侵害が跡を絶たないという状況があります。

教育の場においても、差別発言等の差別事象がたびたび発生しています。また長年にわたる県内の企業や事業所及び市町村行政等による就職差別につながる不適切な採用選考の事実を、教職員や行政職員が問題提起さえできなかったという深刻な事態があります。

このような現状とその責任を県教育委員会として厳しく受け止め、本県同和教育の取り組みを総点検し、これまでの同和教育の成果と問題点、及び今後の課題を分析・検討しました。

その結果に基づき、１９８６（昭和６１）年に県教育委員会が作成した同和教育指導資料第１０集「学校同和教育の手引」を全面的に改定し、今後、学校教育と社会教育との連携のもとに、同和教育の一層の充実・強化が図られることをめざして、本小冊子を作成しました。

この同和教育指導資料は、今後における本県同和教育の推進の在り方について、その基本的な考え方や方向等をまとめたものです。特に、差別のない民主的な地域社会の実現という共通の目標の達成に向けて学校教育と社会教育が連携・協力し、地域ぐるみで同和教育が進められていくよう、学校同和教育と社会同和教育の両方をあわせた指導資料として作成したものです。

同和問題をはじめとする様々な人権問題の早期解決を図り、一人一人の人権が真に尊重される社会を実現するため、「人権と共生」を基調とする２１世紀に向けた国際的な潮流を踏まえながら、同和教育の一層の充実を図ることが、今、強く期待されています。

今後、県内のすべての学校や市町村等において、この指導資料を有効かつ積極的に御活用いただき、同和問題の一日も早い解決をめざして、それぞれの特色や創意を生かした魅力ある同和教育の創造と実践に努めていただきたいと思います。そして、今後、この指導資料に基づいて取り組まれた教育実践を広く交流し合いながら、同和教育の一層の推進と充実に取り組んでいただきますようお願いいたします。

１９９６（平成８）年３月

島 根 県 教 育 委 員 会

第 1 章

同和教育推進の 基本的な考え方

[1] 同和問題の現状と課題

1 同和問題に対する基本的な認識

人はすべて生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。日本国憲法は、この幸福と自由を求める権利を基本的人権としてすべての国民に等しく保障し、誰からも侵されることのない永久の権利であると定めています。

しかし、憲法が公布されて既に半世紀が経過する今日の社会に、人権尊重の理念が定着し、実際の国民生活の中に具現化されているとは言いがたい現実があります。とりわけ、部落差別をはじめ障害者差別、在日韓国・朝鮮人差別、女性差別、迷信による差別等の様々な差別が現存し、基本的人権を不当に侵害されている人々が存在するという現実、憲法がめざす民主社会実現の根幹にかかわる重大な問題です。

なかでも、同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、今日なお職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などが、同和地区の人々に対しては完全には保障されていないという深刻な社会問題です。

1965（昭和40）年の同和对策審議会答申（以下「同対審答申」という。）は、同和問題について、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。」とし、「近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題である。」ことを明確にしました。そして、「その早急な解決は国の責務であり、国民的課題である。」として、これまで四半世紀以上にわたって、国及び地方公共団体によって、特別措置法に基づく総合的な同和对策の諸施策が取り組まれてきました。

その結果、同対審答申で指摘されたような同和地区の生活環境等の劣悪な実態については概ね改善が図られました。しかし、同和問題に関する国民の偏見や差別意識は次第に解消の方向に進んでいるものの依然として根強く残存している状況がみられ、人権侵害も跡を絶たないという現状にあります。

同対審答申が出されて既に30年が経過する今日なお、部落差別は厳しく残存しているとの基本的な認識に立ち、今後、さらに同和問題の早期・完全解決に向けた主体的、積極的な取組みに努める必要があります。

(1) 同和問題の現状

同和地区の概況

「全国同和地区調査」は、１９６７（昭和４２）年、１９７１（昭和４６）年、１９７５（昭和５０）年に実施されました。この１９７５年調査及びその後の追加調査の結果、本県において同和地区を有する市町村数は２５市町村で、同和地区数は９７地区となっています。そのほか、歴史的社会的理由から低位な生活環境にあるのにもかかわらず、これまで同和対策事業の対象地域とされてこなかった地区も存在します。

本県の同和地区は、同和関係世帯数の少ない小規模な同和地区が多いという少数点在型の特徴を持っています。即ち、同和関係世帯数が１０世帯未満の地区が、全国では全体の約２割であるのに対し、本県では約４割となっており、また、地区世帯数が１００世帯以上の規模をもつ地区が、全国では約３割であるのに対し、本県では約１割という状況にあります。また、混住率（地区全体の人口に占める同和関係人口の割合）も低いという実態があります。

同和地区実態調査結果の概要

同和問題の現状を把握し、今後の同和対策の基本方向を検討するための基礎資料を得ることを目的に、本県では１９８９（平成元）年に「島根県同和地区実態調査」を実施しました。また、総務庁は、１９９３（平成５）年に「同和地区実態把握等調査」を実施しました。その結果、次のような実態が明らかになりました。 《資料参照》

【 同和地区の生活実態に関して 】

- * 本県の同和地区は、６５歳以上の人口の割合が１９８９年調査で１８．１％、１９９３年調査で２２．３％と高齢化が進んでいる。また、１５歳未満の人口の割合が１９８９年調査で１８．４％、１９９３年調査で１１．７％と減少しており、県平均と比較して１９９３年で５．４％少ない。
- * 生活環境等の改善が進み、全体的には周辺地域との格差は解消されつつあるが、不安定就労の割合が高く、県平均と比べて生活保護世帯（１９８９年調査では約５．５倍、１９９３年調査では約４．８倍）の割合も高い。
- * 婚姻の状況を出生地別夫婦組数でみると、１９９３年調査において、「夫婦とも同和地区の生まれ」が全体の６０．３％と最も多いが、「どちらか一方が同和地区の生まれ」は若年齢層ほど高く、３０歳未満では８０％を占めている。
- * １９８９年調査において、「結婚の時に周囲の反対があった」と回答している人が

40.8%あり、結婚後も親元と全く行き来していない場合が、「夫の親元」との場合で4%、「妻の親元」との場合で6%あった。

- * 1993年調査において、同和地区の35.1%の人たちが、「同和地区の人であるということで人権を侵害されたことがある。」と回答している。

その内容としては、「結婚」「日常の地域生活」「職場や職業上の付き合い」と回答した人がいずれも約4分の1（重複回答）近くを占め、「学校生活」と回答した人も16.4%あった。

また、人権を侵害された時の対応方法として「黙って我慢する。」と回答した人が、そのうちの約半数近くを占めている。

【 同和問題に対する県民の意識に関して 】

- * 同和地区の起源について「政治起源説」と回答した人は、1989年調査で39.6%、1993年調査で59.2%と増加している。また、1993年調査において「職業起源説」が17.2%、「人種起源説」が5.6%、「貧困起源説」が5.6%あるなど、誤った認識をもっている人も依然として少なくない。同和地区の人々の回答状況をみると、1993年調査において「政治起源説」と回答した人は78.2%であった。

- * 1993年調査の「同和地区の人との結婚に対する親としての態度」について、「子どもの意志を尊重し、親が口だしすべきでない。」と回答した人は39.7%にとどまり、「家族や親戚の反対があれば認めない。」と「絶対に認めない。」とを合わせて、15.3%の人が「結婚を認めない。」と回答している。また、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない。」と、親としてまず結婚に反対する立場に立つと回答した人が44.5%あった。

- * 1993年調査の「同和地区の人と恋愛し、結婚しようとした時、家族や親戚から反対された場合の本人の態度」について、「自分の意志を貫いて結婚する。」と回答した人は、全国平均の約3分の1に当たる5.9%にとどまり、「親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意志を貫いて結婚する。」が64.7%、また、「家族や親戚の反対があれば結婚しない。」と「絶対に結婚しない。」とを合わせて、29.4%の人が「結婚しない」と回答している。

- * 1993年調査の「同和問題を解決するための考え方」として、「人権意識を高める」と回答した人が54.9%と最も多い。一方、「自然になくなる」43.8%、「同和地区の人が差別に負けないように努力する」42.9%、「同和地区の人が分散して住む」41.6%など、誤った認識の人や傍観者的な態度の人も多く、全国平均と比較していずれも3～6%あまり高い割合を示している。

- * 講演会、研修会等への参加状況について、「参加したことはない」人が、1989年調査で69.7%、1993年調査で62.7%あった。また、「何回となく参加した」人は、1984年調査で5.7%、1989年調査で8.5%、1993年調査で

11.6%と、わずかずつではあるが増加してきている。しかし、1993年調査で「今後の啓発活動に対する意見」として、「ほどほどにすべき」「あまりやらない方がよい」「やるべきでない」等の消極的、否定的意見の人が52.9%を占め、「積極的に行うべき」の29.2%を大きく上回っている。また、学校同和教育についても、「積極的に行うべき」と考えている人は29.6%しかなく、消極的意見や否定的意見の人が55.8%を占めている。

一方、同和地区の人々についてみると、今後、啓発活動を「積極的に行うべき」が47.2%、学校同和教育を「積極的に行うべき」が44.7%と、同和地区外の人々に比べて教育・啓発活動に対する期待や関心が高い。

進学率等の状況

本県の同和地区生徒の進学率の状況をみると、高等学校等への進学率は以前に比べて高くなってきており、ここ数年90%前後で推移しています。しかし、年度によってかなりの変動がみられ、県全体の平均と比較するとこの数年はおよそ2～10%あまりの格差があります。また、大学等への進学率は約10～20%前後で推移し、全県の平均と比較すると約2分の1から3分の2前後にすぎないという状況にあります。

さらに、高等学校の中途退学者の割合も高いという実態があります。

(2) 同和問題解決のための今後の課題

1992(平成4)年3月、島根県同和対策協議会から、「今後の同和対策のあり方について」と題する提言が島根県知事に出されました。そのなかで、本県の同和問題の現状を分析し、今後の課題として次の三つの事項を指摘しています。

心理的差別の解消は、実態面の改善に比べかなり遅れており、今後最も力を注ぐべき課題である。

同和地区住民の就労、経営の状況はいまだ改善された状況にあるとはいえず、解決のための対策が求められている。

同和地区の生活環境改善のために必要な事業が今なお残されており、早急かつ計画的に実施する必要がある。

これらの課題を踏まえ、本県においては、1994(平成6)年6月、21世紀に向け差別のない明るく住みよい社会の構築をめざし、諸施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本方向を明らかにした「島根県同和対策推進計画」を策定しました。

この中で、特に、「県民の啓発・教育の充実」を重点施策の一つに掲げ、学校教育や社会教育において同和教育の一層の推進と充実に努めることとしています。

今後においては、心理的差別の解消に向けた同和教育の積極的な推進と、同和問題解決の中心的課題である同和地区の人々に対する教育の機会均等と就職の機会均等を保障していく取組みが重要な課題です。

[2] 本県の同和教育の現状と課題

1 同和教育の取組みの経過

本県では、１９７３（昭和４８）年に島根県同和教育推進協議会を設置し、１９７４（昭和４９）年には「同和教育の指導方針」を策定して学校教育や社会教育における同和教育の基本的な方向を明らかにしました。また、１９７９（昭和５４）年に県教育委員会に同和教育課を設置し、推進体制の整備を図りました。これらにより、それまで一部の学校や地域だけでの取組みであった同和教育が、全県的な取組みへと広がっていきました。

学校教育では、１９７７（昭和５２）年に島根県同和教育研究会が結成されました。また、１９８６（昭和６１）年には「学校同和教育の手引」を発行して、学校における同和教育の目標や推進体制の確立、指導の内容・方法等を示して学校同和教育の充実に努めてきました。

社会教育では、１９８２（昭和５７）年には県内全市町村に同和教育推進協議会が結成され、推進体制の整備や学習機会の拡充、また、啓発資料や学習資料の作成などが取り組まれてきました。

しかし、このような取組みを進める中で、１９８５（昭和６０）年、大阪府において本県出身の青年による道祖本（さいのもと）結婚差別事象が発生しました。

この差別事象への取組みにおいて、この青年が本県での中学・高校時代を通じて「同和教育を学んだ記憶がない。」と述べていること、また、家族が青年に同和地区に対する偏見や差別意識を注入し、結婚を断念するよう説得した事実を、県教育委員会として厳しく受け止めました。

そして、この差別事象は、単に青年とその家族の個人的な差別意識だけの問題ではなく、それを生み出した本県に根強く残存する同和地区に対する差別的な社会意識こそが真の原因であり、それを変革し、払拭できなかった本県の同和教育の不十分さが問題であると捉え、県教育委員会に重大な責任があると受け止めました。

県教育委員会では、このような基本的な認識に基づき、この事象を教訓としてそれまでの本県

同和教育の取り組みを見直し、一層の充実・強化を図ることとしました。

学校教育における同和教育（以下「学校同和教育」という。）では、高等学校における同和教育の推進や、社会科を中心とする同和問題の学習の充実に努めてきました。また、１９８７（昭和６２）年には島根県高等学校同和教育研究協議会が結成されました。

社会教育における同和教育（以下「社会同和教育」という。）では、地域ぐるみの取り組みや同和地区との交流学习、指導者養成事業等の充実と促進に努めてきました。

この結果、児童生徒の人権意識や県民の同和問題に対する理解と関心も次第に高まり、住民グループの自主的な活動や地区内外の交流も広がってきました。

2 同和教育の現状と課題

１９９２（平成４）年、「高校生による差別発言事象」が発生しました。さらに、１９９３（平成５）年に明らかになった「県内企業による採用選考差別事象」を発端に、その後相次いで県内の企業や事業所及び市町村行政等における差別選考の事実が明らかになりました。

県教育委員会は、このような事態とその責任を厳しく受け止め、これらの差別事象への取り組みを通して明らかになった課題に基づき、これまでの本県における同和教育の取り組みを総点検して、次のように問題点と課題を捉えました。

（１）同和教育の取り組み態勢

現在、同和教育は県内すべての市町村や学校等で取り組まれるようになってきました。しかし、同和教育が一部の担当者だけに任され、組織全体としての取り組みになっていないという実態もみられます。

学校教育では、これまで、基盤的指導・間接的指導・直接的指導の三つの指導法による同和教育を進めてきたことにより、この三つの指導法が学年段階による指導の順序、あるいは三層構造の指導の段階として捉えられ、同和教育が学校教育全体を通して展開されていないという実態がみられます。そのことから、社会、国語、道徳、特別活動等の特定の教科等だけでの授業を中心とする取り組みだけに終わっていたり、進路保障が欠落するなどの問題が生じています。また、同和教育の推進が社会科担当等の一部の教職員だけに委ねられているという状況もみられます。

行政機関においては、同和教育や啓発活動が担当者任せになっていたりと、教育行政機関の職員だけに委ねられている市町村も少なくないという問題があります。

このように、いまだに同和教育は特別な教育であり、特定の教育活動の中の限られた時間

だけで取り組めばよいといった誤った認識が存在しています。そして、その結果として、同和問題を「自分とは関係がない。」「自分は差別していない。」などと他人事として捉えている人も多く、同和問題の解決が真に県民や児童生徒一人一人の課題として主体的に受けとめられていないという問題を生み出しています。

このような現状認識に基づき、組織全体の共通理解と協力体制のもとに、教育活動全体を通して、部落差別の撤廃に向けた同和教育の推進と充実を図ることが重要な課題です。

(2) 実態把握と進路保障

本県においては、同和教育指導資料第10集「学校同和教育の手引」の進路保障に関する記述内容が不十分であったり適切でない点もあったため、これまで進路保障が同和問題解決の中心的課題に迫る重要課題であるとの認識が十分確立されていませんでした。そして、各学校において、同和地区へ出向いて児童生徒の学習や生活、健康等の実態を的確に把握し、進路保障に取り組む体制づくりや具体的な実践が極めて不十分な状況にありました。

また、教育行政や社会教育においても、学校教育と連携して進路保障を推進していく体制が十分には整えられていないという実態がありました。

さらに、進路の実現を阻む就職差別を根絶するために、県の教育行政をはじめとする関係行政機関、学校、企業等が相互に連携を図って具体的な対策を講じたり、迅速な取組みと適切な指導を十分行っていないとしました。その結果、多くの企業や行政等による差別選考が長年にわたって繰り返され、生徒たちの就職の機会を不当に奪うおそれのある深刻な状況を放置するという結果を招きました。

また、今なお格差が解消されていない同和地区生徒の高校進学や大きな格差のある大学進学等の問題について、その要因と課題を明確にし、進路保障の推進に努める必要があります。そして、全教職員が進路保障の重要性に対する認識を深め、取組み体制を確立して積極的な推進と充実を図ることが重要な課題です。

(3) 同和教育の内容

本県の同和教育は、同和問題に関する知識理解を重視した取組みに偏る傾向がありました。そして、身近に現存する部落差別の現実に触れることなく、心がけや思いやりの心を育てることを中心にした教育にとどまっている状況もみられます。

また、身近に部落差別の歴史と現実が存在し、差別を受けている人々が存在していても、自ら同和地区へ出かけて部落差別の現実を直視し、同和地区の人々の差別撤廃に向けた取組みや願いに学ぶ姿勢と実践が極めて不十分な現状にあります。

このように、これまで同和教育が、身近な地域や生活の中に現実に部落差別があってもその現実を見据えることなく取り組まれてきたため、同和問題は「過去の問題」「身近には存在しない問題」「自分とは関係のない問題」という誤った認識を学習者にさせてしまうという問題が生じています。

このような実態を踏まえ、学習者一人一人が同和問題を自分自身の問題として主体的に学習していくよう、今後、身近な地域社会に現存する部落差別の現実から学ぶ同和教育の創造と実践に努めることが重要です。

また、同和问题学習において、部落差別の厳しさと深刻さ、同和地区の低位性や差別され虐げられた歴史の側面が強調され、学習者に同和地区に対するマイナスイメージを植え付けかねないという問題があります。差別の厳しさと悲惨さのみを示すだけでは、学習者に「かわいそう。」「かわりたくない。」「自分でなくてよかった。」「同和地区の人たちは劣っている。」などの誤った認識を植え付け、差別意識を助長するおそれがあります。実際に学校教育等の場で、同和问题学習の中で習った用語を「劣ったもの」「一段低いもの」を表す言葉として遊びやふざけ、からかいなどの中で用いるという差別事象が発生しています。

このような現状を踏まえ、差別と闘い、たくましく生き抜いてきた同和地区の人々の生き方に学ぶ教育内容の創造に努め、同和问题学習の改善と充実を図ることが重要です。

(4) 生涯学習としての学習活動

これまでの同和问题の研修会や学習会は、とかく行政主導の割当・動員式の受け身の学習、あるいは知識や結論の詰め込み・押し付け型の学習内容や方法が多いという状況がみられました。そのため、同和問題を自分の問題として自発的に学習しようとする意欲や姿勢を学習者に十分育てることができず、学習者自身の差別意識の克服や差別解消への意欲と実践力の向上につながっていないという実態がみられます。

さらに、学習内容や方法がマンネリ化して新鮮味を欠き、学習者に「またか」という意識をいだかせ、同和问题の研修会や学習会等への参加者が減少、固定化するなどの問題もあります。

これまでの意識調査の結果をみると、今まで一度も講演会や研修会等に参加したことのない人が県民全体の6～7割を占めており、特に青年層の参加が少ないという実態があります。

このような現状を、すべての人々が、幼児期から高齢期までの生涯各期において、同和問題をはじめとする人権問題の学習に自発的に取り組んでいくよう、生涯学習の視点に立って学習活動の充実と促進を図ることが重要な課題です。

(5) 推進体制

同和教育の早期解決のためには、県民すべてが差別撤廃に向けてそれぞれの立場で主体的に努力することが必要です。

しかし、推進体制の整備・確立が不十分なためその機能が十分発揮されておらず、組織体としての取組みに格差が生じています。そして、学校間や校種間、また地域間や年代間において、同和教育の取組みや同和教育に対する認識に格差を生じさせています。

また、就学前から高等学校までの一貫した同和教育を進めるための連携体制や、学校教育、社会教育、家庭教育の連携が不十分な実態もみられます。

特に、就学前教育機関と義務教育学校との連携、義務教育学校と高等学校等の連携、市町村教育行政と高等学校等の連携等については、地域ぐるみの一貫した同和教育を推進するため、連携体制の整備と充実を図ることが望まれます。

また、学校と家庭・地域社会及び学校教育と社会教育との連携について、単なる連絡や情報交換だけでなく、相互の共通理解のもとに同和教育の目標達成に向けた効果的な実践が進められるよう、連携を図るべき内容とその方法等について十分検討する必要があります。

このような認識に基づき、学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの特質や役割について相互の理解を深め、差別のない民主的な地域づくりへ向けて共に取り組む連携体制の充実強化を図ることが重要な課題です。

(6) 指導者の姿勢と力量

同和教育の積極的な推進を図るためには、熱意と指導力のある指導者が必要です。また、組織的に同和教育を進めるためには、指導者の養成と確保に努め、指導体制の確立を図る必要があります。

しかし、本県において、たびたび同和教育の指導者による差別発言等の差別事象が発生しています。また、教職員や行政職員が、長年にわたる県内企業による差別選考の事実を問題提起さえできませんでした。関係行政機関においても、就職差別の実態把握や就職差別根絶に向けた取組み体制を確立していませんでした。このような深刻な事態とその責任を、教職員や行政職員等の同和教育の指導者は厳しく受け止めなければなりません。

さらに、同和教育の解決が学校全体、あるいは行政全体としての責務であるという認識と自覚が不十分で、一部の担当者任せになっていたり、「立場上」とか「してやる」「させられる」というような意識での実践に陥っているという現状も見受けられます。また、同和教育の担当を離れたり、同和教育研究指定等が終わると関心や意欲が薄れて実践活動が低下し、それまでの教育成果や啓発効果を十分に生かしていないという実態もみられます。

社会同和教育においては、指導者養成が計画的に取り組まれておらず、指導者の不足から地域住民への学習機会の提供が不十分であったり、教育・啓発活動が計画的、継続的に取り組まれていない市町村も少なくありません。

このような実態を踏まえ、同和教育を推進する指導者の計画的な養成と力量の向上を図るよう努めなければなりません。そして、教職員、行政職員等が同和教育の指導者としての責務を自覚し、同和問題の解決を自己課題化して取り組むことが重要な課題です。

* なお、本指導資料集において「児童生徒」と記述している中には、保育所及び幼稚園等の幼児も含むものとして表しています。

[3] 同和教育推進の基本的な方向

本県における同和教育の現状と課題を踏まえ、同和問題の早期解決を達成する同和教育を積極的、効果的に推進するため、次のことを「同和教育推進の基本的な方向」として重視する必要があります。

1. 同和教育をすべての教育活動の基底に据えて取り組む。

同和教育は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての人々の人権が尊重される民主的な社会の実現をめざして取り組まれる教育活動のすべてをその内容とする教育です。また、それは、教育基本法が教育の目的として示している「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間」「民主的で平和的な国家及び社会の形成者」の育成をめざす教育でもあります。

そこで、同和教育をすべての教育活動の基底に据え、同和教育の理念に基づく教育実践を日常的に進めていくことにより、差別のない民主的な社会の実現に努める意欲と実践力をもった人間を育てていくことが大切です。そして、それぞれの学校や教育機関・団体等の全員が一体となって、教育活動全体を通して同和教育を積極的に推進していくことが重要です。

2. 同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の進路の保障に努める。

同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の進路を保障する取組みを同和教育の重要課題に位置付け、組織的、計画的な取組みを進めていく必要があります。

そのため、学校、地域社会、家庭、行政、企業、団体等が相互に連携して進路保障に取り組むことが大切です。

推進に当たっては、取組み体制を確立し、差別撤廃に取り組む主体性をもって同和地区へ出向き、信頼関係を築きながら、地域の実情や部落差別の実態、及び児童生徒の実態と保護者の意見や願い等を的確に把握する必要があります。そして、その中から教育課題を明確にし、課題解決に向けた教育実践に積極的に取り組むことが大切です。

教育行政や社会教育においては、学校や同和地区との連携を図り、進路保障の支援体制を整えることが大切です。また、児童生徒が家庭や地域において将来への意欲と展望をもち、差別に立ち向かう態度を高めていくよう、同和地区の人々の自主的な教育・文化活動の促進を図り、同和地区における教育力の向上に努める必要があります。

3. 人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う教育内容の創造に努める。

学習者一人一人が自分の生活や生き方と関連づけながら部落差別をはじめとする差別の不当性や不合理性を科学的に捉え、差別を見抜き、差別を許さない人権意識を高め、差別をなくすために自ら行動する意欲と実践力を培う教育内容の創造に努める必要があります。

教育内容の創造に当たっては、何よりも差別の現実から学ぶことを基本に、地域や学習者の実態に即し、部落差別をはじめとする差別に対する科学的認識を育てる学習内容と方法の創意工夫が必要です。また、人間の尊厳に対する認識と人権尊重への自覚を深め、差別を見抜く鋭い感性や差別を許さない確かな人権意識を陶冶し、自他の人権を尊重する生き方を培う多様な学習内容の創造が求められます。

4. 同和問題をはじめとする様々な人権問題の学習を生涯学習体系に位置付け、自発的な学習活動の促進を図る。

同和問題をはじめとする様々な人権問題の学習を生涯学習体系に位置づけ、自発的な学習活動の促進に努める必要があります。

そのため、自主的な学習活動を奨励・援助するとともに、系統的な学習機会の拡充や学習資料の提供、及び自主的学習グループとそのリーダーの育成等に努めることが大切です。

また、幼児期、青少年期、成人期、高齢期それぞれのライフステージに応じた学習プログラムを創意工夫し、学習者の発達課題や生活課題に基づく計画的・体系的な人権問題の学習を進めていく必要があります。さらに、同和地区の人々による自主的な教育・文化活動の促進を図るとともに、同和地区内外の共同・交流学习を拡充していくことが望まれます。

5. 地域ぐるみで進める推進体制の確立を図る。

同和問題の解決は身近な地域の人々の正しい理解と問題解決のための実践の積み重ねによって可能となるものであり、差別のない民主的な「地域づくり」をめざして、地域住民共通の課題として同和教育に取り組むことが大切です。

そのため、それぞれの地域において、差別撤廃に向けたネットワークづくりに努め、学校等の教育機関、行政、各種団体、企業・職場、マスコミ、宗教団体、市民グループ、自治会等のすべての機関、団体、住民等が連携を図り、地域ぐるみの同和教育の推進体制を確立することが望まれます。

また、それぞれの学校、教育機関・団体等において、組織全体で取り組む推進体制を確立する必要があります。そして、各組織等のトップを中心として、全員が一体となって進めていくよう指導体制の充実と強化を図ることが大切です。

6. 指導者としての力量を高める。

同和教育を進めるに当たっては、何よりも、指導者である教職員や行政職員等の一人一人が同和問題に対する科学的な認識と差別への憤りを高め、同和問題の解決は自分自身の問題であり責務であるとの自覚を持って、問題解決に向けて主体的に取り組むことが重要です。

指導者は、反差別の立場に立って部落差別の現状や地域及び学習者の実態を正しく捉え、差別撤廃に向けた学習活動を粘り強く展開していくことが求められます。

また、同和地区の人々と共に学び、地域社会に厳しく残る部落差別の現実から深く学ぶ中で、「自分が変わらなければ人を変えることはできない」「差別を傍観することは、差別を温存助長することになる」との認識のもとに、指導者自らが自己変革と主体性の確立に努め、人権意識と指導力を高めることが大切です。

[4] 同和教育の目的と目標

1 同和教育の目的

同和教育の目的は、同和問題を解決することです。そして、その中心的課題は、「法のもとの

平等の原則に基づき、社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くこと」(同対審答申)にあります。

同対審答申は、「同和問題の解決に当たって教育対策は、人間形成に主要な役割を果たすものとしてとくに重要視されなければならない。すなわち、基本的には民主主義の確立の基礎的な課題である。」と述べ、同和問題を解決し、民主社会を実現するために教育の果たす役割と意義の重要性を指摘しています。

即ち、同和教育を進めることは、個人の尊厳を重んじ、民主的で平和的な社会の実現をめざす日本国憲法と教育基本法の理念を日々の生活の中に具現化するという重要な意義をもっています。さらに、「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」(教育基本法第1条)をめざす教育の目的そのものを達成することにもつながるものです。

今日、人権は平和で豊かな世界の実現に向けた国際社会の重要な課題です。また、国際化をめざすわが国において、国民一人一人の人権意識を高め、互いを認め合い、共に生きる社会を築いていくことが求められています。

「人権の世紀」といわれる21世紀に向けて、同和問題をはじめとする様々な人権問題を早期に解決し、すべての家庭、地域社会、学校に「国連人権教育の10年」が提言している人権の文化を築き上げていくために、同和教育の果たす役割と意義は極めて大きいものがあります。そして、差別撤廃と人権尊重の国際的な潮流を捉えながら、同和教育の一層の充実を図っていくことが期待されます。

また、過疎化と高齢化が進む本県において、未来を担う児童生徒をはじめすべての県民がふるさと島根に誇りと愛着を持ち、心豊かに生活していけるよう、差別のない住みよい島根づくりを進めることは重要な課題です。そのため、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざす同和教育の一層の充実と強化を図る意義は極めて大きいといえます。

2 同和教育の目標

同和教育の目的に迫るためには、次のような同和教育の基本的な目標を踏まえながら、それぞれの学校、市町村、教育機関・団体等が独自の同和教育目標を設定する必要があります。

同和教育の基本的な目標

すべての児童生徒や地域住民が、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていこうとする意欲と実践力を高める。

また、学校教育において、同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の進路の保障に努めるとともに、社会教育において、同和地区住民の自主的な教育・文化活動の促進を図り、同和地区における教育・文化の向上を図る。

それぞれの学校、市町村、教育機関・団体等においては、この同和教育の基本的な目標を踏まえるとともに、地域の実情や学習者の実態を把握して教育課題を明確にし、各学校、市町村、教育機関・団体等における具体的な同和教育目標を設定しなければなりません。

また、日常の教育実践の場で同和教育の目標達成に向けた教育活動をどのように展開していくか、具体的な重点目標を明確にするとともに、学校同和教育においては学年別・教科別の指導目標、また社会同和教育においては対象者別等の目標を設定して取り組む必要があります。

[5] 同和教育の内容

同和教育の目標を達成するためには、同和教育として取り組む内容を明確にし、計画的な実践に努める必要があります。

そのため、同和教育は教育活動全体を通じて進める教育であるとの認識に立って、総合的・体系的に内容を構成し、教育活動の全領域において系統的な取り組みを進めることが大切です。

また、それぞれの地域の実態や実践の経過、学習者の実態や意見・要求を踏まえ、それぞれの学校や教育機関・団体等に適した特色と魅力ある教育内容を創意工夫することが大切です。

さらに、「国連人権教育の10年」の提言と理念や、「人種差別撤廃条約」「子どもの権利条約」等の趣旨と精神を踏まえながら、差別撤廃と人権確立につながる幅広い同和教育の内容を創造していくことが期待されます。

取組みに当たっては、学習者一人一人が、「身近な生活の中に部落差別をはじめ様々な差別が現存し、差別の撤廃をめざして取り組んでいる人たちがいること。」「差別は許しがたい社会悪であり、時には人命をも奪う不当な行為であること。」を正しく認識し、「みんなで連帯して差別をなくしていかなければならないこと。」への自覚を深めていくことが大切です。

1 人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う取組み

同和教育を進める上で、日常生活の中にある部落差別をはじめとする差別に対する科学的な認識

と差別を許さない人権意識の高揚を図る学習内容の創造と充実に努め、差別をなくすために主体的に行動する実践的な態度を培うことが大切です。

人権意識と差別をなくす実践力を培う学習を進めるに当たっては、何よりもまず指導者自身が、差別撤廃と人権尊重の視点に立って自らの教育実践を厳しく点検し、意識変革と人権意識の高揚に努めることが大切です。そして、学習過程や日々のふれあいの中で学習者一人一人の人権を守り、尊重する態度を貫くとともに、同和問題解決に取り組む指導者の姿勢や情熱に学んで学習者が自らの人権意識を高めていくよう、差別を許さない態度と生き方に徹することが求められます。

また、指導者は、日々の学習や生活の様々な場面を通して、学習者が差別と人権の問題への関心と課題意識を高めていくように、日常的な働きかけや支援に努めることが期待されます。

人権意識の高揚と差別をなくす実践力の育成をめざす学習では、同和問題に対する理解と認識を深め、連帯して差別をなくしていこうとする実践力の育成をめざす同和問題学習を中核として、差別の不当性と人間の尊厳に対する認識を育てる学習活動を計画的に進めていく必要があります。

そして、次のような内容を重視しながら、それぞれの取組みが相互に関連し合い、統合しながらより充実していくよう学習活動の創意工夫に努めることが大切です。

(1) 人権意識や差別をなくす実践力を培う基盤となる能力や態度の育成

すべての教育活動を通して、それぞれの学習領域、分野の特質を踏まえながら、人権意識や差別をなくす実践力を培う基盤となる様々な能力や態度の育成を図る必要があります。

具体的には、人権意識高揚の視点に立って、日々の教育活動全体の中で、豊かな感性と情操、生き生きと自らを表現する力と技能、科学的・合理的な判断力と思考力、また、仲間と連帯しながら主体的に行動する力と態度などを育てることが大切です。

このような能力や態度を育て伸ばすことにより、人間としての生き方や在り方を探求し、社会の矛盾や不合理等の問題の本質を鋭く捉え、仲間と連帯して問題解決に主体的に取り組もうとする意欲と態度を育て、人権意識と実践力の育成を図ることが大切です。

(2) 差別や偏見のない集団づくり

自他の人権を尊重する生き方や人権意識は、共に磨き合い支え合う学習過程を通じて育成されます。そのためには、互いの個性を認め合い尊重し合う学習集団づくりが大切です。

そのため、すべての学習活動において、学習者が互いに「学ぶ権利」「自由に考え、自由に意見を述べる権利」などを尊重し合い、一人一人の考えや意見を大切にしていこうとする差別や偏見のない集団づくりを進めていく必要があります。そして、個人の尊厳に対する認識を深め、「共に生きる社会」と「人間を尊敬して生きる生き方」への自覚を高めていくことが大切です。

(3) 人権尊重への自覚と差別に対する科学的な認識の育成

人権尊重への自覚を深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別に対する科学的な認識を育てる学習を計画的に進めていく必要があります。

学校同和教育では各教科等の特質と児童生徒の発達段階を踏まえ、差別と人権にかかわる学習内容を指導計画に適切に位置付け、効果的な展開の仕方を工夫することが大切です。

社会同和教育では、各種の講座や研修会等に人権意識を高め、差別に対する科学的な認識を深めるための内容を体系的に位置付けることが大切です。

すべての教育活動を通して、このような学習を積み重ねるとともに、学習者の実態に即して、同和问题学習を計画的、系統的に進めていくことが大切です。

同 和 問 題 学 習

部落差別に対する科学的な認識を深め、差別をなくしていこうとする意欲と実践力を培う同和问题学習の充実を図ることは、同和教育の重要な課題です。

部落差別に対する科学的な認識とは、「部落差別は、どのような歴史的・社会的背景のもとにつくられたのか。」「現実の社会生活において、差別の実態がどのように現れ、日常生活の中でどのような問題や不合理を生み出しているか。」「部落差別が、社会意識にどのような影響を及ぼしているか。」などを客観的な事実に基づき正しく認識することです。それは、これまでの同和问题解決に向けた運動や教育、行政施策等の歩みと成果に学び、差別撤廃と人権確立に向けた世界の潮流をも捉えながら、部落差別と自分自身とのかかわりや差別根絶への展望についての認識を深めることでもあります。

同和问题学習では、差別の不当性と非人間性への認識を深め、同和问题の解決を自分自身の課題として捉え、家庭、学校、地域社会、職場等において、差別をなくすために自ら主体的に行動する実践的な態度を培っていくことが重要です。

また、身近な生活の中に現存する様々な偏見や差別、不合理、矛盾等を見抜き、部落差別とのかかわりや差別の本質への理解を深め、その撤廃に向けて共に取り組む意欲と実践力を培う多様な学習内容を創意工夫することが望まれます。

学習内容を構成するに当たっては、身近に同和地区があるなしにかかわらず、同和地区に対する偏見と差別意識は社会意識として広く存在しているとの認識に立つ必要があります。そして、厳しい差別の現実や被差別の立場にある人々の差別への憤りと差別撤廃への願い等を正しく受け止める学習内容の創造に努めることが期待されます。

学習を進めるに当たっては、自分自身の生活や生き方と結び付けながら、差別の不当性や不合理

性について考えさせることが大切です。そして、部落差別が民主的な社会の実現を阻み、ひいては、人々の人権の確立を阻害している現実を捉えて、差別をなくし、人権を尊重し合う人間や集団を育てていくことが大切です。

同和問題学習の内容としては、次のような学習内容例が考えられます。

学 習 課 題	学 習 内 容 《 例 》
部落差別の現存認識 【差別は生きている】	現存する部落差別「部落差別の現実に学ぶ」 * 実態的差別と心理的差別 様々な差別と部落差別 * 自分たちの心に潜む偏見や差別意識
部落差別の不当性に 対する認識	部落差別の本質【差別とは何か】 * 差別の構造 * 差別する側の問題として 部落差別の不当性と非人間性 【差別は許しがたい社会悪である】 * 部落差別事象に学ぶ...人命をも奪う部落差別
部落差別の歴史的 社会的認識	部落差別の歴史的・社会的背景 【部落差別はどのようにしてつくられたか】 * 近世身分制度と部落差別 * 差別の強化・拡大 * 解放への動き
	被差別部落の生産と文化の歴史 【差別の中をどう生きてきたか】 * 差別と闘いながら、生産と労働を通じて社会の発展に貢献してきた歴史 * 芸術・芸能などの日本文化の創造と発展に貢献してきた歴史
	部落差別が残存した歴史的・社会的根拠 【部落差別はなぜ残ったか】 * 近代化政策と形式的な身分解放令 * 戦時体制と差別撤廃への運動 * 日本の産業経済構造・社会構造及び日本社会の特異な精神風土と部落差別
	同和問題解決への運動や取り組み 【部落差別撤廃のために、どのような運動 や同和対策、同和教育などの取り組みが行われてきたか】 * 全国水平社の結成と水平社宣言 * オールロマンズ事件と差別撤廃をめざす運動 * 同対審答申と同和対策事業 * 同和教育の歩みと成果
同和問題解決への 展望と自己課題化 【同和問題解決への 展望に立って、今、 自分は何をなすべ きか】	権利保障と民主社会の実現 【差別撤廃のためには、何が必要か】 * 日本国憲法と国民の権利 * 家制度と個の確立 * 人権思想の歴史 差別撤廃と人権確立に向けた社会的な動向と国際的な潮流 【人権文化の確立に向けて日本や世界はどのような取り組みをしているか】 * 世界人権宣言と国連人権関係諸条約 * 「国連人権教育の10年」の取り組み 国民的課題としての同和問題【同和問題解決のために、今、自分は何をなすべきか】 * 差別をなくす実践活動 * 家庭・地域・職場等での生活と人権

同和問題学習の内容構成に当たっては、次の点に留意する必要があります。

学習の目的は同和問題の解決であり、学習課題の一部だけを学習して終わることのないよう留意し、同和問題の歴史と現状、また同和問題解決への取り組みと展望等について全体像が正しく認識されるよう、系統的な学習計画に基づいて学習を深めていくことが大切である。

そのため、学習課題を部分的に取り上げるのではなく、それぞれの内容の関連や発展を踏まえ、差別根絶への展望につながる学習計画を創意工夫する。

同和問題学習のそれぞれの学習場面で常に学習者一人一人が同和問題解決への展望と自己課題化への認識を深めていくような学習構成と指導上の配慮が必要である。

特に、単なる知的理解や観念的な受け止めに陥ることのないよう、部落差別の現実から学ぶことを基本において学習を深めていくことが大切である。

差別を受けてきた人々が、差別と闘いながら生産や芸術文化の発展に貢献し、人間としての誇りを貫いて生きてきた歴史を適切に位置付け、差別と貧困に偏った悲慘なイメージや誤った歴史認識に陥ることのないよう留意する。

地域の部落差別の歴史や現状、また身近な人権問題を教材化し、学習者の生活課題と関連づけながら魅力ある学習内容の創造に努めることが望まれる。その場合、学習のねらいと差別撤廃の視点を明確にし、部落差別の本質や現実への認識を深め、差別の厳しさや不当性について客観的・科学的に学習を深めていくことが重要である。

2 進路保障の取り組み

同和問題解決の中心的課題は、同和地区の人々の就職と教育の機会均等を完全に保障することによって、生活の安定と地位の向上を図ることにあります。

しかし、採用選考差別事象が相次いで発生しており、また、職場や地域社会等において同和地区の人々に対する差別意識もいまだに根強いという現実があります。このような状況の中で、同和地区の人々の就職と教育の機会均等が完全には保障されておらず、今なお教育や就労において格差が残存しています。

この教育や就労にみられる格差は、長年の部落差別とそれに起因する不安定な生活や不十分な教育環境などの結果であり、それがさらに同和地区の人々の希望する仕事や教育の機会を奪うという悪循環を繰り返してきました。その悪循環を断ち切るためには、同和地区児童生徒の学力を高め、将来の進路を保障していく取り組みが重要です。

進路保障とは、進学や就職に際して、進路指導や公正な採用選考を実現するための取り組みを行うだけではありません。それは、同和地区児童生徒をはじめ被差別の立場にある児童生徒、様々な

困難を抱えている児童生徒、さらにはすべての児童生徒が、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、健康の増進を図り、さらに、進路に対する明るい展望と差別に立ち向かう強い意志を持って、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身につけていくよう、幅広い教育活動を計画的に進めていくことです。

そのため、児童生徒の希望する進路の実現を阻む差別等をなくすとともに、児童生徒一人一人が豊かな自己実現を図っていけるよう総合的な取組みを進めることが必要です。

進路保障を進めるに当たっては、何よりも同和地区へ出向いて地域の実情や差別の実態を把握し、児童生徒や保護者の将来の進路に対する願いや悩み、不安等を的確に把握する必要があります。そして、差別の現実を見据えながら、進路保障を進めるための実践課題を明確にし、全教職員で取り組む体制を確立することが必要です。

そのような取組みを通して、自分自身の生き方を確立させ、将来への明るい展望を持たせるとともに自らの社会的立場への自覚を深めさせ、自己の能力と可能性を十分に発揮して将来をたくましく生きていく力を身につけさせていくことが重要です。

実態把握に当たっては、まず、進路保障の推進体制と教職員の主体的な取組み姿勢を確立した上で、同和地区へ出向いて話し合いを深め、信頼関係と人間関係を築いて行く中での確な把握に努めなければなりません。そして、学校、行政、関係機関等が相互に連携・協力しながら、差別撤廃の視点に立って被差別の実態と保護者の願い等を正しく捉える必要があります。

また、人の移動や混住化等が進む中で、部落差別の実態や被差別の状況にある児童生徒が見落とされることのないよう、的確な実態把握に努めることが大切です。

特に、実態把握に当たって、人権尊重とプライバシー保護の視点から、きめ細かな配慮のもとに、秘密保持に十分留意しながら適切な取組みを進めることが求められます。

地域が一体となって進路保障を進めるためには、学校、家庭、地域社会、行政、企業、関係機関等が相互に連携を図って、進路保障に取り組むための体制づくりが大切です。

そのため、次のような取組みを進める必要があります。

進路の保障を阻む差別などの阻害要因を取り除くための取組み体制づくり
就職差別撤廃に向けた学校、関係行政機関、企業、団体等の連携体制づくり
学校、地域社会、家庭の連携による学力向上と進路保障の取組み体制づくり
奨学資金制度の周知の徹底と活用の促進、及び進路保障の視点に立った進路指導体制の充実と強化
進路保障の取組みについての啓発活動の推進

進路保障の推進に当たって重要なことは、進路保障は同和地区児童生徒をはじめとする被差別の

立場にある児童生徒に対する取組みを中心に、すべての児童生徒に対する教育活動として充実強化していくことです。

進路保障の目的と意義をすべての教職員や行政職員等が正しく認識し、すべての児童生徒が将来を豊かにたくましく生きていく力を身につけていくよう取組みを進めることは、教育の重要な目的であり使命です。

2 同和地区における教育・文化活動

同和地区における教育・文化活動は、隣保館や教育集会所等において、社会生活や家庭生活の充実と向上をめざして、同和地区の人々自身による自主的な社会教育活動として行われるものです。

これまで、同和地区の人々は、部落差別によってその時代の主要産業で働くことを妨げられ、低い収入による不安定な生活の中で、教育を受ける機会が奪われるという状況に置かれてきました。さらに、それが、子どもの学力や可能性を十分伸ばすことができないという結果につながり、被差別の状況が今日まで繰り返されてきました。

このような差別を再生産する悪循環を断ち切るためには、部落差別によって阻まれてきた同和地区の教育・文化の向上を図ることが重要です。

そのため、同和地区の人々一人一人が自らの社会的立場と権利を自覚し、反差別の立場に立って自ら豊かな自己実現が図られていくよう、行政として多様な教育・文化活動を積極的に促進する必要があります。そして、自らの思いや願いを十分に表現し、一人一人が能力と可能性を十分に発揮して生活と文化を高めるとともに、差別をなくすために立ち上がっていく力と意欲を高めるために、魅力ある学習活動を積極的に奨励・援助していくことが望まれます。

学習活動の展開に当たっては、部落差別撤廃への意欲や連帯して差別に立ち向かう主体的な態度と実践力を高める同和问题学習を重視する必要があります。

また、生涯学習社会に向けて、同和地区の人々の意見や学習ニーズを反映させ、多様化する時代の要請に応える様々な学習内容を創意工夫することが望まれます。さらに、同和地区児童生徒の進路保障に向けて、同和地区における子ども会活動や各種の社会教育活動の積極的な推進を支援し、地域や家庭の教育力の一層の向上に努めることが大切です。

このような取組みを進めるに当たっては、周辺地域等と連携しながら、地域ぐるみの学習活動や地区内外の共同学習・交流学习を通して、学習の広がりや深まりを促進していくことが期待されます。

[6] 同和教育推進の方法

1 同和教育をすべての教育活動の基底に据える。

同和教育の目標を達成するためには、同和教育をすべての教育活動の基底に据え、それぞれの学校や教育機関・団体等の全員が一体となり、教育活動全体を通して積極的に推進していくことが大切です。

同和教育をすべての教育活動の基底に据えるとは、すべての教育活動を「同和地区の人々をはじめ、すべての人々の人権を守り、尊重する。」という視点と、「部落差別をはじめとするあらゆる差別に対する科学的な認識を深め、差別をなくす実践力を高める。」という視点の二つの視点から捉えて、取り組むべき実践課題を明確にし、同和教育の理念に立った教育実践を日常的に進めていくことです。

同和教育を基底に据えた教育活動を進めるには、それぞれの学校や教育機関・団体等において、同和教育の視点から教育目標を検討するとともに、目標達成に向けて組織全体をあげて取り組む推進体制を確立する必要があります。また、指導者一人一人が、同和問題の解決に主体的に取り組む姿勢を確立するとともに、組織全体の共通理解を図らなければなりません。そして、「計画・実践・評価」のサイクル化を図って同和教育を日々の教育活動に根付かせ、差別をなくし、すべての人々の人権を尊重する教育実践の日常化を図っていくことが大切です。

2 教育課題の明確化

同和教育の積極的な推進と充実を図るためには、学校や地域の実情と差別の実態を的確に把握して教育課題を明確にし、その解決に向けた取組みを計画的、組織的に進めることが大切です。

そのため、同和教育推進の視点に立って実態を正しく把握する必要があります。

(1) 実 態 把 握

実態把握に当たっては、同和地区へ出向いて地域の実情や部落差別の実態を的確に把握する必要があります。また、意識調査や日々の教育活動における調査・観察等により、学習者の意識や認識等の実態を多様な視点と方法によつて的確に把握することが大切です。

その場合、特にプライバシーの保護に対するきめ細かな配慮が必要です。そのため、組織全体

の共通理解を十分に図り、人権尊重の視点に立ってプライバシー保護への適切で慎重な取組みが行われるよう努めなければなりません。

把握すべき内容としては、次のような事項が考えられます。

地域の実情や部落差別の現状

地域における同和地区に対する偏見や差別意識の実態、また、前近代的な意識構造や慣習等の実態、差別撤廃に向けた取組みの経過と課題について把握する。

同和地区児童生徒の生活や学習等の実態

進路保障推進の視点から、同和地区児童生徒や被差別の立場にある児童生徒の健康や生活、学力、将来の進路に対する意識等を的確に把握する。

同和問題に対する関心や理解度、また同和問題に対する意識や認識の状況

児童生徒や地域住民の同和問題に対する関心や理解度、また学習ニーズや学習経験を具体的に把握して、学習計画に反映させる。

同和地区の人々の同和教育に対する意見や要望等

同和地区の人々や保護者の同和問題解決への願いや思い、同和教育に対する意見や要望等を同和地区の人々と話し合う中で正しく把握する。

また、実態把握に当たっては、次のような点に配慮する必要があります。

学校、地域社会、家庭の連携による実態把握

児童生徒や地域住民は、学校、地域社会、家庭の中で相互に様々な影響を受け合って生活しており、その実態を相互の連携により的確に把握する。

関係諸機関等との連携による実態把握

地域の教育力を高めていくためには、地域の関係機関・団体等が連携して取り組むことが大切であり、関係諸機関等が把握している多様な実態の状況を相互に交換し合い、より多面的で正確な実態把握に努めることが望まれる。

（２）実態の分析による教育課題の明確化

幅広い視野から把握した実態について、その背景となる問題点や課題を分析考察し、それぞれの学校や地域で取り組むべき教育課題を明確にする必要があります。

分析考察に当たっては、より多面的で正確な捉え方ができるよう、それぞれの組織の全員によって行うことが望めます。

3 同和教育目標の設定

それぞれの学校や教育機関・団体等における同和教育目標を設定するに当たっては、次のような点に配慮することが大切です。

同和教育の中心的課題を踏まえ、地域の実情や部落差別の実態、また同和地区の人々の願い等を把握して設定しなければならない。

特に、学校同和教育においては、児童生徒の発達段階と学校や地域の実態に即して設定することが大切である。また、社会同和教育においては、地域住民の生活課題や学習ニーズを把握し、それらを反映させて設定することが大切である。

同和教育の中心的課題に迫るため、目標を設定する観点を明確にし、目標の設定に反映させることが大切である。この目標設定の観点は、地域の実情や部落差別の実態を踏まえ、真に同和問題の解決につながる重要事項を重点化して明確にする必要がある。

目標は抽象的な内容でなく、誰もが理解しやすく、目標達成の評価が可能な具体的な内容と表現にすることが大切である。そのため、具体的な行動目標を設定することが望まれる。

一部の担当者や指導者等だけで決めるのではなく、関係者全体の十分な協議と共通理解のもとに設定する必要がある。また、常に日々の教育実践を反省評価しながら、同和教育の一層の充実強化をめざして目標の見直しを図り、教育実践の向上と改善に努めなければならない。

4 推進体制の確立

同和教育を組織的に推進するためには、推進体制を整備・充実し、その機能の活性化を図ることが大切です。また、学校教育と社会教育との連携体制づくりやすべての同和教育推進機関や団体等のネットワーク化を図って、地域ぐるみの推進体制を整備する必要があります。

(1) 推進組織と指導体制づくり

それぞれの学校や教育機関・団体等において、実態に即した機能的な同和教育の推進組織づくりを行う必要があります。

推進組織づくりに当たっては、一部の担当者任せにならないよう、それぞれの学校や教育機関・団体等の全員で同和教育を進める組織づくりを行うことが大切です。そのため、特に、

管理職や各機関・団体等のトップ自らがリーダーシップを発揮して、組織体としての活動の活性化に努めることが大切です。

また、指導体制を充実強化するため、同和教育は教育活動全体を通して、組織の全員で指導と取組みを進めていくことを基本に、それぞれの責任と任務を明確にし、それぞれの組織において継続的に自己研修や同和問題の学習会、研修会を行う体制の確立が必要です。

(2) 連携体制づくり

同和教育を効果的に推進し、その成果を高めるには、同和教育推進機関・団体等が相互の連携を深め、それぞれの教育機能を補完し合い、高め合っていくことが望めます。

また、差別のない民主的な地域づくりを進めるため、行政、学校、団体、企業、マスコミ、宗教団体、住民等が連携を図って、地域ぐるみで取り組む体制づくりが必要です。

学校間・校種間の連携

学校同和教育の实践交流や情報、意見等の交換による効果的な推進と学校間の格差を解消するため、学校間・校種間の連携を図る必要があります。特に、共通の校区を有する学校間においては、相互に授業実践や保護者啓発等の実践を交流したり、プライバシー保護にきめ細かな配慮をしながら実態把握等の情報に努めるなど、一貫した立場で学校段階に応じた同和教育を推進する必要があります。

学校教育・社会教育・家庭教育の連携

同和教育を推進するに当たっては、生涯学習の視点に立って学校・地域社会・家庭が相互に密接な連携を図り、学校での同和教育が地域社会や家庭で支えられ根付いていくよう、一貫した取組みを進める必要があります。また、差別のない民主的な地域づくりという共通の目標に向けて、それぞれが独自の教育機能を発揮し、相互に補完し合いながら同和教育を充実深化させていくことが大切です。

同和教育推進機関・団体等のネットワーク化

地域ぐるみの同和教育を推進するには、地域の同和教育推進機関・団体等が相互の連携を深め、差別撤廃に向けたネットワークづくりに取り組む必要があります。

ネットワークづくりに当たっては、それぞれの機関や団体等の主体性と独自性を尊重しながら、具体的な実践活動を通して相互の連帯と協力体制を強化していくことが期待されます。

5 推進計画の作成

同和教育は、教育の全領域において、教育活動全体を通して進めなければなりません。そして、

各学校や教育機関・団体等において、全員の共通理解を図って一貫した指導や取組みを行う必要があります。そのためには、一貫した実践や組織全体の共通理解のより所となる同和教育の推進計画を作成する必要があります。

各市町村においては、教育に関する基本方針や総合計画の中に同和教育の位置付けを明確にし、各市町村の同和教育推進の方針と目標に基づく推進計画を策定する必要があります。そして、その推進計画に基づき、学校教育、社会教育、家庭教育の連携を図って、総合的に同和教育が推進されるよう努めなければなりません。

学校同和教育においては、校長を中心に全教職員が創意を出し合って全体計画や年間指導計画を作成することが大切です。社会同和教育においては、それぞれの社会教育関係機関や団体等において年間の学習計画に同和教育を適切に位置付ける必要があります。

これらの推進計画は、実践の成果と課題を反省・評価しながら、より効果的で充実した取組みをめざして、常に見直しと改善に努めることが望まれます。

6 学習方法の創意工夫

これまでの同和教育や同和問題研修は、一方的な知識詰め込み型の学習方法が多く、同和問題が学習者自身の課題として主体的に認識されないという問題や、学習内容や方法が新鮮味を欠き、参加者が減少、固定化するなどの実態もみられました。

今後は、学習者自身が課題を捉え、解決策を考えていく課題解決型の学習、様々な活動を通して学ぶ体験的参加型の学習、また、学習者自身の差別の体験と重ね合わせながら差別に対する憤りを高め、差別は許せないという感性に訴える学習等の多様な学習方法を積極的に取り入れることが望まれます。

具体的には、多様な表現活動等を通して学習者が相互に学び合い、一人一人が自己の思いや願いを率直に語りながら共感的に理解を深めていく学習活動を重視する必要があります。

また、自由討議、ロールプレイ（役割演技）、シミュレーション（疑似体験）、ディベート（対抗討議）等の多様な学習方法を取り入れることにより、学習者が自らの体験と意見を出し合いながら、「自己に問いかける」主体的な学習への発展と深まりをめざす必要があります。

さらには、自己を客観的に見つめて自らの意識を粘り強く変革していく学習活動や、差別の不当性や不合理性を事実に基づいて科学的に認識していく学習活動を適切に位置付け、論理的、体系的に同和問題を学ぶための学習方法を創意工夫する必要があります。

今後、広く世界の人権教育の成果や「国連人権教育の10年」の提言とその取組みに学びながら、学習者が生き生きと自らを表現し、自己の意識の変革と人権意識の高揚に取り組んでいく意欲や技能、態度を育てる学習方法への改善と充実に努めることが重要です。

[7] 指導者の力量の向上と研修の推進

同和問題の解決に向けて、指導者の役割は極めて重要であり、その認識と姿勢、熱意が同和教育の推進と充実に大きく影響します。

指導者は、同和問題や同和教育に関して豊かな識見や経験を持つだけでなく、常に自己の意識や教育姿勢を点検して意識変革に努め、同和教育に取り組む主体的な態度を確立して、家庭や地域社会、学校、職場等の中で、自らが差別撤廃に向けて主体的に行動することが求められます。

また、指導者は、職務上の立場から同和教育に取り組むだけであつたり、単なる知識や技術を伝達するだけであつてはなりません。一人の人間として差別は許せないという認識をもち、差別されている人々の立場に立って、差別の撤廃を自分自身の問題として取り組むことが大切です。そして、差別に対する科学的な認識と自らの社会的立場への自覚を深め、実践に向けて連帯を図りながら、同和問題の解決に積極的に取り組むことが期待されます。

1 社会的立場の自覚と自己課題化

指導者は、地域に現存する部落差別の現実から深く学んで、差別に対する科学的な認識を深め、問題解決に向けて主体的に行動する実践的な態度を確立することが必要です。また、同和问题解決に果たす同和教育の重要性に対する認識や指導者としての使命と責務を深く認識し、自らの社会的立場に対する自覚を高める必要があります。

指導者としての社会的立場の自覚とは、同和問題の解決を責務とする自らの立場を深く自覚することです。そして、差別撤廃の視点から自らの教育実践を厳しく点検し、同和問題の解決を自己課題化して差別をなくしていこうとする姿勢を貫くことが大切です。

そのため、指導者は、努めて同和地区へ出かけて部落差別の現実とその不当性を正しく認識し、同和地区の人々の差別撤廃への願いを実感として捉えることが必要です。そして、そのような実践を通して同和问题解決への姿勢を確立し、差別撤廃に向けた取組みの輪を広げていく役割が求められます。

2 指導者としての力量の向上

指導者には、同和問題をはじめとする様々な人権問題の学習活動を粘り強く推進し、学習者自身

による自主的な学習を支援し、促進していく確かな指導力を身につけることが求められます。

同和問題や様々な人権問題に対する自発的な学習意欲や学習要求は、現在のところ不十分な状況にあるのが実態です。指導者は、その背景とこれまでの学習内容、方法等の問題点と課題を捉えながら、自発的な学習活動に向けて一層の創意工夫と改善に努めることが期待されます。

また、地域社会に同和地区に対する偏見と差別意識が根強く残存する実態や、学習者の同和問題に対する理解や認識に大きな格差のみられる現状においては、学習過程の中などで差別的な発言や同和教育に対する否定的な意見等が時として出てくる場合があります。このような場合、指導者はその場で速やかにその誤りと問題についての確かな指導を行わなければなりません。そして、その誤った発言や意見等の意図や背景を捉えながら、学習集団全体でその発言や意見の問題性や差別性についての理解を深め、正しい認識に導くための学習を深めることが必要です。

同和問題学習においては、厳しい差別の歴史や実態を知識として教えるだけでは、かえって問題から逃避する傾向や誤った優越感、同情心などを植え付ける結果につながりかねません。被差別の立場におかれてきた人々のたくましい生き方に感動と共感を深める学習内容を創造することが、指導者に期待されています。

また、学習者が、自分と部落差別とのかかわりを見つめ、同和問題の解決を自分の問題として考えていくような学習内容と方法を創意工夫する必要があります。そして、学習者自身が、自己の差別的な意識に気づき、それを自分自身で払拭していくための指導の在り方について、指導技術や指導方法に関する実践的な研修を深め、指導力の向上に努めることが期待されます。

進路保障や同和地区における教育・文化活動の推進に当たって、指導者には、日頃から学習者との受容的な人間関係を築き、カウンセリングマインドで接する中から、学習者自身の真の願いや要求を捉える力量を高める必要があります。そして、その願いや要求を正しく受け止めながら、学習者一人一人が自己の人権に対する自覚を高め、豊かな自己実現を図っていくための学習活動を積極的に支援していくことが大切です。その場合、特に、プライバシーの保護に十分配慮しなければなりません。

3 指導者研修の推進

指導者としての力量を高めるためには、指導者自身が日頃から主体的に自己研修に努めなければなりません。

また、各学校や教育機関・団体等において、組織的・継続的に同和問題の研修を実施し、指導体制の充実と強化を図るとともに、積極的に同和問題研修会等に参加することが望まれます。

さらに、指導者は、学習を通して学習者と共に学び合い、共に高まっていこうとする姿勢を持つことが大切です。そのため、学習過程の中で、幅広い視野に立って互いの生き方や考え方に共感と

感動を深めながら、指導者としての一層の力量の向上に努めることが期待されます。

研修を進めるに当たっては、知識理解中心の研修内容や方法に偏らないよう、差別の現実から学ぶことを大切にしながら、多様な学習の内容と方法を創意工夫する必要があります。

指導者研修の内容としては、次のような事項を重視することが大切です。

【 研 修 内 容 《 例 》 】

心理的差別と実態的差別の両面から、部落差別の現状を正しく認識する。

偏見や差別意識の構造についての理解を深める。

部落差別の歴史の研究成果に学び、また被差別部落の人々が社会や文化の発展に貢献してきた歴史を正しく捉えながら、部落差別の歴史についての理解を深める。

同和問題解決に向けた運動や対策事業の歩みと成果について正しく認識する。

就職差別撤廃に向けた「全国紙一応募用紙」の実現等、同和教育の取組みがすべての人々の人権の確立と生活の向上につながっている事実を正しく理解する。

「国連人権教育の10年」の提言等、差別撤廃と人権確立に向けた国際的な潮流と取組みについての理解を深める。

「自然解消論」「地区分散論」「地区責任論」等の同和問題解決を阻害する誤った考えや意見に対して、その意見や考えのどこに誤りや問題があるのかについて、具体的な事実を通して認識を深める。また、そのような考えや意見を克服する学習や研修の進め方についての指導法を身に付ける。

新鮮で魅力ある学習内容の創造や体験的参加型学習の手法等について学び、学習者の主体性を引き出す同和教育・啓発活動の在り方について理解を深め、指導力を高める。

学習者の同和問題に対する理解や認識の実態を把握し、否定的意見や差別的発言等に対して、その問題性・差別性を見抜き、その場で速やかに的確な指導ができるよう、同和問題に対する正しい認識と指導力、指導技術の向上に努める。

【自然解消論】…同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、部落差別は自然になくなるという誤った考え。

【地区分散論】…同和地区の人々が、一定の地区（同和地区）にかたまって生活しないで、分散して住めば部落差別はなくなるという誤った考え。

【地区責任論】…差別は同和地区の人々の責任であり、同和地区の人々が差別に負けないように努力すれば部落差別はなくなるという誤った考え。

[1] 学校同和教育の目標

1 各学校における同和教育目標の設定

学校同和教育の基本的な目標は、すべての児童生徒が、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていこうとする意欲と実践力を高めることです。

各学校においては、同和問題の解決をめざす同和教育の目的に迫るため、学校の教育目標を吟味し、めざす学校像や子ども像を明確にして、学校としての同和教育目標を設定しなければなりません。

各学校の同和教育目標を設定するに当たっては、上記の学校同和教育の基本的な目標を踏まえ、児童生徒の発達段階や学校及び地域の実態を的確に把握して教育課題を明らかにし、課題解決に向けた各学校独自の目標を設定する必要があります。

その際、とりわけ、同和地区の人々や保護者との交流や話し合いを通じて、部落差別の現実や学校同和教育に対する願いと意見等を正しく捉え、目標設定に反映させることが大切です。

さらに、重点目標や学年別目標、及び各教科等の指導目標等を具体的に設定し、目標達成に向けた取組みを計画的・総合的に推進する必要があります。

なお、同和教育の視点からどのような学校づくり、子どもづくりをめざすのかを明確にして、「めざす学校像」「めざす子ども像」として目標を設定するなどの創意工夫が望まれます。

各学校における目標設定に当たっては、次のような児童生徒の発達段階に配慮する必要があります。

1. 幼稚園等

幼児期は、自己中心性が強く、また個人差が著しい時期ですが、様々な身体機能や能力が急速に発達し、集団での生活や遊びを通して次第に自己を自覚するようになり、価値観や感性、社会性等の素地が形成されていきます。また、友達や教職員とのふれあい、動植物の世話等を通して、生命尊重・人間尊重の意識が芽生え始めてきます。さらに、日々の生活全体を通して、教職員の人権感覚や人間性が幼児の人権意識の芽生えに色濃く反映される時期でもあります。

このような発達の特性を踏まえ、生活や遊びなどの全体を通して人権意識の芽生えを培い、健全な自立と成長を支える同和教育を展開することが大切です。

第 2 章

学校同和教育の

推 進

[illegible][illegible]

[1] 学校同和教育の目標

1 各学校における同和教育目標の設定

学校同和教育の基本的な目標は、すべての児童生徒が、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていこうとする意欲と実践力を高めることです。

各学校においては、同和問題の解決をめざす同和教育の目的に迫るため、学校の教育目標を吟味し、めざす学校像や子ども像を明確にして、学校としての同和教育目標を設定しなければなりません。

各学校の同和教育目標を設定するに当たっては、上記の学校同和教育の基本的な目標を踏まえ、児童生徒の発達段階や学校及び地域の実態を的確に把握して教育課題を明らかにし、課題解決に向けた各学校独自の目標を設定する必要があります。

その際、とりわけ、同和地区の人々や保護者との交流や話し合いを通じて、部落差別の現実や学校同和教育に対する願いと意見等を正しく捉え、目標設定に反映させることが大切です。

さらに、重点目標や学年別目標、及び各教科等の指導目標等を具体的に設定し、目標達成に向けた取組みを計画的・総合的に推進する必要があります。

なお、同和教育の視点からどのような学校づくり、子どもづくりをめざすのかを明確にして、「めざす学校像」「めざす子ども像」として目標を設定するなどの創意工夫が望まれます。

各学校における目標設定に当たっては、次のような児童生徒の発達段階に配慮する必要があります。

1. 幼稚園等

幼児期は、自己中心性が強く、また個人差が著しい時期ですが、様々な身体機能や能力が急速に発達し、集団での生活や遊びを通して次第に自己を自覚するようになり、価値観や感性、社会性等の素地が形成されていきます。また、友達や教職員とのふれあい、動植物の世話等を通して、生命尊重・人間尊重の意識が芽生え始めてきます。さらに、日々の生活全体を通して、教職員の人権感覚や人間性が幼児の人権意識の芽生えに色濃く反映される時期でもあります。

このような発達の特性を踏まえ、生活や遊びなどの全体を通して人権意識の芽生えを培い、健全な自立と成長を支える同和教育を展開することが大切です。

2. 小 学 校

低学年の時期は、幼児期の自己中心性がまだ残っており、他人の立場や気持ちを十分理解して行動することが難しい傾向が見られます。しかし、学校や学級等での集団生活の経験を重ねることにより、自己を抑制したり友達の立場を考える傾向も現れてくるようになります。

中学年の時期は、運動能力や知的能力が発達し、自己の行動を振り返って捉えようとする傾向が見え始めてきます。また、仲間意識が強まり、仲間集団や男女間での対立やトラブルを起こしやすい状況もみられます。

高学年の時期は、相手の心情を共感的に捉える能力や抽象的、理論的な思考力、また、自律的な態度が高まってきます。反面、独断的な傾向もみられ、自分の価値判断に固執するなどの傾向もみられます。

小学校の時期においては、学年の発達段階を踏まえ、仲間はずしやいじめなどの具体的な問題解決のための学習活動を通して、また、各教科等の学習活動全体を通して、差別の不当性を理解させ、差別を許さない人権意識と態度を身につけさせていくことが大切です。また、児童一人一人の個性を伸ばし、確かな学力と自己教育力を高める視点から、個人差に即した適切な指導に努める必要があります。

3. 中 学 校

中学校の時期は、自我が発達し、個性が大きく伸長する時期です。また、社会的視野が広がり社会生活における差別や偏見に対する関心と理解も高まってきます。さらに、理想や自己の内面世界を探究し、仲間集団への帰属意識も高まり、自分の生き方や進路について考えるようになります。そして、人間性への理解が深まり、人間を大切にできる心情や態度も育ってくる時期にあります。

このような発達の特性に即し、部落差別をはじめとする様々な差別について、社会の在り方や自己の生き方と結び付けながら正しく認識させることが大切です。また、差別を許さない正義感や人権意識を高め、仲間と連帯して問題を解決していく実践力を育てるとともに、生徒一人一人に将来の進路に対する展望をもたせることが大切です。

4. 高 等 学 校

高等学校の時期は、自分の人生と将来の生き方や進路等について真剣に考え、また、現実社会への批判的精神も高まってきます。一方、理想と現実との狭間に失望感や挫折感を抱き、不安や心の動揺も多い時期です。さらに、人生の重要な節目である就職や進学、交際等を通して、部落差別をはじめ様々な差別や偏見、矛盾等に直面する時期でもあります。

論理的思考力が発達する高校生において、現実の社会生活や国際社会の動向とも関連

づけながら、同和問題に対する科学的な認識を一層深めさせるとともに、現代社会に厳存する差別の実態や差別を温存してきた社会構造等に自を向けさせ、民主社会の形成者としての自覚をより高めることが大切です。また、自己の社会的立場への自覚を深め、将来の進路や生き方に対する展望を確立させることが大切です。

2 目標設定の観点

各学校において、学校としての同和教育目標を設定するに当たっては、具体的な取組みの方針と方向、及びその意図と背景が明確にされていなければなりません。特に、その目標が同和問題の解決にどのようにつながっているのか、また、同和問題の解決に向けてどのような児童生徒の育成をめざすのかを明らかにする必要があります。そのため、目標を設定するための観点を明確にする必要があります。

目標設定の観点は、地域における部落差別の実態と児童生徒の発達段階を踏まえ、学校同和教育の基本的な目標に迫る重要事項を焦点化して整理する必要があります。そして、目標設定の観点を踏まえながら、下図のように各学校独自の同和教育目標や重点目標、学年別具体目標、各教科別指導目標、及び全領域における同和教育の指導方針等を設定し、学校教育全体に同和教育を位置付けて取り組むことが大切です。

【目標設定の観点と同和教育目標の設定】

学校同和教育の基本的な目標

すべての児童生徒が、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていこうとする意欲と実践力を高める。また、同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の進路の保障に努める。

児童生徒の実態と発達課題

地域・学校・保護者の実態

目標設定の観点

各 学 校 の 同 和 教 育 目 標
(めざす学校像・めざす子ども像)

同 和 教 育 重 点 目 標

学年別具体目標・教科等別指導目標、全領域における指導方針

【 目標設定の観点 】 （ 例 ）

1．人権意識と差別をなくす実践力にかかわる目標設定の観点的例

人間の尊厳に対する自覚を高め、自分や友達の人権を尊重し、共生と人間愛に基づく豊かな人間関係を育む態度や生き方にかかわる観点

真理と正義を尊重し、自分自身の意見や考えをもって主体的に生きようとする主体性にかかわる観点

部落差別をはじめとするあらゆる差別に対する科学的な認識を深め、差別や偏見、不合理、矛盾等を見抜き、それを許さない人権意識にかかわる観点

部落差別をはじめとする差別の撤廃を自分自身の問題として捉え、友達と連帯して差別をなくしていこうとする意欲と実践力にかかわる観点

2．進路保障にかかわる目標設定の観点的例

自分自身の「学ぶ権利」等の人権に対する自覚を深め、自主的に学ぶ意欲と態度を高め、将来をたくましく切り拓いて生きる意欲と態度にかかわる観点

自分の社会的立場への自覚を深め、将来への明るい展望を確立し、差別に立ち向かう強い意志と実践力にかかわる観点

これらの観点は、それぞれが相互に関連し、補完し合うことにより目標の達成が可能であり、相互の関連を踏まえながら同和教育目標を設定することが重要です。

また、人権意識と差別をなくす実践力及び進路保障の両面にわたって目標設定の観点を明確にする必要があります。そして、その目標設定の観点到して、観点的別の同和教育重点目標を設定するなどの創意工夫に努めることが期待されます。

それぞれの具体的な観点的については、各学校において十分検討・協議し、学校の実態や特色及び教育課題に即した適切な観点的の創造と明確化に努め、より効果的で魅力ある同和教育を推進していくことが望まれます。

[2] 学校同和教育の内容

学校同和教育の目標を達成するためには、差別に対する科学的認識と人権意識を高め、差別をなくしていこうとする実践的な態度を培う学習内容を創意工夫する必要があります。また、同和地区児童生徒をはじめ、すべての児童生徒に対する進路の保障をめざす教育活動の充実を図ることが重要です。

1 人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う取組み

差別をしない、させない、許さない確かな人権意識の高揚と差別をなくす実践力の育成を図るためには、身近な生活の中にある差別や偏見、不合理等の問題を捉えて学習を展開し、自分の生活や生き方と結び付けながら、人間の尊厳や人権尊重への認識と自覚を深めさせることが大切です。

また、すべての教育活動を通して人権意識高揚の視点に立って筋道を立てて科学的・論理的に考える能力、相手の気持ちや立場を尊重する態度、友達と協力して活動する実践力などの育成に努めることが大切です。

さらに、学年段階に応じて、部落差別をはじめとする様々な差別の歴史性や社会性を科学的に捉える学習を系統的に指導計画に位置付け、差別に対する科学的認識力の育成を図る指導の充実に努める必要があります。特に、自分自身の生活や生き方とのかかわりにおいて同和問題を正しく認識し、差別を許さない態度と生き方を培う同和问题学習を計画的に進める必要があります。

学習を進めるに当たっては、次のような点を重視して取り組むことが大切です。

(1) 教職員自身が、差別をなくし人権を尊重する姿勢を貫く。

差別をなくし、人権尊重を貫こうとする教職員の意識や情熱、姿勢が、児童生徒の人権意識の形成に大きな影響を及ぼします。

また、児童生徒の人権意識と差別をなくす実践力を高めるためには、教職員が、日々の教育活動の中で児童生徒一人一人の人権を守り、尊重することが重要です。学習過程において、「いじめ」「体罰」等が見過ごされるような状況の中では、児童生徒に人権意識は育ちません。

従って、同和教育を進めるためには、まず教職員が、日常の実践の中で弱い立場におかれている児童生徒を大切に作る姿勢をもたなければなりません。そして、「いじめ」等の人権侵害を許さず、同和教育の視点に立って問題解決に取り組み、被差別の立場にある児童生徒をはじ

めすべての児童生徒の人権を守る態度と実践を貫く必要があります。

今日、「いじめ」が多発し、多くの児童生徒の人権が奪われている状況があります。

「いじめ」は差別の構造そのものです。まず、教師自身が同和教育の理念や実践の成果に学び同和教育の視点から、「いじめ」という差別を見抜く力量を高めることが期待されます。

そして、「いじめられる側」の児童生徒を全面的に支える姿勢を堅持するとともに、個の確立を図って差別に立ち向かおうとする意欲と態度を高めていくよう支援していくことが重要な課題です。さらに、「いじめる側」「見ている側」にいる児童生徒の課題と問題を捉えながら、いじめの不当性といじめたりそれを見過ごすことの差別性を共に考えさせ、自覚と反省を促すことが必要です。このような取り組みを通して、差別に対する認識を育て、差別をしない、させない、許さない主体性の確立を図っていくための指導が大切です。

また、日々の教育実践を人権の視点から点検するとともに、日常的に自己の生き方や実践を通して、人権や生命の尊さを児童生徒に語りかけることが大切です。そして、教育活動のあらゆる場面において、「子どもの権利集約」の趣旨と意義を踏まえながら、児童生徒の発達段階に即して、学習権や意見表明権等の人権の保障に努める必要があります。

さらに、教職員は、児童生徒一人一人の願いや悩み、不安等を受容的態度で共感的に受け止めることが大切です。そのため、日常のふれあいや班日記、生活作文等の指導を通じて、児童生徒との心の交流と相互理解を図り、本音で思いが語り合える人間関係を築いていくよう努めることが必要です。そして、同和問題解決をめざす教職員の取り組みや生き方に学んで、児童生徒が確かな人権意識を身に付けていくよう、すべての教職員が自らの使命として同和教育の実践に取り組むことが重要です。

(2) 教育活動全体を通して人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う。

差別を見抜き、それを許さない確かな人権意識や差別をなくすために主体的に行動する実践力は、学校におけるすべての教育活動を通して育成されます。

そのため、学校教育活動全体を児童生徒一人一人の人権意識を高め、差別をなくす実践力を培うという視点に立って捉え、人権意識の基盤となる様々な能力と態度を育てるとともに、同和問題学習を中心に、差別に対する科学的な認識を深める学習の充実を図ることが大切です。学習を進めるに当たっては、次のような内容を重視する必要があります。

人権意識や差別をなくす実践力を培う基盤となる能力や態度の育成

それぞれの教育活動の特質に即して、日常的に人権意識や差別をなくす実践力を培う基盤となる能力や態度の育成に努めることが大切です。

このような能力や態度は、各教科等での学習をはじめ、すべての教育活動の中で培われま

す。そのため、人権意識を高め、差別をなくす実践力を培うという視点に立って日常の教育活動の充実と改善に努め、人権の尊さと差別や偏見等の不当性を正しく認識し、差別を許さず主体的に行動しようとする実践力の育成につながる知性、感性、意欲、態度等を培っていくことが大切です。

人権意識や差別をなくす実践力を培う基盤となる能力や態度には、次のようなものが考えられます。

- * 偏見、矛盾・不合理等の問題の本質を科学的・論理的に捉える能力や態度
- * 偏見、矛盾・不合理等をなくすため、自分自身の意見や考えをもち、主体的に行動しようとする意欲や態度
- * 人権尊重の生き方にかかわって、自分の考えや願いを生き生きと表現し、相手に伝えることができる技能や態度
- * 友達の願いや思いを共感的に受け止めることのできる豊かな感性
- * 仲間と連帯して問題を主体的に解決していこうとする実践的な態度

差別や偏見のない集団づくり

学校生活の様々な場と機会を通して、児童生徒相互や児童生徒と教職員との人間的なふれあいを深め、差別や偏見のない豊かな人間関係を大切にする生き方を身につけさせることが大切です。

そのような生き方を培うためには、日々の学校生活において、児童生徒自身が自分たち一人一人の存在と人権が尊重されていることを実感し、その素晴らしさと大切さを感じ取っていける集団の育成が必要です。そのため、被差別の立場にある児童生徒や困難な条件を抱える児童生徒が心を開いて自分の願いや悩み等を語ることができ、それをみんなの問題として受け止め、支え合う集団づくりに努めることが大切です。

人権尊重への自覚と差別に対する科学的な認識の育成

各教科等の特質と児童生徒の発達段階に即し、人権尊重への自覚や共生と人間愛に基づく人間の生き方への認識を深め、差別をしない、させない、許さない生き方を育てる学習内容を指導計画に適切に位置付ける必要があります。また、児童生徒の発達段階に即して、すべての人々の人権確立の基盤ともなる世界平和や地球環境、国際理解等の課題についても適切に取り上げ、広い視野から多様な学習内容を創造することが望まれます。

学習内容の構成に当たっては、文学作品や人権作文、人権や差別にかかわる報道記事、児童生徒の班日記や生活作文等を同和教育の観点から教材化するなどの創意工夫が望まれます。

なお、児童生徒の班日記や生活作文等を教材化するに当たっては、プライバシー保護と人権尊重への慎重な配慮が必要です。

そして、身近な生活の中の差別の問題について問題意識を高め、科学的な認識を深める学習を教育活動全体を通して進めるとともに、発達段階に即して、同和問題学習を系統的に展開することが大切です。

同 和 問 題 学 習

同和問題学習を年間指導計画に適切に位置付け、計画的、系統的な指導を進めることが大切です。そして、社会科学学習等に限らず、各教科等の目標と特質に即して多様で魅力ある同和問題学習の創造と実践に努める必要があります。

また、児童生徒が主体的に生き生きと取り組む学習内容と学習展開を創意工夫することが望まれます。

同和問題学習の内容

同和問題学習を進めるに当たっては、児童生徒の発達段階に即して、次のような学習内容を重視して取り組む必要があります。

部落差別の現存認識

部落差別をはじめ、様々な差別が今日の社会に存在している現実について、具体的な事実を通して認識を深める。そのため、差別の現実から学ぶことを重視し、差別の実態と自分の生活とのかかわりについて捉えるとともに、部落差別とその他の様々な差別とのかかわりや、自分たち一人一人の心に潜む偏見や差別意識について目を向けることが大切である。

部落差別の不当性に対する認識

差別は差別する側の問題であり、憲法で保障された基本的人権を侵害し、人間の尊厳を侵す許されない行為であることへの理解を深める。そして、差別は時に人の生命をも奪う不当な行為であり、許しがたい社会悪であることへの認識を深め、差別をしない、させない、許さない態度を培うことが大切である。

部落差別の社会的認識

現存する差別が社会的、経済的関係等においてどのように現われ、どのような問題を引き起こしているか、さらにはどのような意識を形成し、どのように社会意識に影響を与えているかなどについて、社会生活上の具体的な事実に基づいて認識を深める。

また、児童生徒の身近な生活の中にある差別や不合理等の問題について考え、その差別性や不当性についての認識を深める。そして、その原因や社会的背景について捉え、問題解決

への道筋を考えることが大切である。

部落差別の歴史的認識

部落差別の歴史とその背景について学習を深め、人間によってつくられた部落差別は人間の力によって必ずなくせるという認識と展望を確立することが大切である。

そのため、近世身分制度と部落差別、部落差別の強化・拡大、被差別部落の生産と文化の歴史、近代以降における部落差別の歴史的・社会的背景、及び差別撤廃のための運動や取り組み等について系統的に学習を深め、部落差別の歴史の全体像を正しく捉えることが重要である。特に、被差別の立場におかれてきた人々が、差別と闘い、社会の発展と文化の創造に貢献してきた歴史を正しく学ぶことが大切である。

同和問題解決への展望と自己課題化

差別撤廃と人権確立に向けた社会の動きや世界の流れについて目を向け、現在、多くの人々の努力と連帯によって差別をなくす運動や取り組みが進められている現状を捉え、同和問題は、国民の努力と主体的な取り組みによって必ず解決できる問題であるとの認識と展望を高めることが大切である。

また、民主社会の実現のためには、国民的課題である同和問題の解決をはじめ様々な人権問題を解決していくことが重要な課題であり、自分たち一人一人が差別をなくしていかなければならないことを正しく認識する必要がある。そして、そのためには、自分自身は何をしなければならないかを考えることが重要である。

同和問題解決への展望と自己課題化を図ることは、同和問題学習の最も重要な課題であり、同和問題学習全体を通して認識と自覚を深めていくことが大切である。

同和問題学習の内容構成

同和問題学習の内容構成に当たっては、次のことを重視する必要があります。

1、地域と結び付けた学習内容の創造に努めること

児童生徒にとって部落差別が遠い過去のおそれ、他人事として認識されるような学習ではなく、身近な地域における部落差別の現実を見据えた学習として展開されることが大切である。

そのため、身近な地域の人々の生活の姿や生き方を捉え、児童生徒の生活や実感と結び付けた学習内容の創造が重要である。また、児童生徒の発達段階を踏まえながら、具体的な差別事象から学ぶ学習に取り組むことが望まれる。

2、児童生徒の生活と結び付けた学習内容の構成を創意工夫すること

児童生徒一人一人が自分たちの生活の現実を見つめる中で、自分たちの願い等と結び付けながら差別に対する認識を深める学習を創意工夫することが大切である。

そして、「身近な社会に部落差別が現存し、差別撤廃をめざして取り組んでいる人々がいること。」「差別は許しがたい社会悪であり、自分自身が差別をしたり差別を許したりしてはいけないこと。」への認識を深め、同和問題の解決を自分の課題として受け止めるよう、学習内容の構成を創意工夫することが重要である。

このような学習を通して、みんなで連帯し協力して差別をなくしていこうとする意欲と態度を育てることが大切である。

同和問題学習の配慮事項

同和問題学習の展開に当たっては、次のような点に配慮する必要があります。

1．差別をなくす実践力の育成をめざして取り組むこと

被差別の立場にある人々の差別撤廃への願いや差別に対する憤りを正しく受け止め、差別をなくす意欲と態度を培うことが大切である。そのため、差別に対する科学的・共感的な理解を深める学習内容や適切な資料等を準備する必要がある。また、日頃から教職員と児童生徒が一体となって身の回りの差別、不合理、矛盾等をなくす実践的な活動に取り組む中で、差別の不当性に対する認識と差別をなくしていこうとする実践的な態度を育てることが大切である。

2．同和問題解決の自己課題化をめざして取り組むこと

児童生徒の発達段階に応じて、身の回りにある部落差別をはじめとする差別に目を向けさせ、自分の生活の現実と関連づけながら、自分の問題として差別について考えさせる指導が必要である。また、何よりも教職員自らが、部落差別に対する自己の意識や認識を内観して自己変革に努め、同和問題の解決を自己課題化することが大切である。そして、教職員自身が児童生徒と共に学ぶ姿勢に立って、差別撤廃への自らの願いや思いを語るなど、人間としての生き方を共に学ぶ場としていくことが望まれる。

3．差別を許さない集団づくりを進める中で取り組むこと

同和問題学習は、差別の不当性を認識し、差別を許さない集団づくりとあわせて取り組ま

なければならない。差別への憤りと差別撤廃への願いが共有・共感できる集団の中でこそ、被差別の立場にある児童生徒をはじめ、様々な困難や悩みを持つ児童生徒、そしてすべての児童生徒が率直に自分の願い等を語ることができ、差別に対する正しい認識が深められていく。そして、差別について共に考え、共に差別に立ち向かおうとする実践的な態度が培われる。

4．幼・小・中・高等学校の一貫した指導に努めること

幼・小・中・高等学校の連携を図り、一貫した指導を進めることが大切である。特に、各学校段階での指導の成果や課題等を踏まえながら発展的な指導に努め、同じ学習内容の繰り返しにならないよう留意する必要がある。

5．児童生徒の指導前、指導時、指導後の理解や認識の状況を把握すること

同和問題に対する児童生徒の理解や認識の状況を的確に把握して学習の充実に生かすことが必要である。また、指導時や指導後の理解の状況等を把握して、不十分な理解や誤った認識、残された疑問点や課題等がある場合は、速やかに適切な個別指導や全体指導を行わなければならない。そして、児童生徒が、学習中に誤った理解をしていたり興味本位な受け止めをしている場合は、すぐその場において、学級全体の問題として正しい理解に導くための適切な指導が必要である。

6．保護者の同和問題に対する理解や認識の実態を把握すること

地域における部落差別の実態や保護者の同和問題に対する認識の状況を把握し、社会教育との連携を図りながら保護者啓発に努め、理解と協力を求めていくことが大切である。

また、保護者に対する啓発活動に努めるとともに、PTA 活動等を通して教職員と保護者が同和問題について共に学ぶ場を積極的に設けることが望まれる。

7．家庭との連携を密にし、同和地区児童生徒への適切な指導に努めること

同和地区の保護者や家庭との連携を密接にし、家庭での同和教育の状況や学校同和教育への意見・要望、また、児童生徒の社会的立場の自覚の状況等を的確に把握し、その実態を踏まえた適切な指導に努めることが大切である。

また、指導前、指導時、指導後の同和地区児童生徒一人一人の受け止めを的確に捉え、必要かつ適切な事後指導に努めるとともに、同和地区児童生徒が将来に向けて明るい展望がもてる指導に努めることが大切である。

8．同和地区との連携を図り、部落差別の実態を把握すること

自ら部落差別撤廃に取り組むという主体性をもって、日頃から同和地区との連携を図り、地域における部落差別の実態を正しく捉えることが大切である。そして、差別の現実を見据えながら、同和問題学習の充実に生かしていくことが大切である。

9．差別撤廃の視点と学習のねらいを明確にして地域の事例を教材化すること

身近な地域に残る被差別部落の優れた文化や労働と生産の歴史などの事例を取り上げて学習する場合は、差別撤廃の視点と学習のねらいを明確にし、同和地区の人々の意見を的確に把握した上で、教材化することが重要である。特に、児童生徒の発達段階や地域の実情等を把握し、差別の再生産につながらないよう、十分な検討と慎重な配慮のもとに適切に教材化しなければならない。

10．全教職員による同和問題研修を計画的に行うこと

全教職員体制のもとに同和問題学習を効果的に進めていくよう、日頃から学校の教職員全員が同和問題に対する理解と認識を深める必要がある。そのため、計画的に校内での同和問題研修を行うことが必要である。

研修の実施に当たっては、差別の現実から学ぶ研修内容と方法を創意工夫することが大切である。また、進んで各種の研修会等に参加し、校内の取組みの充実に生かすことが望まれる。

(3) 各校種における取組みの重点

各学校において、人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う教育活動を進めるに当たっては、次のような点を重視して学習を展開することが大切です。

幼稚園等

幼稚園等では、幼児一人一人の発達段階とその特性を十分把握し、人間性豊かな成長をめざして人権意識の芽生えを育む学習を進めることが大切です。

幼児の心身の調和のとれた発達を促し、生命をいつくしみ、友達を大切にし、いじめや差別を生まない人権意識や豊かな感性を培う。また、遊びや生活の中で友達や教職員とのふれあいを深め、自己の感情や意志を表現したり友達の気持ちに心を動かし、喜びや悲しみに共感するなどの体験的な活動を通して、人権尊重の精神の基礎を培う。

幼児期は、自己中心的な傾向が強く、友達との衝突やけんかが日常的に起こりやすい時期である。このような機会を捉え、友達間での問題を幼児自身に考えさせ、解決していく過程を通して、自分の思いや願いを率直に訴え、また、友達の気持ちを受け止めて共に協力して

生活していこうとする態度や社会性の基礎を培う。

友達をのけ者にしたり、分け隔てをしてはいけないことなどを正しく捉えることのできる力を育て、同和問題学習の基盤となる資質の育成に努める。

そのため、友達や教職員との日々のふれあいの中で、自己中心的な考えや言動をなくすことの大切さに気付かせる指導が必要である。また、身の回りの不合理や矛盾、差別等に目を向け、自分とのかかわりについて考えることにより、進んで問題を解決していこうとする活動に取り組ませる。さらに同和教育の視点に立って「お話」「紙芝居」「絵本」「ビデオ」などから適切な教材を発掘し、人権尊重の意識と態度の芽生えを育てる指導を計画的に進めていく。

小 学 校

小学校では、幼稚園等や中学校との指導の一貫性に配慮し、具体的な児童の生活上の問題を捉えながら、差別や偏見に気付く力と差別をなくそうとする態度を育てる教育活動を、低学年、中学年、高学年の発達段階を考慮して計画的に展開することが大切です。

仲間はずしや悪口、からかい、いじめなど、児童の学校生活での身近な問題を学級集団全体の問題として考え、友達の人権を尊重し、みんなで助け合って解決していくことの大切さを体験的に学習させる。また、自分が差別されたり嫌な思いをさせられた体験とも結び付けながら、差別の不当性や人権の尊さに対する認識を深めさせる。

学年段階に即して、文学作品等を通して人間の喜びや悲しみ、誇りなどに感動、共感し、人間の尊厳に対する認識を深めさせる。また、人々のくらしと仕事、人間と地球環境、国際理解等にかかわる学習を通して社会の仕組みや人間のくらしを見つめ、社会生活上の不合理や矛盾、また、人間としての生き方を自分の生活とのかかわりを通して捉えることのできる社会的判断力や科学的認識力の育成を図る。

児童の発達段階と教科等の特質を踏まえながら、人権と差別に対する問題意識を高め、差別に気付く鋭い感性と差別をなくしていこうとする態度を培う。

6年生になると社会科教科書に同和問題に関する記述が出てくる。この社会科学習を通して、同和問題の歴史的・社会的背景や、差別をなくす運動に立ち上がった人々の生き方に学ぶ学習を進め、同和問題解決への課題や展望について正しく捉えさせる。そして、他の教科等での学習と関連させながら、自分たちの生活の中にある矛盾や不合理等に基づき、差別の不当性について考え、仲間とともに差別をなくしていこうとする意欲と態度を育てる。

中 学 校

中学校では、小学校での学習を発展させ、社会の不合理や矛盾等への社会的関心が広がる中学生の発達段階に即し、部落差別をはじめとする様々な差別が現存する社会への認識を深めさせ、部落差別に対する科学的認識と連帯して差別に立ち向かう実践的な態度を一層高めていくことが大切です。

自己の将来を模索しはじめ、不安や心の葛藤が生じやすいこの時期の生徒に対して、学校生活のあらゆる場と機会を捉えて、生徒同士が互いの考えや立場を尊重し、人権を大切にしようとする人間関係を育てる。また、被差別の立場にある生徒が、自分の願い等を語ることでできる集団づくりに努め、仲間意識と連帯感を高める。

教育活動全体を通して、人権尊重への自覚を高め、正義を貫く態度や社会の矛盾を捉える力などを高める。そのため、文学作品や人権作文、報道記事等を教材にした学習を通して、人間愛や人間の尊厳、人間としての生き方や在り方について考えさせる。

また、生徒の自主的活動として全校や学年・学級での人権集会や人権学習等を創意工夫し、生徒一人一人が大切にされる人権尊重の学校づくりをめざすことが望まれる。

さらに、国際社会における民族紛争、人種差別、核の脅威、また地球環境の破壊等の今日的な問題を取り上げながら、広い視野に立って差別と人権に対する問題意識を高めさせる。

部落差別をはじめとする様々な差別や偏見、不合理等が、学校や地域社会、家庭での日常生活の中に存在している事実を具体的に捉えさせる。そして、これらの差別が自分達の人権と人間性を侵し、民主的な社会の実現を阻んでいることを具体的な事実を通して理解させ、差別をなくしていこうとする意欲と実践的な態度を高める。

高 等 学 校

高等学校では、自己の人生や将来の生活を現実的な問題として真剣に考え始める高校生に対して、中学校での取組みを踏まえ、人間としての望ましい在り方や生き方を探求させ、民主社会の形成者としての資質と自覚を高めることが大切です。

高等学校には多様な課程や学科があり、それぞれ独自の教育課程を編成して教育活動を展開していることを踏まえ、その特色を生かした魅力ある教育内容を創造することが期待されます。

自己の生き方と結び付けながら現代社会における社会問題としての同和問題に対する認識を一層深め、自分自身が差別をなくしていく民主社会の一員であるとの自覚を高めさせる。

中学校での学習を受けて、人権思想や人権確立に努めた多くの人々の生き方に学びながら、

人権尊重の態度と生き方を確立するよう学習を深める。また、社会の動向や国際的潮流に目を向け、広い視野に立って人権尊重と共生の社会への認識を深めさせる。

現代社会、倫理、政治・経済、日本史、世界史等の学習において、現代社会における人権問題の現状や同和問題の歴史的・社会的背景、さらには自由と平等に関する思想や世界の潮流等について学習を深める。そして、同和問題解決への展望と自分自身の課題について自覚と認識を深めさせる。

これらの学習との関連を図りながら、ホームルームなどの学習を通して、差別と闘ってきた被差別部落の人々の生き方に学びながら、身近に残存する差別や偏見を見抜き、その社会的背景を捉えて差別をなくす実践力を高めていく指導の充実を図る。その場合、ホームルーム活動での同和問題学習と各教科等での同和問題学習との関連や相違点を明確にし、相互に関連・補完しながら学習が深化・発展していくよう、学習内容の構成を創意工夫する必要がある。

また、高等学校に在籍する生徒は、多くの中学校からの入学者であることに留意し、生徒の同和問題に対する理解度や認識の実態を把握して学習の充実を図る必要がある。

盲・ろう・養護学校

盲・ろう・養護学校では、幼・小・中・高等学校における同和教育目標を踏まえながら、児童生徒の障害の実態等に即して、それぞれの学校・学部において具体的な目標を設定し、その達成に向けて一貫した取組みを進めることが大切です。

児童生徒一人一人の障害の実態や発達段階を踏まえながら、人権意識と差別に対する科学的な認識を高める学習内容を創意工夫する。そして、児童生徒が、自らの可能性と個性や能力を最大限に発揮し、豊かな自己実現に努めていこうとする意欲と態度を高める指導の充実を図る。

そのためには、何よりも、まず、教職員自らが障害に対する偏見や差別の不当性に対する認識を深め、偏見や差別をなくすための取組みに努める必要がある。そして、日々の教育活動全体を通して、児童生徒一人一人が偏見や差別に立ち向かい、将来への明るい展望をもって自己実現に努めていくよう支援していく。

身近な社会生活の中で、一人一人の人権保障をめざす取組みや差別撤廃への運動が進められている現状を具体的に捉えさせる。また、自己の人権に対する自覚を深め、自主的に学ぶ意欲と態度、自分の考えや願いを進んで表現しようとする能力と態度を高める。さらには、他校との交流学习や地域社会の人々との交流活動に自主的、積極的に取り組むことにより、望ましい人間関係を築き、共に連帯して偏見や差別をなくしていく態度を育てる。

同和教育の中心課題は、同和問題の解決を図ることにあるが、同時に同和教育は障害者に対する差別など、あらゆる差別の撤廃をめざす教育であることを正しく認識し、広い視野に立ってその内容を構成する。そして、各教科等の目標と特質を踏まえ、児童生徒の実態に即した同和问题学習を系統的に指導計画に位置付け、指導の充実を図る。

また、障害者に対する種々の偏見や差別が厳存する社会の現実を目を向けさせ、障害者差別の不当性について正しく認識させる。そして、偏見や差別の撤廃に立ち上がり、力強く生きている先輩等の体験や生き方に学ぶ学習などを通して、差別撤廃に主体的に取り組もうとする意欲と態度を育てる。

2 進路保障の取組み

進路保障の取組みを進めるためには、すべての教職員が進路保障の重要性に対する認識を深め、次のような点を重視して取り組む必要があります。

(1) 推進体制を確立する。

教職員一人一人が進路保障に取り組む姿勢を確立し、校長や同和教育主任、同和教育専任教員を中心に、全教職員によって組織的、継続的に進路保障を進めていく推進体制を確立する必要があります。

特に進路保障の取組みを進めるに当たって、同和教育専任教員の果たす役割と責務は重要です。同和教育専任教員は、自己の職責を十分自覚し、日頃から同和地区へ出かけて連携を密にし、部落差別の現実や同和地区児童生徒と保護者の実態、願い等を的確に把握しなければなりません。

そして、進路の保障に向けた教育課題を明確にし、校長、担任、全教職員、及び家庭、地域社会、行政機関等との連携を図りながら、課題解決に向けた個別具体的な指導の充実に努めなければなりません。

(2) 実態を把握する。

進路保障を進めるには、進路保障の目的と意義を踏まえ、幅広い視点から部落差別の現実や児童生徒の実態を的確に把握することが大切です。そして、児童生徒の進路の保障を阻んでいる要因が明らかになれば、直ちにそれを取り除くための取組みが必要です。

そのため、同和地区の保護者や児童生徒の将来の進路に対する願いや悩み、不安等を的確に受け止め、進路を保障するための教育課題を明らかにすることが重要です。また、就職や進学の実態とその後の状況や動向等の把握に努めるとともに、学力や学習意欲、進路意識等の実態、

さらには中途退学や不登校等の実態と解決への課題を正しく把握することが必要です。

また、実態把握に当たっては、同和地区の保護者との人間関係や信頼関係を築き、学校の同和教育の方針や取組みへの理解と協力を得る中で、保護者の願いや児童生徒の実態を的確に把握していくことが大切です。さらに、プライバシー保護の視点に立って、把握の仕方や資料等の取扱いと保管等に留意し、絶対に人権が侵害されることのないよう秘密保持について慎重な配慮が必要です。

実態把握に当たっては、次のような点に配慮することが大切です。

家庭や地域、関係機関等との連携による実態把握

同和地区の人々や保護者との話し合いと交流を通して、日常の生活、教育、仕事等における部落差別の実態を把握する。そして、児童生徒や保護者の将来の進路に対する考えや希望を正しく受け止めることが大切である。さらに、日頃から関係機関等との連携を深め、緊密な協力体制のもとにより的確な実態把握に努める。

学校における実態把握

児童生徒一人一人の健康、学力、学習や生活の状況、進路に対する意識や希望、同和問題に対する理解や認識の実態等について、学校での学習や生活全般を通して、日常観察や面接、各種調査などの様々な方法を用いて的確な把握に努める。

(3) 進路の保障を阻む要因を取り除く。

進路の保障を図るためには、進路の保障を阻んでいる要因を明らかにし、それらを取り除くための迅速で適切な取組みが必要です。そして、被差別の立場にある児童生徒を支え励まし、進路を保障していくための積極的な取組みと体制づくりに努めることが大切です。

児童生徒一人一人を支える体制づくり

同和地区児童生徒をはじめ、被差別の立場にある児童生徒、また様々な困難を抱えている児童生徒が、心を開いて自分の悩みや不安等を話すことができ、相談できる体制を確立する必要があります。そして、学校生活や学習面、健康上の問題、家庭の問題、進路等の問題で悩みを抱えている児童生徒が、自己の意欲と能力を十分発揮して学習し、生きていくよう、その悩みを解決してくための速やかな取組みが必要です。

また、家庭や関係機関等との連携と協力のもとに、一人一人の可能性が十分伸長されるよう、希望する進路の実現に向けての個別具体的な指導の充実と支援に努めることが大切です。

関係機関との連携体制による就職差別撤廃に向けた取組み

就職差別撤廃のためには、職業安定行政機関や教育行政機関等の関係行政機関や高等学校職業指導協議会、及び企業、関係機関・団体等の連携体制の充実と整備に努め、就職差別撤廃に向けた取組み体制の確立と強化を図る必要があります。そして、不適切な採用選考に対する問題提起があった場合には、取組み体制に基づき、迅速かつ適確な対応と取組みを進めなければなりません。

就学への支援体制づくり

進学への意欲と能力を持ちながら経済的理由や差別等によって学ぶ意欲を喪失し、進学を断念したり中途退学することのないよう就学への支援に努めることが大切です。そのため、家庭や関係機関等と連携し、児童生徒一人一人が将来への展望をもって学んでいくことができるよう、就学を支援する体制づくりに取り組む必要があります。また、奨学資金制度等の周知と活用の促進、教育相談や個別指導の充実強化を図ることが大切です。

（４）自ら将来を切り拓いていく意欲と態度を育てる。

進路保障の取組みに当たっては、同和地区児童生徒をはじめ、すべての児童生徒が、自ら学ぶ意欲と態度を高め、確かな学力と差別に立ち向かう強い意志をもち、自らの将来をたくましく切り拓いて豊かな自己実現に努めていこうとする意欲や態度を育てる指導の充実に努めることが重要な課題です。

自ら学ぶ意欲と態度を高める取組み

実態把握に基づき児童生徒一人一人の学習や生活上の課題を捉え、学力を高め、進路を保障する視点に立って個別具体的な指導と取組みの方向を明確にする必要があります。そして、あらゆる場と機会を捉えて、自分自身で主体的に判断し、自主的に行動する実践的な態度と能力を育てることが大切です。

また、友達と支え合い、励まし合って共に学ぶ学習活動を通して、自ら学ぶ意欲と態度を育て、主体的に問題解決に努める実践力の育成に努めることが大切です。

学力の向上をめざす取組み

ア、「おくれ」や「つまずき」のみられる児童生徒に焦点をあて、「わかる授業」や「個に応じた指導」への創意工夫に努め、学ぶことの充実感を体得させることにより基礎学力や学習意欲の向上を図ることが大切です。

そのためには、学習意欲や態度、学習の仕方や習慣、学習環境等、児童生徒一人一人の学習の実態を把握し、「新しい学力観」に基づく自己教育力の育成を図るための授業の改善

と指導方法の創意工夫に努めることが大切です。

イ、同和地区児童生徒をはじめ、被差別の立場にある児童生徒が、差別に打ち勝って豊かな自己実現に努め、将来をたくましく生きていく力を培う指導を充実する必要があります。

そのため、児童生徒の発達段階に即して、基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせ、学習意欲や学力の向上を図るとともに、豊かな感性を培い、健康の増進を図る取組みを、家庭や地域との連携のもとに進めていくことが大切です。

ウ、同和地区児童生徒をはじめ、被差別の立場にある児童生徒が、差別の不当性や差別撤廃に向けた取組みの歩みと成果等を正しく学び、自らの権利への自覚を高めることによって、みんなと連帯して差別に立ち向かう姿勢を確立していくよう指導の充実に努めなければなりません。そして、児童生徒一人一人が将来の進路に対する希望と展望を確立していくよう、進路意識を高めるための適切な指導が必要です。

また、差別撤廃に向けて、自己の思いや願いを生き生きと表現する技能や、相手に自分の気持ちや意見を率直に主張し、伝える力を身につけていくよう支援することが大切です。

社会的立場の自覚を深める取組み

自ら学ぶ意欲や差別に立ち向かう態度を高めていくためには、自分が被差別の状況にあることを主体的に自覚し、それが不当で不合理な差別に基づくものであることを正しく理解して差別と向き合い、差別をなくそうとする意欲と実践力を身につけることが大切です。

そのためには、まず教職員が被差別の立場にある児童生徒を徹底して支えていく姿勢と取組みを貫くことが重要です。そして、個々の児童生徒の発達段階やおかれている立場の自覚の状況、周囲の支えやその後の見通し、保護者の願いや意見などを見極め、周到な教育上の配慮と家庭や地域との連携のもとに、児童生徒一人一人が社会的立場の自覚を深める指導を充実していくことが大切です。

その際、部落差別に対する科学的な認識を深めさせる指導の充実や保護者との密接な連携と共通理解の徹底が図られるよう、継続的で組織的な取組みが必要です。

集団づくりの取組み

差別に打ち勝って豊かな自己実現に努めていこうとする意欲や態度を育てるためには、様々な困難を抱えている児童生徒や被差別の立場にある児童生徒が、自分の悩みや願いを本音で語ることができ、それを共感・共有し、共に連帯して解決していこうとする集団づくりが重要な基盤となります。

そのため、様々な困難を抱えている児童生徒や被差別の立場にある児童生徒を大切にしたい集団づくりに取り組み、友達の悩みや辛さを自分の問題として考え、共に解決していこうとする連帯感を育てる指導の充実に努めることが大切です。

(5) 差別選考をなくすための取組みを徹底する。

児童生徒一人一人の進路を保障していくためには、進路の保障を阻む差別等をなくし、進路の実現に向けた積極的な指導や援助を行うことが大切です。とりわけ、希望する進学や就職の実現を不当に阻む差別選考を根絶することは、進路保障の重要課題の一つです。

差別選考を見抜き、それを許さない人権意識を高める指導の徹底

すべての生徒達に「全国統一応募用紙」制定の精神や趣旨についての理解を深めさせ、同和問題解決の中心的課題である就職の機会均等を保障するため、公正な採用選考の重要性について正しく理解・認識させることが大切です。

そのため、就職差別の実態に学ぶことを基本に同和問題学習を深めさせ、就職差別につながる不当な採用選考を見抜き、それを許さない人権意識を高める必要があります。そして、差別選考を根絶することは自分自身の人権を守ることであるとの理解を深めさせ、部落差別をはじめ、基本的人権やプライバシーを侵害する差別選考に対しては、就職差別根絶のために、「言わない、書かない、提出しない」等の取組みがすべての生徒に徹底されるよう指導の強化を図ることが大切です。

また、すべての教職員が、就職の機会均等と公正な採用選考の重要性に対する認識を深め、人権意識の高揚に努めることが大切です。そして、同和問題解決に向けて、差別選考等の差別を見抜き、問題提起するなどの具体的な実践に取り組む必要があります。

面接指導や受験報告書等による事前・事後指導の徹底

生徒の採用選考試験に当たって、面接指導や受験報告書等による事前・事後指導の充実を図り、生徒一人一人を差別選考から守る取組みを徹底する必要があります。

そのため、不適切な採用選考に対しては直ちに問題提起するという取組みを徹底するために、選考試験前の個別指導の充実を図ることが大切です。

また、就職差別根絶の視点から生徒の受験報告書の記載内容や生徒の報告を的確に点検、確認する必要があります。そして、差別につながる問題点等があった場合は、受験した生徒に対する迅速、適切な対応と指導を行うとともに、関係機関に速やかに報告する必要があります。

(6) 各校種における進路保障の取組み

進路保障の取組みは、児童生徒の発達段階や地域の実態、保護者の願い等を踏まえながら、継続的に進めていくことが大切です。そのため次のような点を重視して取り組むことが大切です。

幼稚園等

被差別の立場にある幼児をはじめ、すべての幼児の健全な育成をめざし、幼児一人一人の成長と発達の実態を捉え、健康や体位、情操、感性、言語能力、基本的な生活習慣等の幅広い視点から個別具体的な指導の充実に努める。

特に、健全な生活の基盤となる健康の大切さを自覚させ、進んで自分の健康を守っていかうとする態度や基本的な生活習慣を身につけるよう支援する。また、家庭や地域と連携し、集団生活の中で仲間と力を合わせて行動することや、自分で考え、判断しようとする自立への芽生えを育むよう援助していく。

小学校

児童一人一人の自主的な健康管理や主体的な生活態度と学習態度の確立を図り、基礎学力の向上を図る。

そのため、児童の興味関心を高め、自ら学ぶ意欲を高める学習指導や個人差を配慮した指導の在り方を創意工夫する。そして、家庭や地域との連携を図って、学年段階や児童一人一人の実態に即した個別具体的な指導に努める。

特に、同和地区児童をはじめ、被差別の立場にある児童、様々な困難な条件を抱えている児童に対して、受容的態度と共感的理解に基づくきめ細かな配慮と適切な指導が必要である。また、自分の願いや意見を表現し、伝えることのできる能力や技能を育てる指導に努める。

中学校

生徒一人一人の生活や学習の実態、また将来の進路に対する意識や希望等を把握し、自主的な学習態度と将来の進路に対する展望をもたせる取組みが重要である。

実態把握に当たっては、表面的な把握でなく地域や家庭に努めて出かけて実態とその背景や要因を正しく把握することが望まれる。特に、中学生段階では、進路の選択に対する保護者や教職員の助言と励まし、支えが重要であり、きめ細かで個別的な進路指導の充実に努めることが望まれる。そのためには、日頃から教職員と生徒や保護者が心を開いて話し合える人間関係と信頼関係を深めるよう努めることが大切である。

さらに、生徒の希望する進路の保障を阻害する差別等の実態を見極め、それを取り除く取組みを進めるとともに、家庭や関係機関等と連携して生徒が自らの社会的立場への自覚を深め、主体的に進路を切り拓いていく態度や能力を身につけさせることが大切である。

高等学校

生徒一人一人が、自己の人生や生きがいと深くかかわる進路について自覚と意識を高め、将来進むべき方向を考え、自ら進路を選択する能力と態度を育てる。特に、同和地区生徒をはじめ、社会的に困難な条件を抱えている生徒が、差別の不当性や自らの社会的立場への自覚を一層深め、将来の進路について確固たる展望を確立して、自己の能力を十分発揮して豊かな自己実現に努めていくよう、進路指導の充実と徹底に努める。そのため、計画的な個別指導や家庭訪問等による実態把握、小・中学校、保護者、地域、関係機関等との連携の強化に努め、指導の充実に生かす。

特に、高校生にとって現実の重要課題である就職の機会均等を保障するための公正な採用選考についての指導を、1学年の段階から計画的に進めていく必要がある。

盲・ろう・養護学校

児童生徒一人一人が、障害等による偏見や差別の不当性を認識し、自己の個性と能力を十分に伸ばし、将来の進路を切り拓いていこうとする意欲や展望を高める指導が大切である。

そのため、すべての教育活動を通じて、児童生徒の実態に即した指導の充実に努めるとともに、自らの社会的立場への自覚を深め、進んで社会参加をしていく意欲と能力を高める指導の充実に努める。

しかし、進路の現状をみると、偏見や差別により社会参加が十分に保障されず、進路選択が限定されている現実がある。このような実態を踏まえ、家庭、地域社会、医療、福祉、その他関係機関等との緊密な連携を図って、地域住民や企業等への啓発を積極的に進め、将来の進路への明るい展望がもてるよう積極的な取組みを進める必要がある。

[3] 推進の方法

1 全教職員による共通理解

各学校において同和教育を推進するに当たっては、まず教職員の一人一人が身近な地域社会に厳しく残存する部落差別の現実に学び、差別に対する科学的な認識を深めることが大切です。そして、

自らの社会的立場と使命を自覚して、同和問題の解決に取り組もうとする主体的な姿勢を確立する必要があります。

そのため、各学校において「めざす教師像」を設定するなどにより、その達成に向けて教職員一人一人が同和教育推進の姿勢を確立し、実践課題を明確にしなければなりません。そして、すべての教職員が連帯しながら日々の教育実践全体を通して同和教育に取り組むことが大切です。

そのためには、管理職、教諭、講師、事務職員、技術職員等、学校のすべての教職員が自主的に同和問題についての自己研修を深めるとともに、校内外での研修・研究活動に積極的、計画的に取り組む必要があります。そして、「計画・実践・評価」の過程を通して、全教職員の共通理解を深め、協力体制のもとに同和教育の組織的な推進に努めることが大切です。

2 推進体制の確立

（１）推進組織の確立

全校体制のもとに同和教育の推進と充実を図るためには、同和教育の推進組織を確立し、機能の充実と活性化を図る必要があります。

その際、とりわけ管理職の果たす役割が重要です。また、同和教育推進委員会等の組織づくりに当たっては、一部の担当者等だけの考えや活動に偏らないよう、広く各校務分掌の代表者等の参画が必要です。そして、管理職のリーダーシップのもとに、同和教育専任教員や同和教育主任が推進の中心的役割を担い、校内の推進体制を充実強化する必要があります。

（２）連携の推進

学校での同和教育を効果的に進めるためには、それぞれの学校が学校間の連携を深めるとともに、家庭、地域社会、関係機関等と密接に連携する必要があります。また、学校教育、家庭教育、社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮しながら主体的に教育活動を展開するとともに、民主的な地域づくりという共通の目標の実現に向けて、相互の連携を密にし、協力しながら取り組むことが望まれます。

特に、児童生徒を取り巻く教育環境が人権尊重の視点から充実と改善が図られるよう、学校・家庭・地域社会が一体となった取組みを行うことが大切です。

保・幼・小・中・高等学校等の連携

地域における部落差別の現実に立って、各学校段階の教育課題に基づく一貫した同和教育

を進めるためには、各校種間の連携が大切です。

そのため、児童生徒の発達段階や発達の特性を十分配慮し、各学校段階に応じた同和教育の課題を明確にして相互に緊密に連携し、系統的・継続的な同和教育の推進をめざして教育内容の一貫性を図る必要があります。

特に、同じ地域内にある学校は、地域社会や家庭及び児童生徒の実態や同和教育上の課題等共通する面が多く、相互に情報交換や意見交換等を行い、緊密な連携を図って取り組む必要があります。

家庭・地域社会等との連携

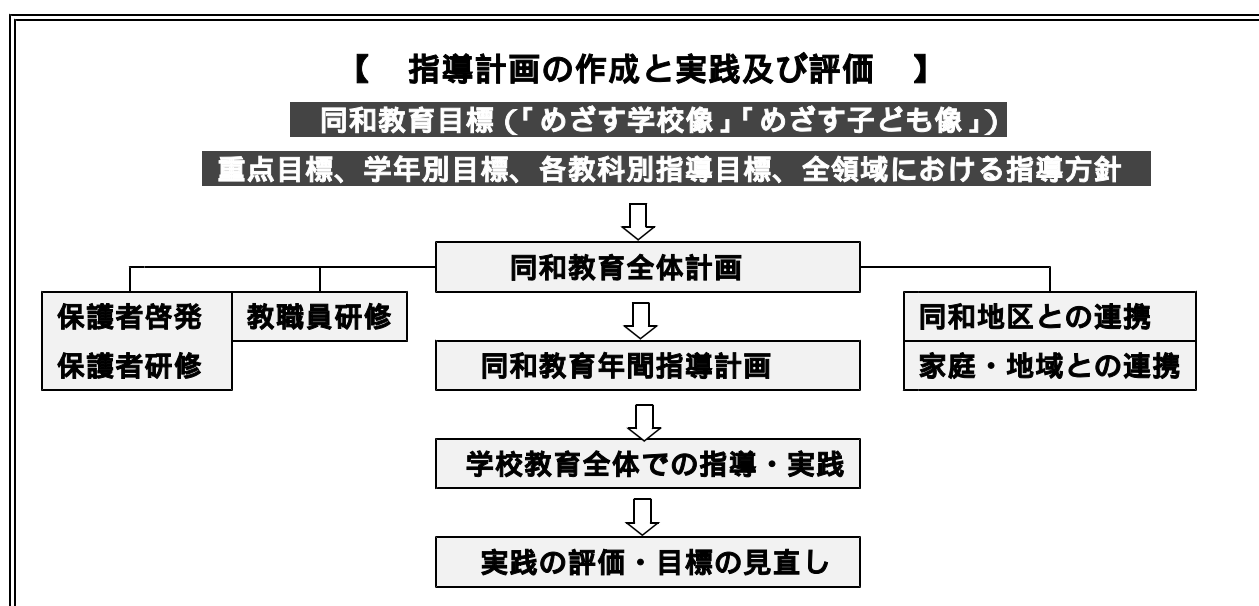
児童生徒は家庭や地域で様々な影響を受けて成長しています。学校同和教育を効果的に推進するためには、家庭や地域との連携や協力が不可欠です。

家庭との連携を図るためには、保護者会や PTA 活動等を中心にきめ細かな組織体制を確立し、取り組むねらいを明確にして機能の活性化を図ることが大切です。特に、学校段階が進むにつれて、児童生徒の通学圏が広範囲に及び、連携が図りにくい状況が生じてきます。そこで、様々な機会を捉え、意図的に連携の場を設定する努力と創意工夫が必要です。

また、地域との連携を図るためには、日頃から行政機関や同和教育推進機関・団体等との連携に努める必要があります。積極的に同和教育の授業を公開したり、情報や意見を相互に交換し、協力体制と信頼関係を確立することが望まれます。

3 指導計画の作成と評価

各学校における同和教育目標を達成するためには、教育活動全体を通して一貫した同和教育を進めるための基本となる全体計画を作成する必要があります。そして、それに基づき各教科等における指導の順序や関連を具体化した年間指導計画を作成しなければなりません。



指導計画の作成に当たっては、地域や学校の実態、児童生徒の発達段階、各教科等の特質等を踏まえ、同和教育目標達成に向けた教育活動の進め方について、校長を中心に全教職員が創意を出し合って協議し、共通理解を図って作成することが大切です。そして、各学校の実態や特色を生かしながら、各学校の創意に満ちた指導計画を作成することが期待されます。

また、進路保障の取組みを計画的・組織的に進めていくためには、進路保障の推進方針を明確にし、取組みの重点や指導目標等を全体計画の中に明示する必要があります。そして、それに基づき、各学年や各教科等における進路保障の具体的な取組みの内容と方法、配慮事項等を年間指導計画に適切に位置付けなければなりません。

さらに、学校・学級経営案、生徒指導推進計画案、進路指導計画案、保護者啓発推進計画案、教職員研修実施計画案等の作成や見直しに当たっては、同和教育を学校教育活動全体を通して進めるために同和教育の視点から十分検討を加え、同和教育を基底に据えた計画的な学校運営の推進に努めることが望まれます。そのため、各校務分掌ごとに、同和教育をどう進めるのか、その方針や具体的な取組み内容等をそれぞれの計画案の中に明確にする必要があります。

これらの指導計画は、具体的な指導実践上の問題点や課題を整理し、日々の実践を反省評価しながら見直しと改善に努め、より充実した指導計画にしていくことが望まれます。

（１）全体計画の作成

同和教育の全体計画は、各学校の同和教育目標を達成するため、人権意識の高揚と進路保障をめざして重視して取り組む内容や創意工夫したり配慮する事項、及びそれぞれの教育活動が同和教育の推進に果たす役割等について明らかにし、各学校における同和教育の取組みの全体構想を表わすものです。

全体計画は、すべての教育活動を通して一貫した系統的な同和教育を進める上で重要な役割を果たすものであり、教職員が日々の教育実践を進めるための基本となる計画です。そのため、学校教育全体を通して進める同和教育の全体構想が全教職員に正しく理解されるよう、作成に当たっては、教職員全員による協議を深めることが大切です。

同和教育の全体計画を策定するに当たっては、次のような点に配慮する必要があります。

それぞれの教育活動の特質やねらいを踏まえ、同和教育目標の達成に果たすべき役割を明確にして全体計画へ適切に位置付ける。そのため、人権意識の高揚と進路保障の視点から、それぞれの教育活動における同和教育の指導方針や重点等を明確にする。

特に、各教科等での同和教育は、各教科等の目標と同和教育目標との関連を明確にして、各教科等の特質に即した教科別の同和教育指導目標と指導の重点等を明示する。

児童生徒及び家庭や地域の実態等を分析して教育課題を明らかにし、児童生徒の発達

段階を踏まえて、学年別の同和教育指導目標や指導の重点等を明示する。

家庭や地域、及び地域の同和地区や関係機関等との連携について、具体的な取組みや方針等を、関係者との共通理解を図って明確にする。また、児童生徒の発達段階に即した一貫性のある取組みをめざし、校種間の連携の在り方等についても明らかにする。

（２）年間指導計画の作成

同和教育の年間指導計画は、全体計画に基づき、学年や児童生徒の実態に即した一貫性のある計画でなければなりません。また、児童生徒の関心を高め、児童生徒自らが自主的、意欲的に学ぶ学習内容を創造し、特色ある計画にしていくことが望まれます。

年間指導計画の作成に当たっては、次のような点に配慮することが大切です。

同和教育目標は学校教育全体を通して達成していくことを基本に、児童生徒の人権意識を高め、進路を保障していくために重要な学習内容や指導事項等を明確にし、各教育活動ごとの年間指導計画に適切に位置付ける。そして、それぞれの年間指導計画に同和教育の指導の重点とねらい、及び学習内容や指導事項、配慮事項等を明記する。また、必要に応じて同和教育にかかわる発問例や教師の支援と配慮事項等を記載し、より具体的できめ細かな指導の充実をめざす。

特に、各教科等において、人権尊重への自覚と差別に対する科学的な認識を深める多様な学習活動を創意工夫し、年間指導計画へ積極的に位置付ける。

なお、教科書教材等だけでなく、人権意識や進路意識を高めるために適切な学習資料や学習素材を発掘したり手作り教材を作成したりすることにより、児童生徒の実態に即した効果的な教材を創造し、年間指導計画に位置付けることが望まれる。

各教科における同和教育の指導内容の系統性や学年段階の発展性、及び各教科等の相互の関連を踏まえて作成する。そのため、系統性や発展性、関連性などを的確に把握するための学年別、教科別の「題材配当表」等を作成しておくことが効果的である。

また、同和教育の重点目標や学年別目標等との関連を明確にした「題材配当表」の作成を創意工夫し、計画的な指導に努めることが望まれる。

学力の向上と進路を保障するための取組みをすべての教育活動を通して総合的・計画的に進めていくために、進路保障推進の視点に立ってそれぞれの教育活動の年間指導計画の作成と見直しに努める。

(3) 学習指導計画の作成

人権意識の高揚と差別をなくす実践力の育成をめざす学習を進めるに当たっては、次のような点に配慮して学習指導計画を作成し、同和教育目標の達成に努めることが大切です。

同和教育の目標との関連を明確にして単元の目標や本時のねらいを設定し、同和教育推進の視点に立って本時の学習計画を創意工夫する。また、本時の学習を通して、児童生徒にどのような能力や態度を身につけさせるのか、また、それが同和問題解決にどうつながるのか、指導者は目的と意図を明確にして指導計画を作成する必要がある。

教材等の設定に当たっては、取り上げる教材等の価値と内容を同和教育の視点からどう認識し、どのような観点に立って学習内容を構成するのか、また、その教材等が児童生徒の人権意識や同和問題に対する認識をどのように高めるのかを明らかにする。

本時の学習内容との関連を踏まえながら、同和教育目標と学習のねらいに照らして、人権意識や差別に対する認識の実態、集団としての特徴等、児童生徒の実態を的確に把握する。さらに、効果的な指導方法や配慮すべき点など、指導の構想を明確にする。

本時の学習全体を通して本時のねらいに迫ることを基本に、指導者は学習展開の中でどのように児童生徒に同和問題解決につながる人権意識や科学的認識と実践力を培っていくか、指導の流れと重点、また、指導の手立てや効果的な発問等を創意工夫して指導に当たる。

同和問題学習においては、児童生徒が不十分な認識や誤った捉え方をしている場合には、速やかに適切な事後指導を行わなければならない。そのため、本時の学習における児童生徒の理解の状況や受け止めを把握して必要かつ適確な事後指導を徹底するとともに、次時の学習の充実に生かす必要がある。

(4) 実践に基づく指導計画の評価

年間指導計画や学習指導計画に基づく実践について、指導目標達成の状況を分析・評価し、同和教育目標の達成に向けて指導計画の見直しと改善を図り、指導実践の改善と充実に努めることが大切です。

そのため、指導計画の中に「反省・評価」の欄を設けるなどして、教材や学習の内容と方法、及び教師の支援や指導の手立て等の観点から、日々の同和教育の取組みを反省し、評価しておくことが望まれます。

また、校長を中心に全教職員が協力体制のもとに全体計画や年間指導計画の立案や見直しと改善を行う過程と取組みを大切にし、共通理解を深めながら組織的、計画的な指導の充実と強化を図っていくことが期待されます。

[4] 取組みの実際

児童生徒の人権意識の高揚を図り、進路保障を推進するには、何よりも日常の教育実践の中で、差別や偏見のない集団づくりが行われ、同和教育の視点に立って個を生かす学習活動の充実が図られることが重要です。

また、このような取組みを効果的に進めるため、保護者と密接な連携を図るとともに、教職員と保護者が共に同和問題を学んでいくことが大切です。

1 集団づくりの取組み

児童生徒は、学級集団をはじめ様々な集団の中で、相互に影響を受け合いながら、ものの見方や考え方、行動の仕方等、人間としての生き方を身につけていきます。従って、互いをかけがえのない人間として尊重し合う差別や偏見のない集団づくりを進めることは、同和教育の重要な内容です。

しかし、今日、学校教育の場において、「いじめ」「体罰」等の児童生徒の人権にかかわる問題が多発しています。また、部落差別をはじめ様々な差別や偏見の問題を他人事と受け止めている児童生徒も多いという実態がみられます。そのような状況の中で、被差別の立場にある児童生徒をはじめ、友人関係や家庭の問題、学習や進路の問題等で悩みを抱えている児童生徒が、自分の思いや願いを訴えることができず、自己の可能性を十分発揮できずに苦しんでいる現実があります。

同和教育がめざす集団づくりは、意図的・計画的な教育活動を通して、児童生徒が集団活動に自主的、自発的に取り組む中で、友達一人一人の願いや悩み、苦しみ等を自分自身の問題として受け止め、支え合い、励まし合って解決に向けて共に取り組む態度と実践力を育てることをめざしています。さらに、すべての児童生徒が個性と可能性を十分に伸ばし、自らの将来をたくましく切り拓いていく意欲と態度を育てるとともに、友達と連帯して差別をなくしていこうとする実践力の育成をめざしています。

集団づくりを進めるに当たっては、児童生徒一人一人の生活や学習の実態とその背景を的確に把握する必要があります。とりわけ、同和地区児童生徒をはじめとする被差別の立場におかれている児童生徒の抱えている悩み、苦しみ、不安等を正しく受け止めることが大切です。

そのため、次のような点に配慮して取り組む必要があります。

(1) 被差別の立場に置かれている児童生徒を大切にしたい集団づくりを進める。

被差別の立場におかれている児童生徒や困難な条件を抱えている児童生徒など、集団の中で

弱い立場にある児童生徒を大切にしたい集団づくりが必要です。その集団の中で互いの悩みや願いを語り合い、共感し、励まし合う人間関係の支えを得て、差別と向き合い、連帯して問題解決に取り組もうとする実践的な態度が育成されます。

このような取組みを通じて、同和地区児童生徒をはじめ、すべての児童生徒に、自らの将来をたくましく切り拓いて、豊かな自己実現に努めていこうとする意欲と態度を育てていくことが大切です。

（２）一人の問題を集団みんなの問題として、共に解決に取り組む。

教職員と児童生徒同士が人間的な信頼感で結ばれ、自分の悩みや苦しみを心を開いて語ることができ、友達の悩みや苦しみを自分の問題として受け止め、支え合う集団の育成をめざす取組みが大切です。

そのため、一人の問題や悩み等を集団全体に投げかけ、集団みんなの問題として解決に取り組む活動を積極的に展開していくことが大切です。また、まず教職員が被差別の立場におかれている児童生徒や弱い立場にある児童生徒の願いや悩みを受容的な態度で受け止め、支え切る姿勢と取組みを貫く必要があります。

このような仲間集団や教職員の支えを得て、被差別の立場にある児童生徒をはじめすべての児童生徒が自ら学ぶ意欲と態度を高め、部落差別を許さず、差別をなくすために行動する実践的な態度が育成されていきます。

（３）自分の願いや要求を集団の中で語る力と態度の育成に努める。

様々な悩み、苦しみ、不安等を抱える児童生徒が、自分の願いや要求を集団の中で語り、問題を提起することができるよう、心を開いて自己の思いを率直に表現し、意見や願いを適確に相手に述べることでできる技能と態度を育てることが大切です。

そのためには、日記指導や作文指導等の取組みを通して、自己の権利や社会的な立場に対する自覚を深めさせ、自分の願いや思いを生き生きと表現し、仲間に訴えていく意欲と能力を高めていくことが必要です。

（４）一人一人の個性を生かす自主的な集団活動の展開に努める。

学級における集団活動をはじめ、特別活動やその他の様々な集団活動を通して、互いに個性や長所などを認め合い、児童生徒一人一人が自分の個性を十分発揮して生き生きと集団活動にかかわっていく場づくりを創意工夫する必要があります。そして、すべての児童生徒が支え合っ

自己の役割を果たすことで自主的な活動への成就感を高めさせていくことが大切です。

また、集団における規律の役割と目的、意義を集団活動を通して自覚させ、集団全体の目標達成に向けて、連帯して集団活動を展開し、協力し合って問題解決に取り組む態度を育てていくことが大切です。

(5) 差別を許さない民主的な教職員集団づくりに努める。

児童生徒の民主的な集団づくりを進めるためには、差別を許さない教職員の集団づくりが重要です。

そのため、すべての教職員が、児童生徒一人一人の人権を保障するために互いに連携・協力して教育実践に取り組んでいく、支え合う教職員集団をめざす必要があります。そして、教職員一人一人が、日頃から児童生徒との心のふれあいを大切にし、学習や生活の背景を捉えることによって、児童生徒一人一人の真の願いや悩みを共感的に受け止め、共に学んでいこうとする姿勢をもつことが重要です。

そのためには、教職員一人一人が、自己の教育実践と姿勢を同和教育の視点から見つめ、自己変革に努める必要があります。そして、すべての教職員が連帯して差別をなくしていこうとする姿勢を確立し、差別をしない、させない、許さない教職員集団づくりに努めることが望めます。

2 各教科等における取組み

各教科等における同和教育は、各教科等の目標の達成をめざし、それぞれの特質を踏まえた指導を進めていく中で、同和教育の目標を達成していくことが大切です。

そのため、各教科等の目標と内容を同和教育の観点から検討し、各教科等に同和教育をどのように位置付け、どのような指導を展開していくかを明らかにし、児童生徒の発達段階に即した計画的な指導に努める必要があります。

指導に当たっては、何よりも、その学習過程が児童生徒の人権が守られた状況の中で展開されなければなりません。学習過程そのものが児童生徒の人権保障と人権意識の高揚の視点で貫かれていることが必要です。

また、進路保障の視点から、すべての教科等の指導を通じて、同和地区児童生徒をはじめ、すべての児童生徒に確かな学力と豊かな感性を育て、健康の増進を図り、強い意志と実践力を培う指導の充実に努めることが大切です。そして、「わかる授業」「自ら学ぶ学習」への創意工夫や個別具体的な指導の充実など、児童生徒一人一人の実態や願いに基づく教育活動の充実と改善に努めることが大切です。

各教科等の特質を踏まえた指導を進めるに当たっては、特に次のような点を重視する必要があります。

(1) 国 語

国語を正しく理解し、表現する能力を高める指導を通して、思考力や想像力、感受性を高め、豊かな言語能力を育てることが大切です。そして、確かな国語力を培うとともに、文学作品や生活作文等の指導を通して人間の尊厳や人権尊重についての認識を深めさせる必要があります。そのため、次のような点を重視して指導の充実を図ることが大切です。

作文指導では、児童生徒が身近な日常生活や社会生活に素材を求め、自分自身の生活と結びつけながら自分の思いや願いを豊かに表現し、人間としてのよりよい生き方を追求する態度を育てる。

文学教材の指導では、様々な願いをもって生きる人間の真実や生き方を探求する中で、人間の誇りや尊厳、人間愛等について認識を深める。そして、作品の主題に迫り、作品の世界への共感を通して、自分の生活を見つめ、高めていこうとする意識を培う。

文章に即して、表現されている内容への理解を深め、読解力や言語能力の向上を図るとともに、論理的な見方や考え方、豊かな感性を培う。また、言語環境を整え、言語生活を豊かにしていくことにより、望ましい人間関係を育てていく。

(2) 社会、公民、地理・歴史

わが国の国土や歴史への理解を通して、民主的で平和的な国家・社会の形成者としての資質を培うことは、同和問題解決をめざす同和教育にとって重要な課題であり、同和教育の推進に果たす社会、公民、地理・歴史の役割は極めて大きいといえます。

そのため、次のような点を重視して指導の充実を図ることが大切です。

日本や世界の諸地域で生活する人々のくらしや仕事について学習を深め、様々な地理的条件のもとに生きる人間の生き方について自分たちの生活と結びつけながら理解を深め、人間の尊厳と人権尊重の精神を培う。また、民族に対する偏見や人種差別等の問題を日本との関係も含めて正しく認識し、差別撤廃をめざす運動やその歴史的背景についての学習を深める。さらに、現代社会の人権にかかわる公害問題や環境問題、民族対立と国際平和等の問題を取り上げ、その中で生きる人々の姿や生活、願い等を捉え、人権尊重への認識を深める。

各時代の政治や社会の動き、その時代的背景についての学習を深め、人々がその時代に生きる姿や人権確立への願い等を共感的に捉える。そして、時代の変遷を通じて人間の自由と平等に対する意識が高まり、人権確立への闘いと努力が積み重ねられてきた歴史的事実を

正しく理解する。

部落差別の歴史については、社会、公民、地理・歴史の学習に系統的に位置付け、部落差別の歴史的背景や差別の強化拡大、また差別の撤廃をめざす自主的運動や現在の差別の実態等について科学的認識を深め、同和問題解決への展望を培う。

民主主義社会と国民生活についての学習を通して、憲法が保障する基本的人権の意義とその内容についての理解を深め、個人の尊厳や人権尊重への自覚を深める。また、国民生活の向上と人権確立の視点に立って、国民的課題である同和問題の解決に努める意欲と態度を高める。

(3) 生 活

児童の自主的な活動を支援しながら、身近な自然や社会と自分とのかかわりを考える中で、人権意識の基礎となる能力や態度を培うことが大切である。

そのため、生き物の飼育を通して生命を大切にする態度を育てることなどが大切である。また、具体的な活動や体験を通して、生活の中で果たす自分の役割に気付いたり、身の回りの人々や地域社会と自分との関わりに自を向け、自分の生活や社会生活が互いの人権を尊重し合い、支え合って成り立っている事実気付かせる学習が大切である。

(4) 体育・保健体育

健康・安全や運動についての理解を深めるとともに、健康の増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てることが大切である。また、個々の運動能力の違いに配慮しながら、仲間と協力し合い、励まし合って運動やスポーツを楽しむ態度を育てる指導が重要である。

保健学習においては、心身の健康の保持増進や男女差、個人差等に関する学習を通して、生命尊重や人権尊重への精神を培う学習が大切である。

(5) 家庭、技術・家庭

男女共修の趣旨を踏まえ、民主的で心豊かな家庭生活の創造に向けて、よりよい生活を築いていこうとする態度や実践力の育成を図ることが大切である。

科学技術の進歩や社会情勢の変化が、家庭の在り方やその機能等に大きな影響を及ぼしており、また男女による固定的な役割分担意識など封建的な意識や慣習が家庭生活にも色濃く残っているという実態がある。このような現状に目を向けながら、人権尊重の視点に立って家庭

生活上の問題を主体的に解決する能力や態度を育てることが大切である。

(6) 外 国 語

外国語を理解し、外国語で表現する能力を高める学習を通して、外国の言語や文化に対する関心を深め、国際理解の基礎を培うことが重要である。そして、国際化の進む現代社会の中で、民族や文化の多様性と特異性を認め合い、広い視野に立って国際平和と民族の共存について関心と認識を深めることが大切である。

そのため、差別や人権、民族文化等を教材化した学習を通して、国際社会に生きる日本人としての人権感覚を培い、人権意識の高揚を図る必要がある。

(7) その他の教科

各教科等の指導において、科学的思考力や社会的判断力の育成を重視する教科等や、豊かな心情や情操、感性を培うことを重視する教科等、それぞれの特質と目標に即して同和教育を意図的・総合的に展開する必要がある。

例えば、音楽科において、地域に残る民謡や民族音楽の歴史的背景とその音楽に込められた人々の願い等に触れることにより、人権確立への人々の熱い思いを捉えたり、理科の学習において、自然環境と人類、生命の誕生・自然科学と文明等についての学習を通して生命の尊厳性や人間尊重の意識を高めるなど、様々な教育内容の創造と多様な取り組みへの創意工夫が望まれる。

(8) 道 徳

道徳教育は、人間尊重・人権尊重の精神を日常生活の中に生かし、民主的で平和的な社会の実現に貢献できる人間を育成するため、学校教育全体を通してその基盤となる道徳性を養うことをめざしています。従って、人権尊重の精神や差別をなくす意欲と実践力の育成をめざす同和教育を進める上で、道徳教育の果たす役割と意義は大きいものがあります。

しかし、道徳教育に熱心に取り組めばそれがそのまま同和教育になるものではありません。指導の基盤に、教職員自身の差別の現実を見据え、差別根絶への展望と自己課題化が確立されていなければ単なる観念的な教育に終わってしまい、同和教育にはなりません。

そのため、次のような点を重視して指導の充実を図ることが大切です。

道徳の内容項目と差別撤廃をめざす同和教育との関連を明確にし、指導内容の焦点化を図るとともに、同和教育の観点から主題・目標・資料・指導法等を創意工夫することが大切で

ある。また、道徳の時間の指導においては、ねらいとする価値を追求する場面を大切にし、児童生徒一人一人が日常の生活や自己の生き方を見つめ、自分自身の生活と結び付けながら、人間としての望ましい生き方を追究していくことが大切である。

そのため、身近な生活の中の偏見や差別にかかわる問題の教材化や、同和問題等の人権問題に関する資料の発掘に努め、生き生きとした学習展開に努める必要がある。

道徳の時間の指導の中で、登場人物の生き方、考え方の追求を通して価値の内面的自覚を深め、差別や人権に関する問題を自分自身の問題として受け止め、差別をなくしていこうとする意欲や態度を高めていくことが大切である。

地域や児童生徒の実態を踏まえ、偏見や差別をなくしていこうとする道徳的实践力の育成をめざすとともに、教育活動全体を通して進める道徳教育との関連を図って、差別をなくす実践につながる指導の充実に努める必要がある。

(9) 特 別 活 動

集団活動を通して、差別をなくし、一人一人の人権の尊重をめざす実践活動に、児童生徒が自主的に取り組もうとする実践的な態度を育成することが大切です。

特に、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を培う集団活動を創意工夫し、連帯して差別をなくそうとする主体性や連帯感及び実践的な態度を育成する指導の充実に努める必要があります。

そのため、次のような点を重視して指導の充実に努めることが大切です。

小・中学校の学級活動では、児童生徒の発達段階を踏まえながら、「あだ名」「いじめ」「仲間はずし」等の学級生活上の人権にかかわる具体的な問題を児童生徒自身が捉え、問題解決のための自主的な活動に学級集団全員で取り組むことにより、学級の連帯感や望ましい人間関係を築いていくよう指導することが大切である。

高等学校でのホームルーム活動においては、その内容に即して、同和問題をはじめとする人権問題に関する内容を計画的に取り上げる必要がある。特に、部落差別の現状や問題解決への課題と展望、また公正な採用選考と就職差別等の問題についての学習を深めていく必要がある。

児童会活動や生徒会活動においては、学年の枠を越えた集団生活を通して、主体的に偏見や差別をなくすための実践活動に連帯して取り組ませることが大切である。

そのため、いじめなどの差別をなくす活動や人権集会、人権や差別に関する意見発表会等の企画運営、人権標語や人権ポスター等の募集や展示等の自主的な活動を通して、児童生徒自身が人権尊重の学校づくりに積極的に取り組んでいくことが望まれる。

学校行事においては、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な

活動を行うことにより、人権意識の高揚や連帯感の育成を図ることが大切である。

そのため、学芸的行事の中で、平素の学習の成果として差別や人権にかかわる学習発表などの取組みを創意工夫することが望まれる。また、ボランティア活動に積極的に取り組み、人権意識の高揚と実践的態度の育成をめざすことが望まれる。

クラブ活動や部活動では、学年の異なる同好の児童生徒同士での集団活動という特質を生かし、児童生徒が互いに教え合い、励まし合って自主的に活動を進める中で、相互の人権や個性を尊重して、人間的なつながりを深めていく指導を充実させることが大切である。その際、技能や知識のみを重視した活動に偏らないよう配慮し、特定の児童生徒に優越感や劣等感を持たせることのないようにしなければならない。

また、特に高等学校等においては、同和問題に関する自主的研究活動、学習活動等に生徒が主体的に取り組み、その成果を生徒会活動での人権集会やホームルーム活動等での同和问题学習に反映させ、学校同和教育の充実に生かしていくことが望まれる。

3 家庭・保護者との連携

(1) 家庭における同和教育

家庭は、人間形成の基礎を培う大切な教育の場であり、同和教育を進める上で家庭の果たす役割は重要です。

家庭において児童生徒が人権意識を高めていくには、まず家族同士が互いの人権を尊重し合い相手の立場や気持ちに立って行動する人間尊重と人権尊重の精神に満ちた家庭生活を実現していくことが大切です。

しかし、現実には、都市化、核家族化、高齢化、また価値観の多様化等が進む中で、地域社会に共生の精神や連帯感が次第に希薄なものとなりつつあり、家庭生活においても昔ながらの男女による固定的な役割分担意識や、封建的な家父長制に基づく意識と慣習が完全にはなくなっていないという実態もみられます。また、家柄や格式を尊重し、世間体に束縛されるなどの前近代的な身分社会の性格や特異な精神風土を背景とする社会意識が、自他の人権を尊重し合う意識を希薄なものにしており、同和問題の解決を阻む要因ともなっています。

さらに、家庭の中で同和地区に対する偏見や差別意識が子どもたちに植え付けられてきたことが、これまで部落差別が温存助長されてきた理由の一つでもあります。

このような実態を踏まえ、児童生徒が学校で学んでいる同和教育を家庭で支え、根付かせていくよう、まず親自身が同和問題について学習を深め、子どもに同和問題が正しく語れるための理解と認識を深めることが望まれます。また日々の親子や家族の対話の中で差別と人権に関する情報

や意見ができるだけ多くかわされ、共に人権尊重への意識を高めていくことが期待されます。

そのため、次のような取組みを通して同和問題に対する理解と認識を深めることが望まれます。

自らの生き方や暮らしを通して子どもに正しく同和問題が語れるよう、まず親自身が同和問題についての学習を深める。

子ども達の人権に関わるいじめ、不登校、差別等の問題を子どもと共に語り合い、人間の尊厳や人権の尊さ、また差別の不当性や非人間性について自覚させ、親の生き方や行動を通して自他の人権を尊重し合う態度を身につけさせる。

また、家庭・学校・地域社会の中に現存する偏見や封建的な考え、因習や慣習等が差別を温存助長している現実を、日常生活の具体的な事柄を通して子どもと共に学び、同和問題と自分達の生活とのかかわりについて理解を深める。

学校や地域での同和問題研修や差別をなくす実践的活動に積極的に参加する。

学校や地域で行われている各種の同和問題研修会、学級・講座等、また小地域での同和問題懇談会等に主体的、積極的に参加し、同和問題の本質や差別の現実について理解と認識を深め、同和問題の解決を自己課題化し、家庭での同和教育を進めることが期待される。

また、地域社会の一員として、各種の社会教育関係団体や教育機関等と積極的に連携・協力し、同和問題解決に向けた実践活動に参加していくことが望まれる。

(2) 保護者との連携

学校における同和教育をより効果的に推進し、差別をなくしていこうとする意欲と実践力をもった子どもを育てるためには、教職員と保護者とが同和問題を共に学び、連携しながら同和教育を進めていく連携体制を確立する必要があります。

そのため、保護者が同和問題について正しく認識し、学校での同和教育の方針や重点、同和教育の内容や実践の状況等についての理解と協力を促すための啓発活動を進めることが大切です。また、教職員と保護者とが共に同和問題を学ぶ研修活動の推進と充実に努めることが望まれます。

特に、同和教育は、国民的課題である同和問題の解決をめざし、児童生徒一人一人の人権意識を高め、民主的な人間を育てるための重要な教育であることへの正しい理解に導くことが重要です。

取組みに当たっては、保護者の理解の状況を踏まえ、同和教育の授業参観や同和問題研修会、親子学習会、講演会等の開催、校報の発行、各種の同和教育資料等の提供などの多様な内容と方法を創意工夫することが期待されます。

そして、このような取組みを通して、学校同和教育の目標や内容への理解を深め、学校と家庭が一体となって同和教育が積極的に進められるよう努めることが望まれます。

第 3 章

社会同和教育の

推 進

社会同和教育は、国民的課題である同和問題の早期解決を図り、すべての人々の人権が真に尊重される民主的な社会の実現をめざして行う教育活動です。

それは、差別の撤廃が民主的な社会づくりの基盤であり、人間が人間らしく生きていくための基本的な課題であることを正しく認識し、人間の尊厳と共に生きる社会への自覚を高めていく取り組みでもあります。

そのため、同和問題をはじめとする人権問題は、すべての人々が学習すべき課題であるとの認識に立って、同和教育をすべての社会教育活動の基底に据え、社会教育活動全体を通して取り組む必要があります。そして、社会教育のあらゆる学習の機会と場を通して、すべての県民が同和問題に対する正しい理解と認識を深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、民主的で住みよい社会を築いていこうとする意欲と実践力を高めていくことが大切です。

また、同和地区住民の自主的な教育・文化活動の促進に努め、同和地区における教育・文化の向上を図ることが重要です。

取組みに当たっては、とりわけ推進の核となる指導者が、同和地区との連携を密にして部落差別の現実から深く学び、差別に対する科学的な認識と差別撤廃に向けた取組み姿勢を確立し、同和問題解決のための学習活動を粘り強く展開していくことが大切です。そして、幅広い住民による連帯の輪を拡げ、差別をなくす実践活動を主体的に推進していく必要があります。

[1] 社会同和教育の目標

1 各市町村等における同和教育目標の設定

社会同和教育の基本的な目標は、すべての県民が、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、部落差別をはじめとするすべての差別をなくし、民主的で住みよい社会を築いていこうとする意欲と実践力を高めることです。また、同和地区住民の自主的な教育・文化活動の促進に努め、同和地区における教育・文化の向上を図ることです。

それぞれの市町村や関係機関・団体等においては、この社会同和教育の基本的な目標を踏まえて、各市町村等における独自の社会同和教育目標を設定しなければなりません。

目標設定に当たっては、地域の実情や差別の実態、また同和問題に対する地域住民の意識、及び同和地区の人々の願いや意見等を的確に把握して教育課題を明確にする必要があります。そして、各市町村等における社会同和教育の取組みの方針と方向を明確にして、各市町村等ごとに具体的な目標を設定しなければなりません。また、各市町村の住民憲章や人権尊重に関する宣言等の趣旨を反映させ、地域課題を踏まえた目標を設定することが望まれます。

さらに、重点目標や対象別目標等を具体的に設定し、共通理解を図って目標達成に向けた取組みを計画的に進めていくことが大切です。

2 目標設定の観点

各市町村等における社会同和教育目標を設定するに当たっては、同和問題の早期解決をめざす同和教育の目的に迫るため、目標を設定する観点を明確にする必要があります。

この目標設定の観点は、地域における部落差別の現状と地域住民の実態を踏まえ、社会同和教育の基本的な目標を達成するための重要事項を焦点化して、明確にする必要があります。

そして、この目標設定の観点に基づき、それぞれの市町村等における独自の社会同和教育目標や重点目標、及び対象者別、年代別等の具体的な目標を設定し、同和教育が社会教育活動全体を通して積極的に推進されるよう努めることが望まれます。

【目標設定の観点と同和教育目標の設定】

社会同和教育の基本的な目標

すべての県民が、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、民主的で住みよい社会を築いていこうとする意欲と実践力を高める。また、同和地区住民の自主的な教育・文化活動の促進に努め、同和地区における教育・文化の向上を図る。

学習者の実態・学習ニーズ

地域の実情・差別の実態

目標設定の観点

各市町村・教育機関・団体等における社会同和教育目標

社会同和教育重点目標

対象者別・年代別等の社会同和教育目標

【目標設定の観点】（例）

1、人権意識と差別をなくす実践力にかかわる目標設定の観点的例

人間の尊厳に対する認識を深め、自他の人権を互いに尊重し合う「人権尊重、共生、人間愛」に基づく豊かな人間関係を育む態度や生き方にかかわる観点

封建的な意識や偏見、慣習、世間体意識等を払拭し、真理と正義を尊重して主体的に生きようとする主体性にかかわる観点

部落差別をはじめとするあらゆる差別に対する科学的な認識を深め、差別や偏見、不合理、矛盾等を見抜き、それを許さない人権意識にかかわる観点

部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃を自己課題化し、仲間と連帯・協力して差別の撤廃に立ち上がる意欲と実践力にかかわる観点

2、同和地区における教育・文化活動の促進にかかわる目標設定の観点的例

自らの市民的権利と自由に対する自覚を深め、多様な教育・文化活動に自主的に取り組み、自らの能力を十分発揮して豊かな自己実現を図っていこうとする態度や生き方にかかわる観点

自己の社会的立場に対する自覚を深め、同和問題解決への展望と道筋を明らかにし、差別に立ち向かう意欲と実践力にかかわる観点

[2] 社会同和教育の内容

社会同和教育は、同和問題の解決を目的として取り組むすべての社会教育活動です。

社会同和教育には、すべての地域住民を対象として、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、差別をなくしていこうとする意欲と実践的態度を高めるための内容があります。また、同和地区の人々の自主的・組織的な学習活動を促進し、同和地区における教育・文化の向上を図るための内容があります。

1 人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う取組み

基本的人権の尊重が民主社会の基本であり、同和問題の早急な解決が国民的課題であることを地域住民のすべてが正しく認識することは、社会教育の重要な課題です。

そのため、差別のない民主的な地域づくりをめざし、すべての社会教育活動を通して、地域住民一人一人が差別を見抜き、差別を許さず、差別をなくすために主体的に行動する態度を高めていくための学習活動の充実を図ることが大切です。

取組みに当たっては、すべての地域住民を対象に人権意識を高める学習活動の充実を図る必要があります。特に、部落差別をはじめとするあらゆる差別に対する科学的認識を深めるための効果的な学習内容の創造に努めることが大切です。

差別に対する科学的な認識とは、差別の実態とそれが生み出している様々な問題や矛盾・不合理的を、日常生活の具体的な事実に基づいて正しく認識することです。同時に、それは、差別に対する憤りを高め、日常の生活や仕事の中で差別をなくしていこうとする意欲や実践的な態度を高めていくことにもつながるものです。

このような学習活動を通して、地域住民一人一人が、差別を許さず行動する確かな人権意識を培い、同和問題解決への意欲と実践力を高めていくことが望まれます。

そのため、次のような事項を重視する必要があります。

(1) 同和教育をすべての社会教育活動の基底に据えて取り組む。

学習活動を進めるに当たっては、すべての社会教育活動を通して、人間の尊厳に対する認識を深め、人権意識を高めていくことが大切です。

そのため、すべての社会教育活動の基底に同和教育を据え、すべての領域、すべての学級・

講座・学習会等に入権意識を高揚をめざす学習内容を積極的に位置付けて、効果的な取組みに努めることが望めます。そして、すべての社会教育活動を差別をなくし、すべての人々の人権を尊重するという視点に立って捉え、指導者が同和教育の理念に基づく教育活動を日常的に進めることにより、学習者一人一人が入権意識の高揚を図り、人権尊重に徹した生き方を培っていくことが期待されます。

また、指導者は、学習の過程において学習者一人一人の意見や考えを尊重し、学習者が互いの考え方や生き方に共感を深めながら、共に学び合い、高まっていく生き生きとした学習活動を創意工夫することが望めます。

学習内容の構成に当たっては、学習者の年齢や住む地域、また、学習経験や学習要求等が多様であるという社会教育の特質と実態を踏まえながら、学習者の理解と認識の状況に即した適切な学習内容となるよう十分検討することが必要です。

（２）多様な学習内容の創造に努める。

入権意識の高揚を図る学習素材を文学作品、人権作文、報道記事等の多様な資料から発掘し、学習者の実態に即して適切に教材化して活用することが効果的です。

また、昔ながらの迷信や偏見、封建的な意識や因習、慣習、また世間体意識などの日常生活上の様々な不合理や矛盾について、人権尊重の視点から、よりよい生活と地域づくりのために解決しなければならない具体的な生活課題として学習を深めることが望めます。そして、それを支える社会意識や社会的な背景等への認識を深め、学習したことがその解消に向けた実践活動へと発展していくよう創意工夫することが期待されます。さらに、地域の連帯意識が希薄化し、人間疎外を生み出している社会生活の現実や地域社会の実態に目を向け、人権尊重の地域づくりの視点から、地域の活性化と温かい人間関係づくりに向けた具体的な学習内容を構成することが望めます。

そして、学習者の実態と要求に即し、学習者自身の生活や仕事、生き方と関連づけながら年代別、対象者別の学習課題と学習内容を創意工夫し、学習を通して生活を高め、共に生きる社会への自覚を一層深めていくことが望めます。

また、国際的視点に立って、自然破壊や地球環境の問題、民族紛争や人種差別の問題、国際理解と平和・共生の問題等を人権確立と差別撤廃の視点から捉え、学習を深めていくことも重要な課題です。

このような学習を計画的に進めるとともに、同和問題学習を中核として、身近な日常生活の中にある部落差別をはじめとする差別の不当性に対する認識を深め、差別をなくしていこうとする実践的な態度を高める学習を系統的に進めていくことが大切です。

同 和 問 題 学 習

社会同和教育における同和問題学習は、学習者の同和問題に対する理解や認識の実態、また、学習経験や学習ニーズがそれぞれ異なっている点に留意する必要があります。そのため、学習者と地域の実態を踏まえて、学習の内容と展開を創意工夫する必要があります。

また、部落差別の歴史と現実に学ぶことにより、差別が自分たちの日常生活にどのような影響を及ぼしているかを事実即して具体的に捉え、部落差別の不当性と不合理性に対する認識を深めていくことが大切です。

さらに、同和問題に関する知識理解を深めるだけでなく、同和問題解決への展望をもち、仲間と連帯して差別をなくす実践活動に取り組む意欲と実践力を高めていくことが望めます。

そのため、部落差別が民主社会の実現を阻害し、ひいては人々の人権の確立を阻んでいる事実を目を向け、すべての地域住民が、自分自身の生き方と結び付けながら、同和問題に対する認識を深め、問題解決への意欲と実践力を高めていく学習内容を系統的に構成する必要があります。

同和問題学習の学習プログラム〈例〉

○ 公民館における同和問題学習講座 （例）【成人対象（約20名）・9回計画】

	学 習 課 題	学 習 の ね ら い	主な学習内容
1	私たちの生活と 同和問題	日常生活の中にある差別や偏見、不合理等を見抜き、それが人間疎外や人々の幸福な生活の実現を阻害していることを理解する。	* 厳存する部落差別 * 世間体意識と差別 * 同和問題と様々な人権問題とのかかわり
2	国民的課題としての 同和問題	「同対審答申」に示された同和問題の本質について理解を深め、国民的課題と言われる趣旨について正しく認識する。	* 憲法と基本的人権 * 同和問題の本質 * 行政の責務と国民的課題・同対審答申の趣旨
3	偏見と差別意識 「差別事象に学ぶ」	地域社会に残存する同和地区に対する偏見や差別意識に目を向け、差別事象の要因や背景を捉え、部落差別の不当性を理解する。	* 差別意識と差別事象 * 実態的差別と心理的差別との相互関係 * ねたみ意識と差別事象

	就職差別と身元調査	全国統一応募用紙の制定や戸籍法の改正の趣旨と意義を捉え、差別の現実と差別撤廃に向けた取り組みへの認識を深める。	* 全国統一応募用紙 * 戸籍法改正と身元調査 * 差別撤廃への取り組み * 「地名総鑑」差別事件
	部落差別の歴史	近世身分制度と被差別部落の形成、また「解放令」以後も部落差別が残存した歴史的、社会的な背景について理解する。	* 近世身分制度と部落差別、差別の強化・拡大 * 解放令と同和問題 * 日本の経済・社会・文化構造と部落差別
	被差別部落の生産と文化の歴史	差別と闘いながら日本の産業と文化の創造や発展に貢献してきた被差別の人々の歴史と生き方について理解を深める。	* 日本の伝統文化・芸術 * 生産と労働の歴史 * 差別からの解放への闘い ...「渋染一揆」
	同和対策と差別撤廃をめざす運動	同和行政や同和教育の目的と意義、差別の撤廃をめざす運動の歩みと成果について理解を深め、同和問題解決への意欲を高める。	* オールロマンズ事件と差別撤廃をめざす運動 * 同対審答申と同和対策事業、同和教育の推進
	差別撤廃と人権確立に向けた世界の潮流	差別撤廃と人権確立に向けた社会的な動向と世界の潮流について学び、人権文化を築いていくための課題と展望について理解する。	* 「国連人権教育の10年」の提言と行動計画 * 国際化と人権文化 * 人権ネットワーク
	「今、自分にできることは...。」	同和問題解決に向けて自分自身は何をしなければならないかを考え、差別撤廃への意欲と実践力を高める。	* 家庭、地域社会、職場での生活と人権 * 共生と連帯の生き方 * 反差別の実践活動

同和地区の人々を対象とする社会同和教育においては、同和問題解決の視点を明確にして、同和地区の人々の自主的、組織的な学習活動や文化活動の促進を図ることが大切です。

また、社会生活や家庭生活の充実と向上を図るための多様な社会教育活動を積極的に展開する必要があります。

そのため、同和地区における各種学級・講座・講演会・講習会等の開設と開催を奨励援助し、同和地区の人々自らが自分たちの生活や教育水準の向上を図り、生涯学習社会に向けて、豊かな自己実現に努めていくための学習機会の拡充を図る必要があります。

しかし、学習活動や文化活動の内容・方法がマンネリ化、画一化する傾向がみられ、多様化する時代のニーズや学習者の意見や学習要求への的確な対応が十分でないなどの理由により、参加者が固定化したり、減少するなどの問題が生じています。

このような実態を克服するため、同和地区の人々の意見や学習ニーズの反映を図り、多様化する時代の要請に応える幅広い文化活動や、各種の資格や技能が修得できる講座の開設などを積極的に取り入れ、同和地区の教育と文化の向上につながる学習内容の創意工夫に努める必要があります。

また、差別撤廃の視点に立って、地域の歴史の掘り起こしや地域に残る伝統文化の保存・継承と新たな文化の創造など、魅力ある学習活動への取組みが期待されます。

さらに、同和地区における子ども会や青年団、婦人会等の社会教育関係団体の育成を図り、積極的な活動の促進に努める必要があります。特に、同和地区児童生徒の進路保障の推進に向けて、子ども会活動の充実や地域及び家庭の教育力を高める学習活動の促進を図るとともに、学校・行政機関等との連携の促進を図ることが大切です。

同和地区における同和问题学習では、部落差別の現状や歴史、差別撤廃に向けた取組みと成果、及び課題等を学習する中で、同和问题解決への展望等を明らかにすることが大切です。そして、差別撤廃に連帯して取り組む意欲と実践力を高めるため、次のような学習活動を積極的に展開していくことが大切です。

同和地区がおかれている歴史的、社会的条件や差別の実態を具体的に捉え、同和问题解決に向けた取組みや課題、また同和问题解決への展望等について学習する。

被差別部落の人々が差別と闘って生きてきた歩みや社会の発展に貢献し、芸術文化の創造と継承に果たしてきた歴史に学ぶ。

子ども会活動や学習グループ等の取組みを通して、自主的・組織的な幅広い学習活動と多様な文化活動の創造に努める。

[3] 推進の方法

社会同和教育を進めるに当たっては、学習の目的が単に同和問題に関する理解を深めるだけでなく、人権尊重の生き方と差別をなくす実践力を高めることにあることを明確にして学習計画を作成する必要があります。そして、地域や学習者の実態に即した学習課題を設定し、同和問題解決への展望に立って、地域に根ざした学習活動を展開することが大切です。

1 学習計画の立案

社会同和教育の推進を図るためには、社会同和教育の目標を達成するための効果的な学習計画を立案する必要があります。

学習計画は、地域や学習者の実態を的確に把握し、目標達成に向けた適切な学習内容を体系的に位置付けていくことが大切です。また、実態把握に当たっては、意識調査や日頃の学習活動の中での観察・調査等の多様な方法によつて的確に捉えることが重要です。

(1) 地域の実情や部落差別の実態把握

学習計画を立案するに当たっては、地域住民の意識や地域における部落差別の実態を、地域へ出かけたり日常の観察・調査・面談、及び意識調査等を行うことによつて的確に把握し、学習課題の設定に反映させる必要があります。

そのため、部落差別が地域や家庭、職場等においてどのような形で、どのように存在しているのか、また、その差別意識がどのようにして形成され、これまで差別撤廃に向けてどのような取組みが行われてきたかを正しく把握する必要があります。

特に、同和対策事業の対象地域のない市町村においても、同和地区に対する偏見や差別意識は社会意識として根強く存在しているという現実を直視し、的確な実態把握に努めることが大切です。

(2) 学習者の実態や学習ニーズに即した学習計画の作成

学習者の同和問題に対する理解や認識の実態、また学習ニーズや学習経験等を具体的に把握し、それを踏まえて学習課題や学習内容、方法を創意工夫し、実態に即した学習計画を作成すること

が大切です。

特に、社会同和教育では、学習者一人一人の学習経験や認識状況の格差が大きいこと、連続して学習する期間が短いこと、学習者の学習ニーズが多様であることなどを踏まえて学習計画を立案しなければなりません。また、学習者自身が主体的に学習計画の立案に参画することも効果的です。

2 推進体制の確立

社会同和教育の推進体制を確立するためには、同和問題解決の責務を担う行政が、その役割と使命を自覚し、学校教育、社会教育、家庭教育との連携を図りながら、地域の実情に即した組織体制を整備し、その活性化に努める必要があります。

また、総合的な社会同和教育推進の基本方針と推進計画を策定し、関係行政機関が一体となって諸施策を計画的に実施していくことが大切です。

(1) 推進組織の整備・充実

社会同和教育を組織的に展開していくためには、推進の母体となる推進組織を整備・充実していくことが重要な課題です。

本県においては、1982（昭和57）年末までに県内全市町村に同和教育推進協議会（以下「同推協」という。）が設置され、これまで学校教育と社会教育との連携を図りながら、地域の実態に即した同和教育が取り組まれてきました。しかし、次第にその取組みに格差が生じてきています。

今後、市町村における同和教育推進の重要な役割を果たす同推協の機能を強化するために、同推協を構成する各教育機関、団体、行政等が、まずそれぞれの組織において主体的に同和教育に取り組む推進体制を強化する必要があります。その上に立って、同推協の組織活動を通して地域における同和教育推進組織・機関・団体等のネットワーク化を図り、地域ぐるみの同和教育の推進と充実に努めていくことが重要です。

(2) 市町村同推協の活性化

市町村同推協の運営に当たっては次のような点に配慮し、機能の充実と活性化に努めることが大切です。

会員の構成については、地域における幅広い意見を反映した組織的な活動を展開するため、

各教育機関、行政、各種団体、企業・職場、マスコミ、宗教団体、住民グループ、自治会等の各方面から幅広い参加を呼びかける。また、地域における部落差別の現実に応じた活動を推進するため、同和地区からの参加が必要である。

さらに、地域の実情に応じて専門委員会、各種部会、地域別同推協組織を設けるなどの組織の見直しを図り、活動する同推協をめざして推進組織の改善と充実に努めることが望まれる。

事務局組織の充実強化を図り、同推協事業の企画運営と実施等に当たって、同和地区をはじめ各方面からの同和教育推進に向けた意見・要求の把握に努め、事業運営の充実と活性化に反映させることが望まれる。

運営や活動がマンネリ化しないよう常に実践の成果と課題を捉えながら、問題解決への展望を明確にした取組みを進めることが大切である。また、同推協委員一人一人が自己の役割を自覚し、常に自己啓発と実践活動の推進に努めるとともに、関係機関・団体等との情報交換や連携を図り、地域の実情把握に努めることが期待される。

市町村教育委員会は、同推協の育成と活性化を図るため、事業の企画運営や実施に当たって適宜指導助言を行うとともに、財政的な支援や指導者の養成と確保、また学習資料等の作成・提供など、自主的な活動が促進されるよう条件整備に努めることが望まれる。

3 学習内容の創造

社会同和教育において、学習内容や方法が画一化して新鮮度を欠き、参加者に「またか」という意識を与え、参加者が固定化したり減少する実態がみられます。このような問題を克服するために、新鮮で魅力ある学習内容を創造することが期待されます。

また、同和教育は同和問題の解決をめざして行う教育であることへの認識を深め、基本的事項や同和問題の本質にかかわる内容の学習は、繰り返して徹底する必要があります。

そのため、特に次のような事項に配慮する必要があります。

(1) 部落差別の現実学ぶ。

同和地区の人々が地域や職場等の日々の生活の中で、今なお不合理な差別を受けているという現実と地域社会に今なお根深く同和地区に対する差別的な社会意識が存在していることを、具体的な事実を通して学ぶ学習内容を適切に学習計画中に位置づける必要があります。

また、差別撤廃に向けた活動に取り組んでいる人々の願いや生き方に学ぶ学習を大切にする必要があります。さらに、部落差別と向き合い、自己の差別意識を克服していった人々の自己変革のプロセスに学ぶことも大切です。

特に、同和地区の人々との共同学習や交流学习などの様々な学習機会を通して、同和地区の人々の差別に対する憤りや差別撤廃への願いを反差別の立場に立って正しく学び取り、差別が許しがたい社会悪であり、いかに非人間的な行為であるかを憤りをもって正しく受け止める学習内容を創意工夫する必要があります。

また、教育・啓発活動に対する同和地区の人々の意見や要望を正しく受け止め、それを反映させた学習内容を構成することが望まれます。

（２）「ねたみ意識」や「寝た子を起こすな」式の誤った考えを払拭する。

同和对策事業の目的や意義についての認識不足による「ねたみ意識」や、「差別はもうなくなった。」等の部落差別に対する誤った現状認識と同和问题解決への展望を欠いた「寝た子を起こすな」式の傍観者的な考えが多く見られる実態と背景を正しく捉える必要があります。そして、部落差別の現存認識に立って、それを克服し、払拭していくための学習内容の構成に努めることが大切です。

憲法に基づき、差別により奪われた市民的権利を保障するための特別措置法の趣旨と意義、また同和地区の人々の自主的な差別撤廃の運動の歴史を学習内容に位置づけ、「ねたみ意識」の誤りを明らかにする必要があります。そのため、同和地区の生活水準は下位であって当然という差別意識が「ねたみ意識」ともなって現れていることや、同和对策事業が特別対策として実施されてきた経緯と背景について学習を深めることが大切です。

また、今なお差別事象が跡を絶たない現実や同和问题に対する無知、無関心が差別意識を温存助長している事実、さらに、被差別の立場にある人々の差別への怒りや差別根絶への願いを具体的な事例を通して学ぶ中で、「寝た子を起こすな」式の考えが同和问题解決への大きな障害となっている実態を明らかにし、その克服に向けた学習と取組みを進めることが重要です。

一方、同和地区の人々にみられる「寝た子を起こすな」式の考え方には、部落差別の厳しい現実と周囲の根強い自然解消論や同和教育に対する否定的意見、またこれまで取り組まれてきた同和行政施策や同和教育の不十分さに対する不信や不満等がその背景に存在するとの認識に立って、その克服に努めることが大切です。

（３）人権確立に果たしてきた同和教育の役割と成果に学ぶ。

教科書の無償配布、戸籍の公開制限、新規高卒者の「全国統一応募用紙」の実現など、同和

教育の取組みや同和問題解決への運動が、同和問題解決だけでなく日本の民主主義の発展と人権確立に果たしてきた歴史的意義と成果について理解を深め、同和教育がすべての人々の幸せの実現に深くかかわっていることを学ぶ学習内容を重視する必要があります。

（４）地域課題と結び付けた学習内容を設定する。

地域には家柄や迷信、因習、世間体等に束縛されるなど、差別を温存し、同和問題を存続させる背景ともなる非合理的な体質が残っています。また、結婚や就職に際して、不当に相手の人権とプライバシーを侵害する身元調査もいまだなくなっていない。

このような差別と人権にかかわる地域の課題を取り上げ、同和教育の視点から差別の本質や構造について学習を深め、差別のない住みよい地域づくりに向けて正しい認識を深めるとともに、「身元調査」お断り運動など、差別撤廃に向けた実践に主体的に取り組むことが期待されます。

4 学習方法の創意工夫

学習の効果を高め、学習を通して参加者が自らの意識を変革していくためには、参加者自身が自発的に取り組む学習方法を創意工夫する必要があります。

学習の目的と内容に即して、体験的参加型学習等の多様な学習の方法を積極的に取り入れ、学習者の学習意欲と関心を引き出しながら、効果的な学習活動の展開に努めることが大切です。

（１）住民が学習の主体者となる参加型学習

学習者自身が問題を発見し、自ら解決策を考えていく主体的な学習活動を展開していくために、従来の講義中心の一方通行の学習から、学習者相互の討議を中心とする参加型学習を創意工夫する必要があります。

特に、自己の人生観を持ち、様々な人生経験を重ねている成人を対象とする学習において、一方的な結論の押し付けや知識の詰め込み式の学習では、参加者が拒否反応を起こしたり表面的な理解に終わることも考えられます。また、参加者はそれぞれに差別や被差別の体験とそれに基づく意見や考えを持っているものです。

このような実態を踏まえ、学習者自らが差別意識に気づき、自己を見つめる問題提起型の学習を展開していくため、参加者の意見や体験を引き出す適切な教材や学習資料を準備することが大切です。そして、参加者一人一人が自己を語り、参加者相互の討議を通して正しい認識を深め

ていこう、身近な生活の中から話し合い学習の討議テーマを取り上げ、学習者の問題意識と関連づけながら学習を展開していくことが望めます。

(2) 感性に訴える学習と科学的な認識を深める学習

単なる知識中心の学習にとどまらず、視聴覚教材や読み物資料等を活用して、感性に訴える学習を創意工夫することは、学習の効果を高める上で有効です。同和問題は人としての生き方にかかわる問題であり、被差別の立場にある人々の差別に対する憤りや差別と闘ってたくましく生きる生き方への感動が、差別をなくしていこうとする行動への大きな動機づけともなります。

同和問題学習における感性とは、差別を見抜く感性であり、差別は許せないと感じとる力です。したがって、感性に訴える学習を通して感動したり共感することだけでは学習者が自らの差別意識を克服したことにはなりません。感動したことを客観的、論理的に捉え、それに基づいて正しく行動する意志を高めるためには、学習内容について科学的な認識を深めるための学習が必要です。

映画等の見せっ放し、講話の聞きっ放しという学習方法では、学習者が自分勝手な解釈をしていたり、かえって差別意識を増幅させている場合も少なくないという危険性が考えられます。そのため、映画等の視聴覚教材を活用する際には、学習の目的や内容を明確にし、事前・事後の参加者相互の話し合いと指導者による適確な指導助言が必要です。

5 教材・教具の整備と活用

教材・教具の活用を図って学習効果を高めるためには、次の点に配慮することが大切です。

(1) 身近な生活の中の差別や人権に関する問題の教材化

学習者が、同和問題を自分自身とかかわりの深い身近な問題として受け止め、主体的に学習を深めていくためには、日々の生活の中での差別や人権に関する諸問題を教材化して学習することが効果的です。特に、身近な地域で発生した差別事象や同和問題等に関する県内の実態、意識調査結果、差別をなくす実践活動の事例等は、学習者にとって興味関心も深く、自分自身の生活と密着した具体的な学習活動が期待できます。

差別事象の教材化に当たっては、事象の表面的な事実関係だけに着目するのではなく、その背景にある同和地区への偏見や予断、また差別意識が人間らしい生き方を歪めている現実を分析し、生きた教材として積極的に活用することが望めます。また、教材化や活用に当たっては、常に

科学的、客観的に事象の本質と背景を捉え、関係者の人権に配慮するとともに、差別をなくす視点を明確にして活用しなければなりません。

（２）多様な学習活動のための教材・教具の整備と充実

学習者の多様な学習ニーズに応じられるよう、教材・教具の整備と充実に努めることが大切です。他の地域で成果があった教材でも、必ずしも自分の地域の学習活動に適しているとはいえません。また、種々の教材や教具はそれぞれに特質をもっており、それを生かして活用を図ることが大切です。特に、市販の教材にのみ頼るのではなく、手作り教材の開発や地域素材の資料化、教材化は学習活動の活性化に効果的であり、今後一層の創意工夫が求められます。

6 学習活動の評価

学習によって学習者の意識や認識がどのように変容したかを捉えるために、学習時や学習後におけるきめ細かな評価活動を行うことが大切です。そのため、学習の目標に照らし、学習者の同和問題に対する意識や理解と認識の実態が学習によってどのように変容したのかを捉える手立てを学習計画に位置づけ、その分析結果に基づいて次の学習活動の充実と発展を図っていく必要があります。

学習活動の評価は、学習者へのアンケート調査や一口感想文、また指導者自身の観察や自己評価等の多様な方法により、指導者が学習の成果と残された課題等を客観的に把握する必要があります。

また、学習者自身が自分達の学習活動の反省と評価を行い、次の学習課題を自主的に設定していくよう助言・援助していくことが望まれます。

[4] 市町村教育委員会の役割と同和教育行政の推進

地域における同和教育行政を担当する市町村教育委員会においては、その市町村の同和教育の基本方針に基づき具体的な目標と推進計画を策定する必要があります。そして、市町村行政全体の共通理解と連携体制のもとに地域ぐるみで取り組む体制の確立を図り、同和地区及び関係機関・団体等との連携を密にして組織的な取組みを進めることが重要です。

1 推進体制の整備と充実

地域に根ざした教育・啓発活動を効果的に推進していくためには、各種研修事業や啓発活動等の企画運営、実施等に携わる職員の役割と任務を明確にし、推進体制の整備と充実を図っていくことが大切です。

社会教育主事は、社会同和教育担当職員と連携、協力して事業の計画立案や運営実施等に当たる重要な役割を担っています。また、社会教育指導員は、地域における教育・啓発活動の実施や指導助言をはじめ、同和問題に関する情報の収集管理、各種啓発資料の作成と活用、関係団体の育成等について、社会教育推進の指導的立場から、幅広い活動にあたることが期待されます。

今後、これら関係職員の力量の向上に努め、相互の連携によって学習活動の活性化と差別を許さない世論の高揚を図っていくことが重要です。

2 同和地区との連携

同和教育行政の推進に当たっては、同和地区における同和問題解決に向けた取組みとの密接な連携を図り、差別撤廃の視点を明確にして、地域における部落差別の実態や同和地区の人々の意見や願い等を的確に把握することが重要です。そして、その中から同和教育行政推進上の課題と同和問題解決への展望を明らかにし、早期解決を図るための諸施策を行政機関が一体となって積極的に展開していく必要があります。

そのため、市町村教育委員会は積極的に同和地区の人々との話し合いや交流の機会を設けて差別解消への願いや意見・要求を正しく受け止め、それを反映させた教育行政の推進を図るとともに、部落差別をなくすために実効ある教育内容の構成と充実に生かすよう努めることが大切です。

また、同和地区の「寝た子を起こすな」式の考えをもつ人々に対しても、同和問題の早期解決の視点に立って、差別をなくす取組みへの連帯の輪を広げていくよう取り組む必要があります。

さらに、地域における被差別の立場にある人々の実態を正しく把握し、幅広い連携を図って教育・啓発活動を積極的に展開していくことが望まれます。

3 啓発活動の推進

教育委員会をはじめとする行政機関が行う啓発活動は、差別撤廃と人権確立に向けた行政姿勢を広く地域住民に明らかにする上で重要な意義をもつものです。

啓発活動を進めるに当たって、行政は、同和問題を中心とする様々な人権問題について正しい知識と情報を提供し、住民による自主的な同和教育の取組みを支援する必要があります。そして、

同和問題解決に向けた自由で建設的な意見交換と世論の高揚に努めることが大切です。

啓発活動の充実強化を図るため、次の点に配慮することが大切です。

これまでの啓発活動は、とかく内容や方法が画一的でマンネリ化する傾向がみられ、住民が「またか」といった意識をもつことも少なくないという実態がみられた。今後は、意識調査等により住民の意識や関心の実態を把握して啓発の課題と重点を明確にし、実態に即した啓発内容と方法を検討する必要がある。

地域における部落差別の現状や実践活動の事例、身の回りの人権問題や差別撤廃と人権確立に向けた国際的な動向などを取り入れ、さらに感性に訴えるなどの啓発手法や内容を創意工夫することが望まれる。

地域住民への情報提供に当たっては、行政側からの一方的なものに終わることなく、住民の意見や感想等を積極的に取り上げるとともに、マスメディアの影響力を考慮し、情報や資料を積極的に提供するなど、マスメディアの活用を図る必要がある。

人々の生活圏が広域化している今日、市町村によって啓発活動や学習機会の提供に格差があることは全体としての啓発効果を低いものにしてしまう。今後は、広域での実践交流や研究協議の機会を拡充し、取組みの格差解消と効果的な教育・啓発活動の創意工夫を図っていくことが必要である。

啓発資料の作成に当たっては、学習者の実態を把握し、同和問題や様々な人権問題の今日的課題と現状を踏まえ、より効果的で理解しやすい資料の開発と作成を創意工夫することが大切である。また、各社会教育関係団体や住民グループ等が自主的に資料を作成していくよう、その取組みを奨励・援助していくことが望まれる。

4 社会教育関係団体への支援と連携体制づくり

豊かな社会生活の実現をめざして自発的に学習に取り組む社会教育関係団体が、同和問題をはじめとする様々な人権問題の学習活動や実践活動に取り組むことは、差別のない民主的な地域社会の実現に大きな役割を果たします。

このため、市町村教育委員会は、社会教育関係団体の活動を促進するため、各団体が行う自主的な同和問題学習や実践活動の推進について、また、指導者の養成及び各団体相互の連携体制づくり等について、適宜条件整備と奨励のための支援や指導助言を行う必要があります。

また、各団体は独自の目的と計画に基づく活動を展開していることに配慮し、各団体がそれぞれの特色と独自性を生かしながら同和問題学習や実践活動を計画的、継続的に推進していくよう、適切な奨励と援助に努めることが大切です。

5 地域ぐるみの進路保障の推進

同和地区児童生徒に対する進路保障は、学校教育・家庭教育・社会教育のすべての教育活動をと
おして組織的に取り組まなければならない同和教育の重要な課題です。

学校・家庭・地域・企業・関係機関等が一体となった進路保障を推進するに当たって市町村教育
委員会は、同和地区や学校との連携を図り、部落差別の現実によって同和地区児童生徒の発達段階
や実態に応じた個別具体的な指導が推進されるよう、その体制づくりに努める必要があります。

特に、就職差別撤廃に向けた行政、学校、各教育機関、団体、企業等の連携体制の整備・確立を
図るとともに、進学奨励事業について周知の徹底を図り、活用の促進に努めることは行政の重要な
役割です。

また、同和地区児童生徒が自らの社会的立場の自覚を深め、差別に立ち向かう意欲と将来の進路
を切り拓いていく能力や態度を高める取組みを促進するため、同和地区の保護者会や子ども会等
における同和问题学習の一層の充実に努めることが重要です。

さらに、地域住民に対する啓発活動を積極的に展開し、進路保障の意義と目的について正しい
理解と認識を深め、「寝た子を起こすな」式の考えや「ねたみ意識」の払拭を図ることも重要な
課題です。

このような取組みを進めるに当たっては、同和地区児童生徒のプライバシー保護についてきめ
細かな配慮が必要です。

6 指導者の養成・確保

社会同和教育の充実と促進を図る上で、指導者・リーダーの役割は極めて重要です。しかし、こ
れまで本県において、指導者・リーダーの不足から地域住民への学習機会の提供が十分でない市町
村も少なくないという実態がみられました。今後は、地域から同和问题解決に熱意ある人材を発掘
し、指導者養成事業を計画的に実施するとともに、研修機会の拡充を図り、指導者・リーダーの
養成と確保、また、指導力の向上に努め、指導体制の充実強化を図ることが重要な課題です。その
ため、各市町村は、計画的に指導者養成に取り組む必要があります。

指導者・リーダーの養成に当たっては、地域や学習者の実態に即した実践的な研修プログラムを
構成し、指導者・リーダーとしての役割と使命について自覚を高める研修内容を創意工夫するこ
とが大切です。

また、実際に地域へ出かけて啓発活動や学習活動に携わる中で、地域に厳存する部落差別の現実
から深く学び、指導者・リーダー自らの意識変革と指導力の向上を図っていくことが大切です。

そのため、公民館、社会教育関係団体、企業・職場、自治会、住民グループ等での研修会や学習
会、及び同和地区における教育・文化活動の推進を図るための学習活動や地区内外の支流学習等に

において、指導者・リーダーとしての活動の場と機会の提供・確保を図り、積極的な活用の促進を図られるよう配慮していく必要があります。

7

行政機関相互の連携と職員研修の推進

同和問題の早期解決を図り、民主的な地域社会を実現する行政の責務と役割は極めて重要であるとの認識に立ち、教育委員会をはじめとする各行政機関は相互に連携を図って、地域住民への教育・啓発活動を積極的に推進していかなければなりません。

そのため、教育委員会職員をはじめとするすべての行政職員は、教育・啓発事業の効果的な実施や地域住民の意見や要望への対応が適切にできるよう、日頃から自己研修に努める必要があります。

特に、同和対策事業に対する認識不足による「ねたみ意識」を払拭するため、対策事業の趣旨やその必要性についての正しい理解と認識を深めることが大切です。

また、地区分散論・自然解消論・地区責任論等の誤った意見や考えに適切な対応と啓発ができるよう、同和問題学習を深めなければなりません。

そのため、行政職員全員を対象とする同和問題研修を定期的、継続的に実施し、職員一人一人が地域における差別をなくすオピニオンリーダーとして積極的に行動できるよう、行政全体をあげての取組み体制を確立する必要があります。

また、地域の世論づくりと行政施策の推進に大きな影響力をもつ議会議員の同和問題研修についても、今後積極的に働きかけていく必要があります。

さらに、行政における情報公開に関して正しい理解を深め、個人情報の取扱いについて、プライバシー保護の観点に立って十分配慮しなければなりません。

[5] 地域に根ざした社会同和教育

各教育機関・団体や地域住民が、主体的に同和問題の学習に取り組んでいくため、地域に根ざした学習活動を計画的かつ効果的に推進していく必要があります。

そのためには、地域住民に密着した公民館での同和教育や小地域別での懇談会（同和問題の学習会）を積極的に展開していくことが望めます。

1 公民館活動における同和教育

地域における社会教育の拠点となる公民館では、同和問題を中心とする人権問題の学習を公民館における学習活動全体の基底に据え、多様な学習機会を提供していく必要があります。

また、公民館は、地域住民の日常生活に即した学習活動を行う機関であり、身近な生活に根強く残る不合理な差別や偏見、因習等と同和問題との関連を捉えて学習課題を設定し、地域住民による自主的な学習活動の展開を促進することが大切です。

特に、同和問題学習においては、生活課題や地域課題を踏まえ、住民の願いと結び付けた学習内容を創意工夫することが望めます。

そのため、同和問題解決に向けての取組みが、すべての人々の人権を確立し、民主的な地域づくりにつながっていることを実感できる学習となるよう、日常生活の人権にかかわる課題や地域の課題を掘り起こし、地域住民の願いと結び付けた学習内容を構成することが大切です。特に、同和問題解決への取組みが日本の人権確立に果たしてきた成果と歩みに学びながら、課題解決につながる学習活動の内容と展開を創意工夫していくことが望めます。

さらに、同和地区内外の人々による共同学習に積極的に取り組み、同和地区の人々の差別に対する憤りや同和問題解決への願いを正しく受け止め、部落差別の現実や差別撤廃に向けた活動に学びながら、差別をなくす実践活動へとつなげていくことが大切です。

公民館での同和教育の充実を図るためには、公民館運営審議会において同和教育の推進について検討を深めるとともに、委員及び職員の同和問題研修を充実強化していく必要があります。また、地域住民全体に同和教育が浸透するよう各教育機関・団体等との連携を図り、地域をあげての取組みを展開することが望めます。

公民館において同和教育を推進するに当たっては、次の点に配慮することが大切です。

公民館事業として同和問題講演会や同和問題研修会等の同和問題に関する学習機会を積極的に設けるとともに、同和問題について系統的・継続的に学習できる学級や講座を開設する。また、公民館のすべての学級・講座に人権尊重の視点を位置づけ、公民館活動の基底に同和教育が根づいていくよう積極的な推進に努める。

公民館運営審議会や学級・講座等の企画委員会等で、同和教育の推進と充実について協議し、すべての地域住民に対して主体的な参加を積極的に働きかけていく。

また、指導者の指導力の向上を図るため、すべての学級・講座等の指導者を対象にした同和問題研修を計画的に実施する。

学習活動の展開に当たっては、単なる同和問題の知識理解にとどまらず、同和地区の人々との座談会や共同学習会を積極的に開催し、部落差別の現実に学び、同和地区の人々の願いを受け止めながら、身元調査お断り運動などの実践化につながる学習活動として取り組む。

2 小地域懇談会における同和教育

日常生活の場としての地域には、家柄や格式を重んじる因習や昔ながらの迷信、非合理的な偏見、世間体を気にする社会への同調傾向など、前時代的な精神風土を背景とする意識や慣習が根強く残っており、差別の温床ともなっている実態があります。

そこで、地域住民の日常生活や人間関係の基盤ともなる自治会等において同和問題を中心とする人権問題の懇談会（学習会）を開催し、自主的な同和問題学習の取組みを進めることは、同和問題の解決に大きな意義があります。

小地域での懇談会は、日々の生活と密着した具体的な学習が可能であり、懇談会での学習を通して、差別を温存する非合理性の強い地域社会の体質を改善し、差別のない地域づくりに向けた実践へと発展させていくことが期待されます。

開催に当たっては、行政や学校・PTA等が中心となって、自治会等への積極的な働きかけを行う必要があります。また、住民が学習の主体者となって学習テーマの設定や運営等に積極的に携わるよう配慮するとともに、差別撤廃に向けた自由で活発な意見交換ができる運営や雰囲気づくりに努めることが大切です。

そのため、特に次のような点に配慮することが大切です。

(1) 推進体制の確立

推進体制の確立に当たって、次のような点に配慮する必要があります。

自治会代表等の懇談会の推進者が指導者養成講座や各種研修会等に参加できる機会を確保し、指導者としての力量を高めるとともに、指導者の量的確保に努める。

市町村の全地域で懇談会を計画的に実施していくため、行政や市町村同推協が自治会役員や住民への積極的な働きかけと奨励・援助を行う。

また、行政としては「集める研修」から「届ける研修」へのきめ細かな啓発活動に向けて、また住民にとっては「差別撤廃をめざす草の根運動」に発展する自主的な住民活動をめざして推進体制を充実強化することが望まれる。

懇談会の推進者や指導助言者が、同和教育不要論や反対論等の住民の否定的な意見や差別的な発言等に適切に対応し、的確な指導助言ができるよう事前の研修と討議、また事後の反省総括等を積み重ねることが大切である。そして、同和問題解決への熱意と指導力を高め、適切な指導ができるよう指導体制の確立に努める。

(2) 参加者相互の話し合いを重視した懇談会

結論の押しつけや知識詰め込み型の学習でなく、参加者相互の同和問題解決に向けた自由な話し合い活動により、参加者自身が問題を発見し、自らその解決策を見い出していく問題提起型の学習展開を創意工夫することが望まれます。

そのためには、多様な意見が引き出せる教材の選定や討議テーマの設定、話し合いの進め方等について十分検討し、参加者が自らの差別と被差別の体験、及びそれに基づく意見や気持ちを出し合いながら、自らの差別意識を自ら払拭していく学習となるよう、事前の研修を十分積んで臨むことが大切です。

[6] 住民が学習の主体者となって進める社会同和教育

学習の効果を高め、地域住民一人一人が同和問題の解決を自分自身の問題として受け止め、主体的に同和問題学習に取り組むためには、社会教育関係団体や自主的学習グループ等による自発的な学習活動の促進と充実を図ることが大切です。そして、地域住民が学習の主体者となって自主的に進める学習活動の展開を創意工夫することが必要です。

1 社会教育関係団体における同和教育

社会教育関係団体においては、会員の自発的、自主的活動として同和問題に関する学習活動を展開することが大切です。また、各母体の会員は年齢や住む地域、学習の動機や目的など共通する面が多く、生活に密着した学習課題を設定することによって参加者の学習ニーズや問題意識に即した効果的な学習を進めることが期待されます。

(1) P T A

P T Aは、学校教育・社会教育・家庭教育をつなぐ要となる組織であり、団体としての組織力も強く、地域社会への影響力も大きいため、P T Aが同和問題研修に主体的に取り組むことは、地域ぐるみの同和教育を進める上で重要な役割を果たすものです。

次代を担う児童生徒の人間性豊かな成長を願う会員共通の目的を基盤に、同和教育を通して差別の不当性や人権の尊さを学び、学校での同和教育との連携を図りながら、「差別を見抜き、差別を許さない子ども」を育てる活動に取り組むことが望まれます。

そのため、同和教育の推進をP T A活動に明確に位置づけ、同和教育推進委員会等の組織を設けてP T A組織全体として計画的に研修活動や実践活動を進める必要があります。

また、いじめ、非行、不登校等の児童生徒を取り巻く人権の問題とも関連づけながら、会員一人一人の問題として同和問題の研修に取り組むことが大切です。

(2) 少 年 団 体

今日、いじめや非行、不登校等の人権に関する様々な問題が、児童生徒の健全な成長や発達を阻害している実態があります。このような現状を克服し、心身ともに健全な子どもを育成するため、地域の少年団体活動による異年齢集団での体験活動を通して、仲間と連帯して自分達

の問題を自分達自身で解決していく意欲と力、また自他の人権を尊重し合う態度を身につけ、人権意識を高める取組みを積極的に展開していくことが大切です。

(3) 青年団体

青年は、人生の重要な節目である就職や結婚、また交際などをおして同和問題に具体的に直面する時期にあります。また、青年の正義感と行動力が同和問題解決への展望を切り拓き、民主的な地域づくりに重要な役割を果たします。

そのため、青年が自らの社会的立場と役割を自覚し、仲間と連帯して問題解決に向けた実践に主体的に取り組むことが期待されます。

学習に当たっては、部落差別の現実学ぶことを基本に、同和地区の青年との交流活動や人権問題の解決につながる実践的な学習に取り組むことが大切です。

(4) 女性団体

女性の社会進出等により、女性の社会的地位は次第に向上しつつあります。しかし、家庭、地域社会、職場等に女性に対する差別的な意識や慣習が根強く残っており、それが今なお女性の人権を侵害している実態があります。そして、そのような封建的な社会意識が同和問題を存続させ、支えている社会的な背景ともなっています。

そこで、同和問題学習をおして差別を見抜き、差別を許さない人権意識と態度を培い、女性差別の問題と関連づけながら学習を深め、女性の地位向上と人権確立につながる学習活動を創意工夫することが望まれます。

また、同和地区の女性団体との交流学习に積極的に取り組み、同和地区の人々の差別撤廃への願いや取組みを正しく認識し、差別をなくす実践力を高めていくことが大切です。

(5) 高齢者団体

高齢化社会を迎え、高齢者が社会の発展に貢献してきた人生権験を生かし、積極的な社会参加を果たすことが期待されます。そのため、高齢者団体の学習では、同和地区に対する偏見や差別意識を払拭し、人権尊重を基盤とする現代社会に適応した生き方ができる認識と態度を養うための学習の充実を図ることが大切な課題です。

そこで、長年培ってきた高齢者の人生経験と能力を生かした学習展開や感性に訴える学習活動を創意工夫することが望まれます。また、同和地区との交流や世代間の交流学习を積極的に行うことも大切です。

2 自主的学習グループの取組み

学習効果を高め、問題解決への意欲を引き出すためには、学習者の学習意欲や学習ニーズに基盤をおく自発的な学習へ発展させる必要があります。

特に、同和問題はすべての人々が学習すべき社会教育の重要な課題であるという前提に立った上で、同和問題に対する住民の学習ニーズの実態を見据えながら、学習者自身の願いや意見・要求を尊重した地域住民自身による自発的学習として展開することが大切です。

そのため、同和問題の学習活動や差別をなくす実践活動に自発的に取り組む住民グループを育成し、人権にかかわる地域課題を解決するための取組みを、幅広い住民参加と連帯によって推進していくことは、今後の重要な課題です。

この自主的住民グループの活動においては、同和問題をはじめとする身近な生活の様々な人権問題を取り上げ、生活や地域に根ざした学習活動を展開するとともに、差別をなくすために共に行動する連帯の輪を広げ、差別撤廃をめざす草の根運動として活動を進めていくことが望まれます。

また、「学習から実践へ」の発展をめざし、身元調査の根絶のための取組みや、地域に残る昔ながらの因習や封建的人間関係の払拭等、地域課題の解決に向けた行動を幅広い地域住民の参加の中で進めていくことが期待されます。

行政としては、求めに応じて学習グループのリーダーの育成や学習資料等の作成と提供など、自発的な学習を促進するための援助と奨励に努める必要があります。

活動を進めるに当たっては、特に次の点に配慮することが大切です。

部落差別の現実に学ぶことを基本として、同和地区との交流学習や差別事象を教材とした同和問題学習、また身の回りの人権問題学習を仲間と連帯して自主的に進めることが望まれる。

同和問題に関する知識理解を中心とする学習にとどまらず、「学習から行動へ」の発展を図り、身元調査お断り運動などの差別をなくす実践活動に積極的に取り組むことが望まれる。

地域住民による差別撤廃をめざす草の根運動として、幅広い連帯と実践の輪を広げる取組みとして活動を推進することが望まれる。

[7] 企業等における教育・啓発活動

職業選択の自由と就職の機会均等を保障することは、安定した生活の実現と労働を通じての社会参加のために極めて重要な意義を持つものです。とりわけ、同和地区の人々の就職の機会均等を完全に保障し、生活の安定と地位の向上を図ることは、同和問題解決の中心的課題です。

しかし、この就職の機会均等の実現を阻む差別選考が相次いで発生しているという実態があり、同和問題の解決に果たすべき企業の社会的責任が厳しく問われています。

このような現状認識に立って企業は、同和問題に対する理解と認識を深め、同和問題解決に果たす企業の社会的な責任と役割を自覚して、差別のない公正な採用選考を行うとともに、企業内における教育・啓発活動に自主的に取り組むことが求められます。

また、同和問題解決に向けて、企業間の連携を図りながら差別をなくすための自主的な実践活動に取り組むことが望まれます。

そのため、企業内における同和教育、啓発活動の推進組織と体制を確立し、計画的、継続的な研修活動を通して同和問題への正しい理解と認識を深め、差別や偏見のない民主的な職場づくりをめざして主体的な活動に取り組むことが期待されます。

また、同和地区の人々の就職の機会均等を図り、雇用の促進と職業の安定を確保するためには、教育行政や職業安定行政等の関係行政機関が相互に連携を深めながら、事業主や企業トップに対する同和問題の啓発や指導の充実強化を図り、企業・職場内での効果的で積極的な同和問題研修が推進されるよう指導援助していくことが必要です。

企業での同和問題研修の充実促進を図るために、次の点に配慮することが大切です。

企業全体で教育・啓発活動を主体的に進める推進組織づくりを行うとともに、関連企業等との連携を図って推進体制を充実・強化することが望まれる。

企業体としての課題、地域社会とのかかわりなどを踏まえた研修計画を立てるとともに、関係機関等との連携を図り、研修の一層の充実を図る。

また、採用選考に大きな影響力を持つ企業のトップ、及び企業内同和問題研修推進員が自ら自己啓発に努めるとともに、率先して企業内研修を推進していく。

さらに、行政機関や各種団体等が主催する研修会等への積極的な参加が望まれる。

同和問題研修を通して、職場の一人一人が鋭い人権感覚を身に付け、人権確立に向けた社会の潮流を踏まえながら企業活動を展開するとともに、人権尊重の職場づくりを進めていくことが大切である。

[8] 同和地区における教育・文化活動の促進

同和地区における教育・文化活動は、同和地区の人々の社会的、経済的、文化的水準の向上を図る上で重要な意義を持ち、同和問題解決への切実で共通した願いを基盤に、自ら豊かな自己実現を図るとともに、地域や家庭の教育力を一層高めるための学習会や文化活動を積極的に推進する必要があります。

そのため、教育集会所等における各種学級・講座の開設を奨励援助するとともに、子ども会、青年団体、女性団体等の社会教育関係団体や自主的な学習グループの育成を図り、同和地区の人々の自主的、組織的な学習活動の促進に努めることが大切です。

1 同和地区における学習活動

これまで、同和地区においては、教育集会所等において同和問題学習を中心とする様々な学習活動や、生活と文化を高めるための文化活動が積極的に取り組まれてきました。

この学習活動や文化活動等の拠点となる教育集会所（地域改善対策集会所）は、同和地区の人々の教育の機会均等を保障し、教育・文化の向上と同和問題に対する認識を深めることにより、部落差別をなくし、民主的な地域づくりを進めることを目的として設置された社会教育施設です。

しかし、学習内容や方法にマンネリ化傾向がみられたり、多様化する時代のニーズや学習者の意見・要望への的確な対応が不十分なため、参加者が減少したり固定化する傾向がみられます。

このような実態を踏まえて、今後は、住民の声を反映させた魅力ある学習内容にするための創意工夫が望まれます。

そのため、次のような点に配慮して取り組むことが大切です。

（１）学習計画の創意工夫

学習計画の立案に当たっては、同和地区の人々の生活の実態と課題、また同和問題に対する認識の状況等を踏まえて学習目標を設定し、同和地区の人々の意見や要望を反映させた学習内容を系統的に位置付けて学習計画を作成することが大切です。

また、隣保館や関係機関・団体等との連携を図り、資格や技能の習得につながる講座の開設、地域の歴史の掘り起こしと教材化、同和地区に伝わる伝統文化の保存と伝承、また、教育集会所等での生涯学習関連事業の実施や文化祭・人権展等の開催などに積極的に取り組み、多様な学習内容の創造に努めることが望まれます。

また、学習成果を発表する機会を積極的に設定し、学習への意欲づけと成果の波及を図り、仲間の輪を広げていくことも大切です。

(2) 自主的学習グループ及びリーダーの育成

同和地区の人々自らの主体的な学習活動の促進を図るためには、自主的な学習グループの育成を図る必要があります。そして、地域における部落差別の実態を把握して差別撤廃への課題と展望を明らかにし、仲間と連帯・協力して学習目標や計画を討議する中で、同和問題解決への意欲や実践力、連帯感を高めていくことが期待されます。

また、学習活動のリーダーは、地域の実情や部落差別の現実を的確に把握し、部落差別の歴史的・社会的背景や解決への展望について正しい認識を持つとともに、学習者の学習ニーズや願いを把握し、参加者全員の連帯と協力のもとに粘り強く学習活動を組織し、継続していくことが大切です。

(3) 運営委員会の充実と活性化

教育集会所における社会教育活動の振興と充実を図るため、運営委員会の機能を活性化することが大切です。運営委員会において、専門的な視点から教育集会所の効果的な運営や組織的で継続的な学習活動の推進等について検討し、学習活動の充実と促進に反映させる必要があります。

運営委員は、同和地区の青年、婦人、成人、高齢者等から選出するとともに、同和地区生活相談員、社会教育や学校教育の関係者、地域の学識経験者、教育行政代表等から同和問題解決への熱意と識見のある人を選んで市町村教育委員会が委嘱し、幅広い意見を求めて運営することが大切です。

また、運営委員会は、常に同和地区の人々の意見や要望、また同和問題の現状を把握して教育集会所での活動の活性化に努めることが求められます。

2 共同学習の促進

同和地区内外の人々による共同学習を積極的に推進し、同和問題について共に学び、部落差別の現実への認識を深め、差別撤廃への意欲と人権意識を高めていくことが望まれます。そして、学習の成果を生かしながら、同和地区内外の人々が、共に差別をなくす自主的な実践活動に取り組んでいくことが期待されます。

共同学習の内容として、部落差別の実態や同和地区の人々が果たしてきた労働と生産の歴史、また差別と闘いながらたくましく生きてきた歴史と生き方を取り上げることは、偏見や差別意識の

解消と同和問題解決への展望や意欲を高める上で重要な意義を持つものです。

また、同和地区相互の共同・交流学习を通して、地区内学習の内容や進め方について具体的な実践の情報交換を行い、同和問題解決への取組みの課題と展望等への認識を高めることは、同和地区での学習活動の充実と活性化に重要な役割を果たします。

さらに、少数点在で過疎化、高齢化の進む本県同和地区の実情を踏まえ、同和地区と周辺地域の人々が共に参加する地域ぐるみの教育・文化活動の積極的な推進が望まれます。

3 関係機関・団体等との連携

同和地区では、教育集会所や隣保館、公民館等を拠点とする様々な教育・文化活動が取り組まれています。これらの活動を実施するに当たっては、関係機関や団体等と連携を図って内容の系統性や実施時期、参加者等に配慮し、活動の主体者である同和地区の人々の立場に立って企画運営することが大切です。

(1) 公民館、隣保館との連携

公民館で行われる学級・講座等の中には、教育集会所での学級・講座と同じ趣旨の内容も多く、相互に密接な連携を図る必要があります。そのためには、公民館運営審議会と集会所運営委員会との連携を図り、情報交換しながら活動計画を立案することが大切です。

また、教育集会所での活動と公民館活動との交流学习や学級・講座の発表会等へ相互に参加し合うことは、連携を深める上で有意義です。

さらに、隣保館における教育・文化活動は、同和問題解決をめざすという共通の目標を基盤とし、参加者も重複する場合が多いため、より密接な連絡と連携を図る必要があります。そして、隣保館活動を主管する行政機関である首長部局と教育委員会との連絡調整を図り、同和地区の人々の意見の反映に努める必要があります。

(2) 学校教育や社会教育との連携

同和地区での学習活動をより充実したものにするため、学校教育や社会教育と密接な連携を図る必要があります。特に、同和地区児童生徒の進路保障を学校教育と社会教育が連携して進めることは、同和問題解決にとって重要な課題です。

そのため、学校や地域社会との連携のもとに、同和地区における子ども会活動の育成と活性化を図ることが望まれます。また、同和地区保護者の同和問題学習の充実と推進を図るとともに、学校教育との共通理解を図りながら、児童生徒自らが主体的に自らの社会的立場を自覚して、自ら学ぶ意欲と差別に立ち向かう態度を高めていくよう取組みを進めていくことが期待されます。

資

料

同 和 教 育 の 推 進 に つ い て

1976（昭和51）年・文部省

日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる問題であり、また、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる問題である同和問題の早急な解決を図ることは、国及び地方公共団体の責務であり、同時に国民的課題であるといわなければならない。この同和問題の解決に当たって教育は人間形成に主要な役割を果すものとして、基本的には民主主義の確立の基礎的な課題として特に重要視されなければならない。

1．日本国憲法と教育基本法の精神にのっとり基本的人権尊重の教育が全国的に正しく行われることを推進する。

日本国憲法は、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を尊重し、そして「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」ことを規定している。このように、すべての国民の個人としての尊厳を重んじ、基本的人権を保障することは、我が国の社会制度の基本であり、同和教育はこれにかかわるものとして推進されなければならない。

同和教育の推進については、学校教育及び社会教育を通じ広く国民の基本的人権尊重の精神を高めるとともに、対象地域における教育上の格差の解消と教育・文化の水準の向上に努めることが必要である。すなわち、同和教育の中心的課題は、法の下での平等の原則に基づき、社会の中に根づく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである。この教育では、教育を受ける権利（憲法第26条）及び教育の機会均等（教育基本法第3条）に照らして、対象地域の教育を高める施策を強力に推進するとともに、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を尊重する教育活動が積極的に、全国的に展開されねばならない。

2．全国民の正しい認識と理解を求めつつ、具体的展開の過程においては、地域の実態を十分把握しこれに即応した配慮に基づいた教育を推進する。

同和教育を進めるに当たっては、学校教育、社会教育及び家庭教育の全般にわたり、かつ三者の連携を図って実施するとともに、地域の実態を十分に把握し、それに即するよう配慮することが重要である。更に、指導者の養成と確保に力を注ぐとともに、教育実践に結びついた研究活動を推進するように努めることが大切である。

3．同和教育を進めるに当たっては、同和教育と政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、「教育の中立性」が守られるよう留意する。

同和教育を進めるに当たっては、「教育の中立性」が守られるべきことはいうまでもない。同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育であるといったよ

うな考え方は避けられなければならない。

4．学校教育

学校における同和教育を進めるに当たっては、特に次の点に十分配慮し、適切に行うことが必要である。

- (1) 同和教育は、児童生徒の発達段階に即し、小学校、中学校及び高等学校における各教科、道徳、特別活動等の特質に応じ適切に行う。
- (2) 対象地域をもつ学校における同和教育では、教育水準を高め、教育上の格差是正を図るため、対象地域の児童生徒の学力の向上と健康の増進を図り、進学や就職が適切に行われるよう、進路指導の充実に努め、広く社会の各分野における将来の発展を期する。

5．社会教育

社会教育における同和教育を進めるに当たっては、社会教育が国民の自発的な学習活動を基盤としていることに留意するとともに、特に次の点に十分配慮し、適切に行うことが必要である。

- (1) 同和問題に関する学習意欲の喚起及び理解を深めるための学習の機会の提供に努める。
- (2) 対象地域の人びとの家庭生活、社会生活の充実に資するため各種の社会教育活動の振興に努める。
- (3) 実施に当たっては、学習者の実態、地域の実情、学習形態の特質等各種の条件に応じた効果的な方法で行うとともに、学校における同和教育、関係行政機関、社会教育関係団体の活動等と密接な連携のもとに行うよう努める。

幼稚園における同和教育に関する配慮事項について

1987（昭和62）年・文部省

同和对策審議会答申（昭和40年8月11日）、地域改善対策協議会意見具申（昭和59年6月19日）にも指摘されているとおり、同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題である。この問題の解決のために、学校教育の場も十分な機能を果たすことが期待されている。

文部省では、これを踏まえ、学校における同和教育の推進に資するため、学校教育関係者に対し「同和教育資料」を通知して、その普及・徹底を図っており、特にその中で「同和教育の推進について」の方針を示しているところであるが、幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、この時期に基本的人権尊重の精神の芽生えを育むことは、幼児のその後の成長にとって重要であることにかんがみ、幼稚園における同和教育に当たっては、次のような点に配慮する必要がある。

幼児期は、発達が未分化で個人差が著しい時期であり、各々の幼児の発達状況に応じた教育を行うことが大切である。このため、一人ひとりの幼児の状況を十分に把握し、その多様な教育課題を明らかにして、調和の取れた全人的発達の基礎を築くことに努める必要がある。

また同時に、一人ひとりの人格が尊重される集団の中でこそ子どもの能力や個性が発揮されることを踏まえ、一人ひとりが人間を尊重する気持ちを持てるような、差別を生まない人間関係づくりを進めなければならない。

また、幼児は周囲の環境から受ける影響が大きく、幼稚園においては、各々の幼児の生活環境を十分に把握しつつ、適切な指導を行うことが必要である。特に同和地区の幼児を対象に含む幼稚園においては、幼児の家庭・地域環境、生活条件等の状況や差別の背景を十分に把握し、積極的に家庭・地域や小学校等関係諸機関との連携を図り、地域全体の力で心身ともに健全な、差別を生まない子供が育成されるよう努める必要がある。

その際、特に幼児の健康、基本的生活習慣・技能、社会性、言語の発達など、日常生活の基礎的な事項について、幼児が十分身につけることができるよう配慮するとともに、将来にわたってすべての幼児が、思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、互いの人格を尊重し合える人間として自立することができるよう努めることが必要である。

幼稚園においては、同和問題についての正しい理解と認識を形成し、全教職員が密接に連携・協力する体制をとり、幼児の生活経験に即した指導を行うことができるよう教育課程を編成し、これを個々の幼児の実態に沿って十分に展開する必要がある。なお、教育課程の編成に当たっては、差別を生まない人間を育てる観点を踏まえ、教材や遊びの内容等の選定に十分配慮しなければならない。

幼稚園において、これらの点を踏まえた適切な指導が行われるよう、教職員は同和問題についての正しい理解と認識を深める等の必要な研さんに努める必要があり、設置者においてはその機会の確保に一層努めることが必要である。

同 和 教 育 の 指 導 方 針

1974（昭和49）年・島根県教育委員会

日本国憲法は、国民の生命、自由、及び幸福の追求に対する権利を尊重し、国民の基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であるとともに、国民が法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において差別されないと規定している。

しかし、今日なお同和地区の住民は、職業の選択、結婚、住居などでの差別や偏見により、基本的人権を侵害されている。この同和地区は長い歴史の間に、政治的、経済的、社会的諸条件に規制

せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。ここに住む住民に対するいわゆる部落差別は、封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的又は顕在的に存在し、多種多様な形態で発現している。

このような同和問題の解決について、国は同和対策審議会の答申に基づいて、同和対策長期計画及び同和対策事業特別措置法を制定し、国及び地方公共団体が、それぞれの立場において責任をもって早急に解決しなければならない全国民的課題であるとしている。

本県においても同和教育が、同和問題の解決に重要な役割を果たすということを十分に認識し、いわれなき差別のない社会の実現に努力するよう、速やかに適切な措置をとらねばならない。

このため本県の同和教育を推進するに当たり、次の方針を定める。

（１）同和教育観の確立

同和地区であるとないつにかかわらず、すべての県民が、同和問題を正しく理解することによって、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、相互に信頼され敬愛される人間の育成をめざす教育観の確立を図る。

（２）学校教育における同和教育の推進

児童・生徒それぞれの発達段階に応じて、児童・生徒が自分たちの暮らしの中にある不合理や矛盾を見抜き、個人の尊厳を自覚し、部落差別を許さぬ人間になるようその育成に努める。また同和地区児童生徒個々についての理解を深め、特に適切な進路指導並びに進学援助等教育条件の整備に努める。

（３）社会教育における同和教育の推進

社会教育の場における学級、講座、各種団体の学習活動等を積極的に実施し、県民のひとりひとりが同和問題を自分の課題としてとらえ、人権を保障し、迷信や因習を打破するために協同し、連帯して取り組むため、この教育を組織的積極的に推進する。

（４）指導者の育成

学校教育、社会教育に係る諸機関、団体などが緊密に協力し、同和問題に対する正しい認識と理解をもち、しかも実践力のある指導者の育成を図る。

（５）教育の政治的中立性の確保

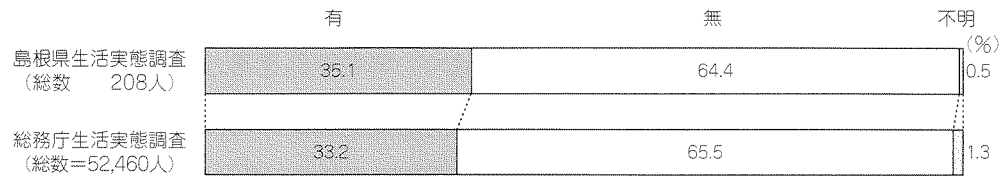
民主主義の原理に即して、同和教育の推進を図るとの考え方を基底とし、特定の政治活動や社会運動に左右されることなく、同和教育の政治的中立性を守る。

— 97 —

(2) 人権侵害の状況

質 問 あなたは、今までに、同和地区の人であるということで人権を侵害されたことがありますか。

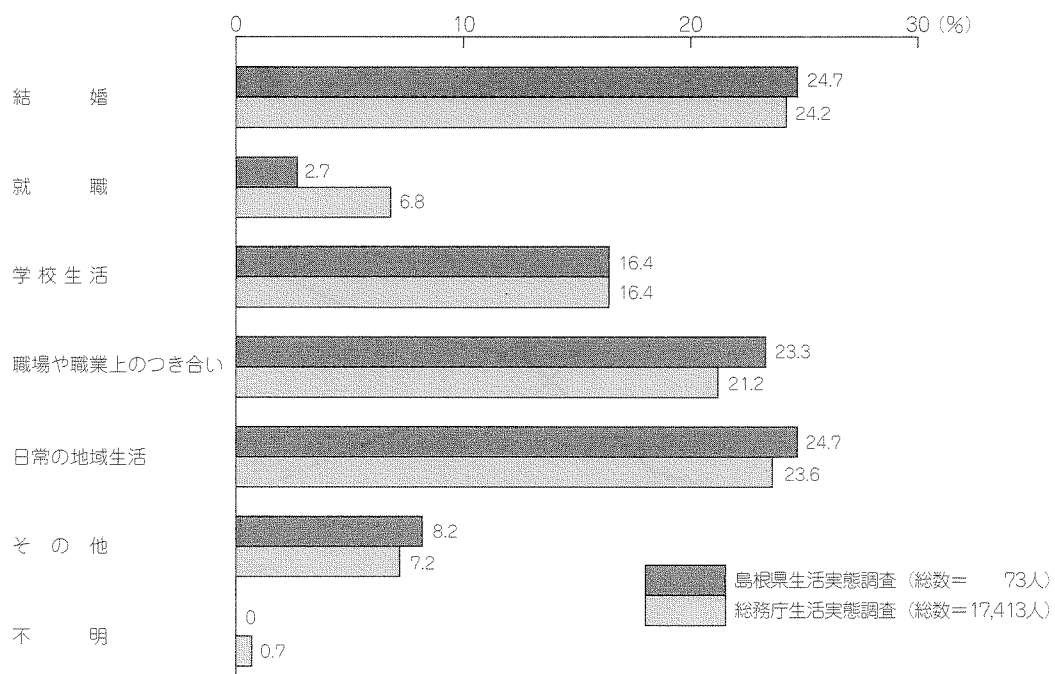
① 人権侵害の有無別回答者数



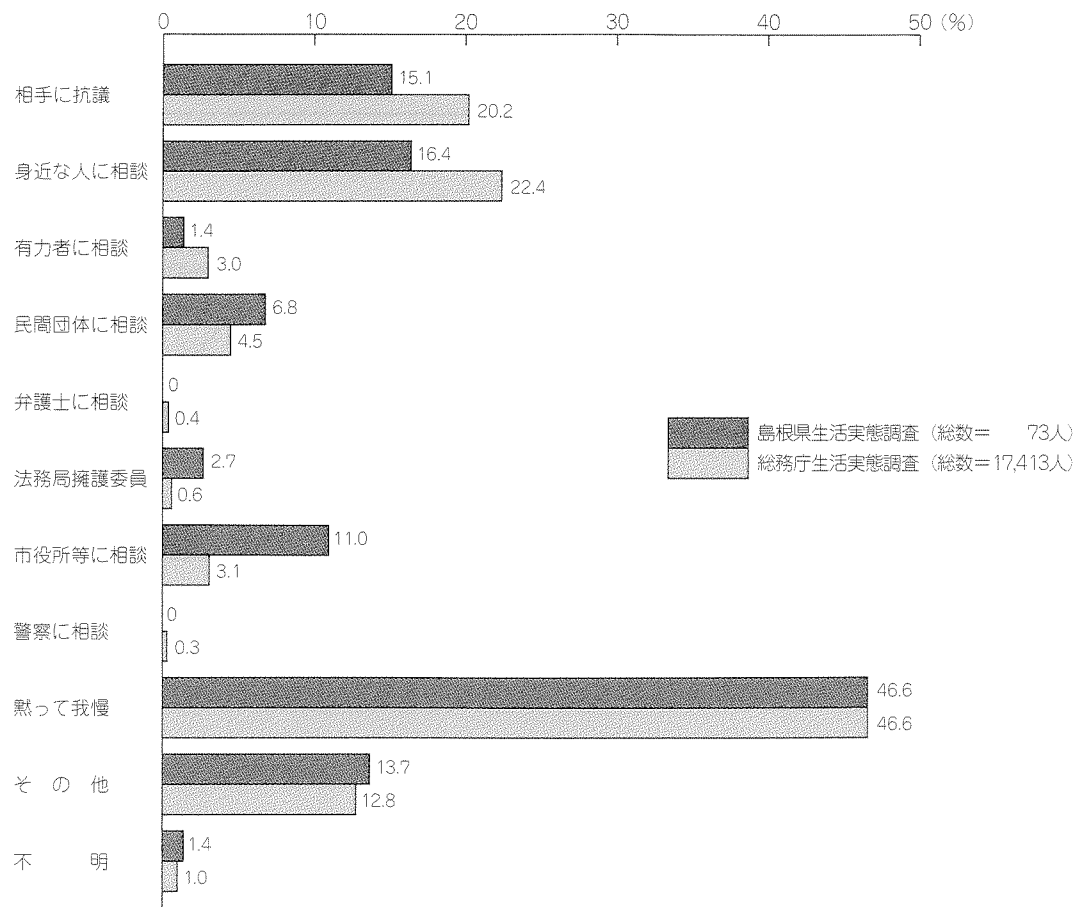
② 人権侵害の時期別回答者数



③ 人権侵害の内容別回答者数

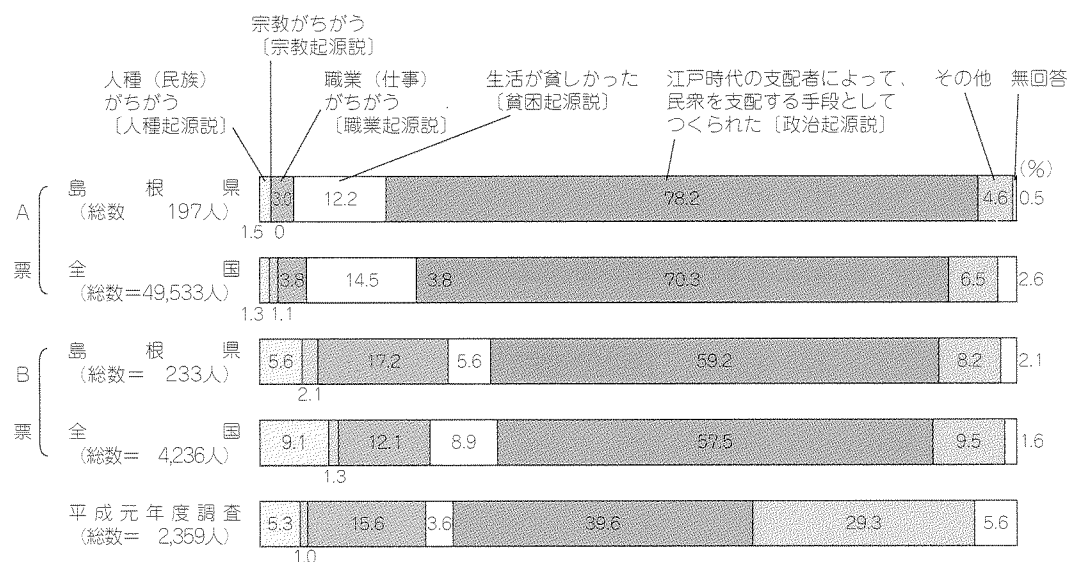


④ 人権侵害への対応方法別回答者数（複数回答）



(3) 同和地区の起源説

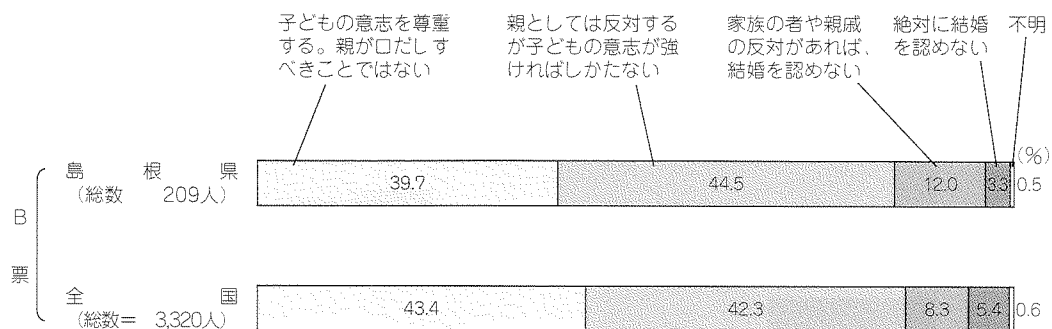
質 問 同和地区の起源について、あなたはどのように受けとめていますか。



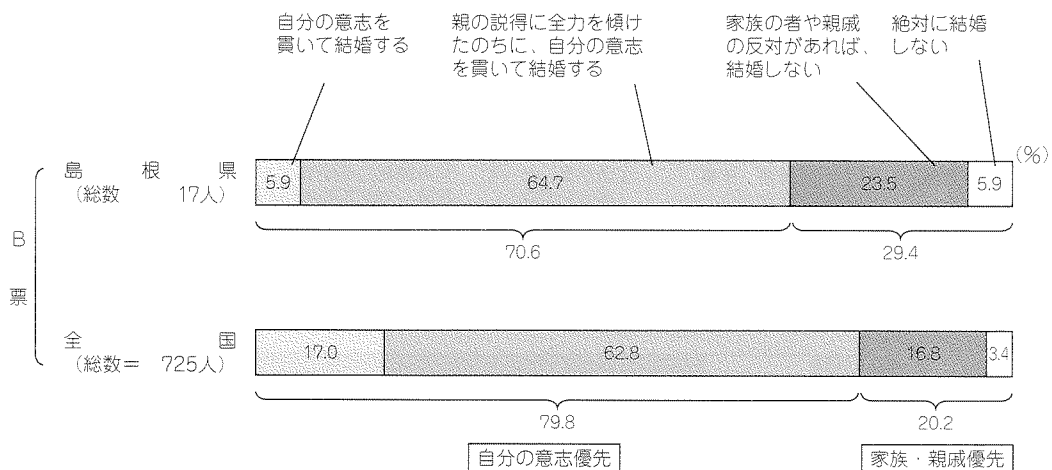
(注) 平成元年度調査の「その他」には「落武者の子孫」5.7%、「迷信によるもの」5.5%、「わからない」17.3%を含む。

(4) 結婚に対する態度

質 問 (B票) 既婚の人のみお答えください。
 かりに、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人
 であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。

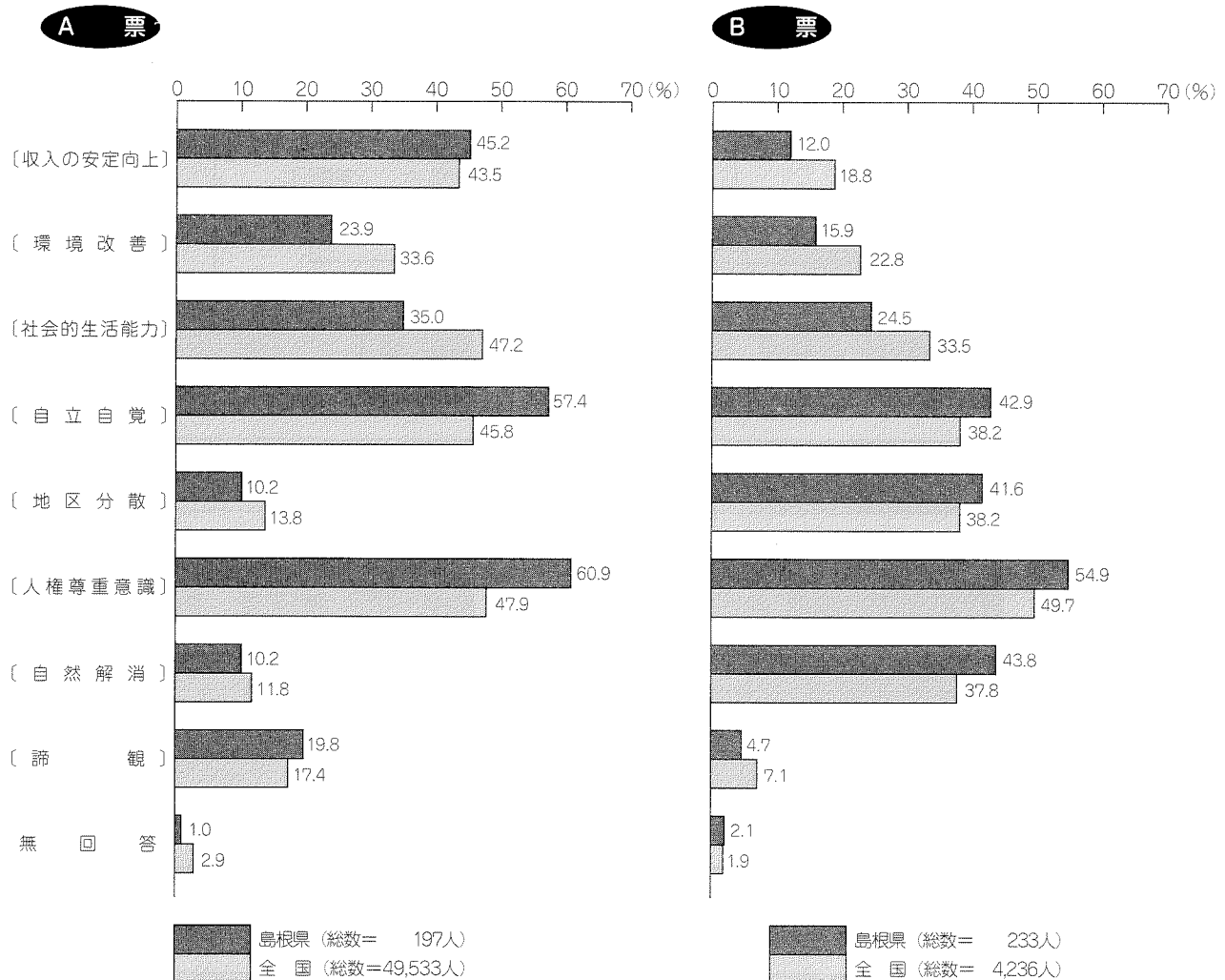


質 問 (B票) 未婚の人のみお答えください。
 かりに、あなたが、同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、
 親や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどのようにしますか。



(5) 同和問題を解決するための考え方

質 問 同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか。
あなたのお考えに近いものを3つ以内えらんでください。



〔収入の安定向上〕：同和地区の人の収入の安定・向上をはかり、生活力を高める

〔環境改善〕：同和地区の住宅環境や生活環境を改善・整備する

〔社会的生活能力〕：同和地区の人がじゅうぶんに教育を受けられるようにし、社会的生活能力を高めるようにする

〔自立自覚〕：同和地区の人が、差別に負けないように努力し、積極的に行政や同和地区外の人に働きかけていく

〔地区分散〕：同和地区の人が、一定の地区（同和地区）にかたまって生活しないで、分散して住むようにする

〔人権尊重意識〕：同和地区外の人によく理解してもらい、差別をしない人権尊重の意識を高める

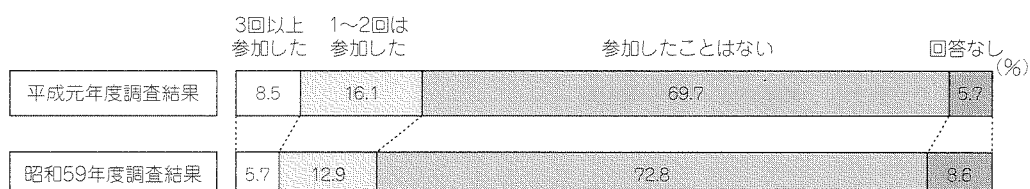
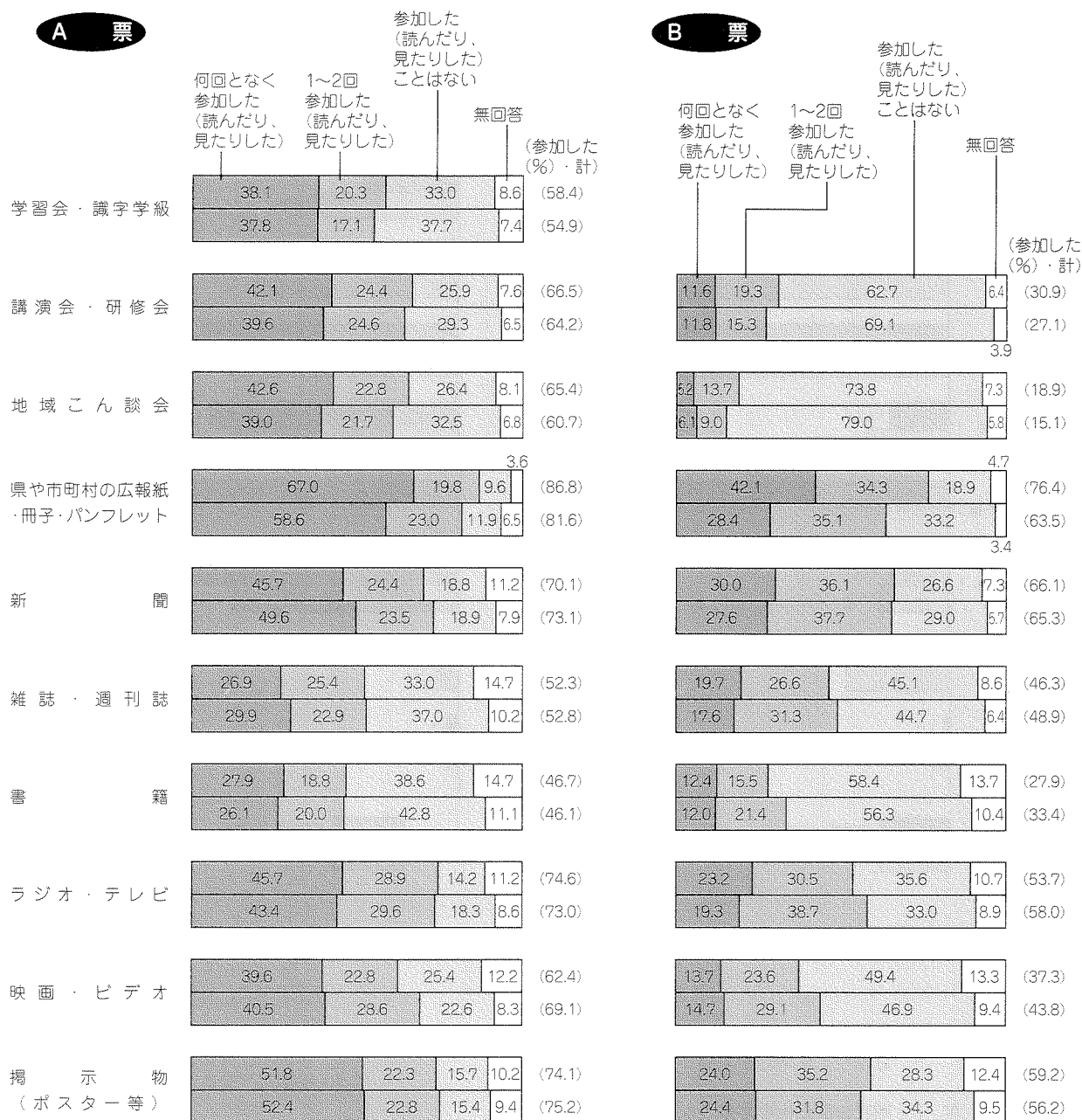
〔自然解消〕：同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、自然になくなる

〔諦観〕：どのようにしても差別はなくなるしない

(6) 講演会、研修会への参加状況等

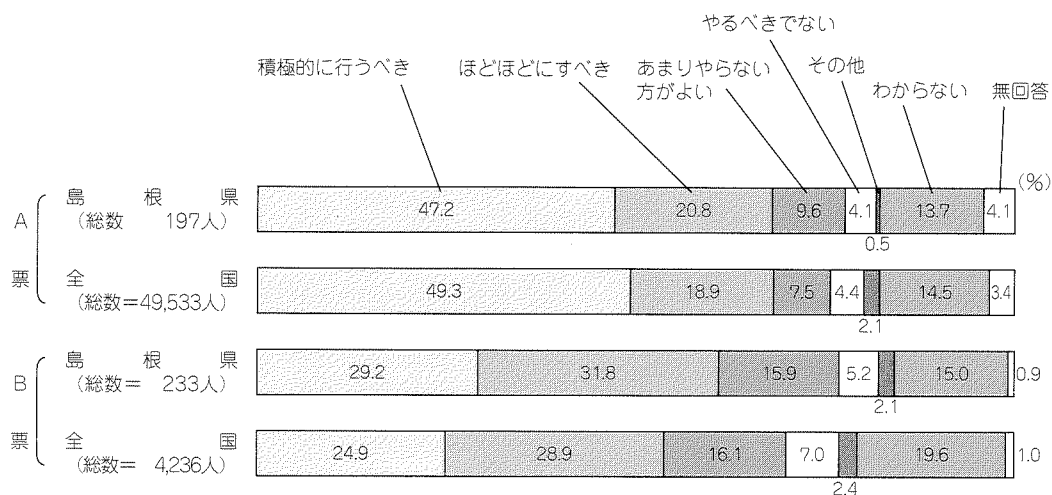
質 問 あなたは、「同和問題」についての講演会や研修会に参加されたり、新聞や雑誌の「同和問題」に関連した記事を読まれたりしたことがありますか。

平成5年度調査結果



(7) 今後の啓発活動に関する意見

質 問 同和問題について啓発（講演会、研修会、映画会、広報等）を今後どのようにすればよいと思いますか。



(8) 同和教育に関する考え方

質 問 小・中学校など義務教育での「同和教育」について、あなたのお考えに近いものはどれですか。

